

富谷市地域防災計画

地震災害対策編

令和元年 10 月

富谷市防災会議

〔目 次〕

地震災害対策編

第1章 総 則	3
第1節 計画の目的と構成	3
第2節 各機関の役割と業務大綱	8
第3節 富谷市の概況	18
第4節 対象とする地震	22
第5節 富谷市地域防災計画改定の方針と主なポイント	23
第2章 災害予防対策	27
第1節 総則	27
第2節 地震に強いまちづくり	29
第3節 公共土木施設等の予防対策	31
第4節 建築物等の耐震化対策	33
第5節 ライフライン施設等の予防対策	35
第6節 危険物施設等の予防対策	39
第7節 防災知識の普及	41
第8節 地震防災訓練の実施	48
第9節 地域における防災減災体制	51
第10節 ボランティアの受入れ	56
第11節 情報通信連絡網の整備	62
第12節 職員の配備体制	64
第13節 防災拠点等の整備	67
第14節 相互応援体制の整備	69
第15節 医療救護体制の整備	75
第16節 火災予防対策	84
第17節 緊急輸送体制の整備	86
第18節 避難対策	89
第19節 避難収容対策	95
第20節 食料、飲料水及び生活物資の確保	101
第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	105
第22節 複合災害対策	111
第23節 廃棄物対策	113
第3章 災害応急対策	117
第1節 災害情報の収集・伝達	117
第2節 通信・放送施設の確保	126
第3節 災害広報活動	129
第4節 防災活動体制	132
第5節 相互応援活動	138

第6節 災害救助法の適用	141
第7節 自衛隊の災害派遣	143
第8節 救出・救助活動	148
第9節 医療救護活動	151
第10節 消火活動	156
第11節 交通・輸送活動	160
第12節 ヘリコプターの活動	166
第13節 避難活動	170
第14節 応急仮設住宅等の確保	181
第15節 相談活動	184
第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	185
第17節 愛玩動物の収容対策	188
第18節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	190
第19節 防疫・保健衛生活動	197
第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬	200
第21節 廃棄物処理活動	203
第22節 社会秩序の維持活動	207
第23節 教育活動	208
第24節 保育活動	212
第25節 防災資機材及び人材の確保	214
第26節 公共土木施設等の応急復旧	216
第27節 ライフライン施設等の応急復旧	218
第28節 危険物施設等の安全確保	223
第29節 農林業の応急対策	225
第30節 二次災害・複合災害防止対策	228
第31節 応急公用負担等の実施	230
第32節 ボランティア活動	233
第4章 災害復旧・復興対策	237
第1節 災害復旧・復興計画	237
第2節 生活再建支援	240
第3節 住宅復旧支援	246
第4節 産業復興の支援	248
第5節 都市基盤の復興対策	249
第6節 義援金の受け入れ・配分	251
第7節 激甚災害の指定	253
第8節 災害対応の検証	258

第1章 總則

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と地震に伴い発生した大津波（以下、東日本大震災という。）は、人知を超えた猛威をふるい、宮城県内で 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大災害であった。本市においても、死者 1 名、負傷者 32 名の被害者を出し、生活基盤や建築物等への被害も各地で発生した。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始する等、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第1 計画の目的

本計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき富谷市の地域に係る防災減災対策に関し、市及び市内の公共機関等の業務の大綱及び処理すべき事務を定め、地震の発生時には、住民の協力を得て密接な連携のもとで総合的かつ総力を挙げ応急対策を実施し、市土や住民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

なお、本計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合であってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るために推進計画を兼ねる。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づく「富谷市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、富谷市防災会議が策定する計画であり、富谷市の地域における地震の防災減災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。また、本計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的な事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

市では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。また、防災機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

- | | |
|-----|------------------|
| 資料編 | ・資料1－1 富谷市防災会議条例 |
| | ・資料1－2 富谷市防災会議委員 |

第3 計画の修正

1 修正の概要

本計画は、災害対策基本法第42条の規定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。今回の修正においては、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込んだ修正を加えた。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災は、沿岸部における津波被害を中心に、広い地域に甚大な被害をもたらした。

本市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災減災対策の一層の強化を図り、住民の生命、身体及び財産を地震から守り、安全・安心に暮らせる市土づくりを進める。

(2) 県の地域防災計画の見直し内容の反映

県の地域防災計画の改定を踏まえ、その修正内容を検討し、本市の特徴を踏まえ、修正可能なものから、本編の見直しに反映した。

本計画策定時点でも、県や国その他関係機関において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、各機関の検討結果を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5 基本方針

大規模地震は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、

できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも市・県・国・その他関係機関等が総力を結集して、地域の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同規模の地震を想定した防災減災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底等、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施の充実、指定緊急避難場所や指定避難所・避難路の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模地震災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模地震災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互援助協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要があるし、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時においては、地震の被害、余震地震の状況被害や状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5 自助・共助による取組の強化

大規模地震時に住民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、住民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、市、県、国及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者等様々な主体によ

る「自助」・「共助」の取組みを強化とともに、住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模地震の発生時においては、余震や降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための市土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備えるために広域処理体制を確立する必要がある。

8 要配慮者への対応

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して、広く普及している携帯電話で避難勧告等を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

11 女性や高齢者等多様な主体の参画による防災減災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災減災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災減災体制を確立する必要がある。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。ま

た、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

地震災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災減災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

富谷市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく富谷市防災会議条例（昭和38年条例第1号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行うこと等を所掌事務とする。

- 資料編　・資料1－1 富谷市防災会議条例
- ・資料1－2 富谷市防災会議委員

2 災害対策本部

市内において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく富谷市災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、本市においては災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づく富谷市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）、防災関係機関においては、各機関において定めておく。

- 資料編　・資料1－3 富谷市災害対策本部条例
- ・資料1－4 富谷市災害対策本部運営要綱

第3 各機関の役割

1 富谷市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域や住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、本市消防団及び黒川地域行政事務組合消防本部がこれにあたり、本市消防団の組織及び運営については、本市条例及び本市地域防災計画の定めるところによる。

3 水防機関

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動を実施する場合は、上記消防機関がこれにあたる。

4 県の機関

県の機関は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務や業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、自ら防災活動を行うとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災減災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

8 住民

住民一人ひとりは、自らの身の安全は自ら守るという「自助」を基本に、地震災害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。また日ごろから隣近所や町内会において顔の見える関係を築き、コミュニティを醸成する。

家庭では、3日分以上の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自発的な被災者の救出・救助、救護活動への協力等、家族や隣近所などと助け合いながら防災に寄与する。

さらに、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

9 町内会・自主防災組織

町内会や自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の意識、連帯感に基づき、住民の安否確認・避難誘導、避難所運営、情報の収集、初期消火、負傷者の救出・救助、救護、給食・給水活動、在宅被災者への支援などの役割を担う。

大規模地震災害の発生時には、被害を軽減するための活動を行い、避難~~指示及び~~勧告等発令後の指定避難所においては、学校や市と連携し避難所運営にあたる。

日ごろは、隣近所や町内会において地域コミュニティを醸成するとともに、防災訓練や研修等を開催し、地域の防災力向上に努める。

10 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災減災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等に加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（B C P）の策定・運用及び事業継続マネジメント（B C M）の構築等に努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 防災関係機関の業務大綱

1 富谷市

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
富 谷 市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富谷市防災会議及び災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練、防災上必要な教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報、被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示 (緊急)・勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災減災対策の実施 (8) 被災者に対する救助、救護、復興援助 (9) 食料、飲料水、その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 市立小・中学校、幼稚園、保育所の応急教育・保育対策 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 (15) その他災害発生の防ぎよや拡大防止のための措置
富谷市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市立学校施設の災害対策 (2) 市立学校児童生徒等の安全対策 (3) 市立学校教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

2 消防・警察

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
黒川地域行政事務組合消防本部 黒川消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防計画の策定に関すること (2) 災害の予防、警戒、防ぎよに関すること (3) 警戒、警報等の広報、伝達に関すること (4) 要救助被災者の救出・救助に関すること (5) 傷病者の救急・搬送に関すること (6) 危険物の保安、応急対策に関すること
大和警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集、伝達 (2) 被災者の救出・救助及び負傷者の救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 遺体の検視・見分 (5) 交通規制及び交通秩序の確保 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

3 一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
黒川地域行政事務組合	(1) 廃棄物、し尿処理対策 (2) 遺体等の火葬対策
公立黒川病院	(1) 医療、救護活動 (2) 防疫及び保健衛生の指導、協力

4 仙台市

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
仙台市水道局	(1) 給水対策
仙台市ガス局	(1) 天然ガスの災害防止及び災害時の天然ガスの供給確保
仙台市環境局 (松森工場)	(1) 廃棄物処理対策

5 宮城県の機関

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
宮 城 県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練、防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助、救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務や業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよや拡大防止のための措置
宮 城 県 仙 台 地 方 振 興 事 務 所	(1) 災害情報の収集 (2) 消防対策 (3) 各防災関係機関との連絡調整 (4) 食料対策 (5) 農業用揚・排水施設対策 (6) 土地改良事業対策 (7) その他農林業対策

1-2 各機関の役割と業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
宮 城 県 仙台北県税事務所	(1) 県税の減免措置
宮 城 県 仙 台 保 健 福 祉 事 務 所 (塩釜保健所)	(1) 災害救助法に基づく救助事務 (2) その他生活福祉対策 (3) 医療救護対策 (4) 防疫対策 (5) 給水対策 (6) 廃棄物処理対策 (7) その他保健環境対策
宮城県仙台家畜 保 健 衛 生 所	(1) 畜産振興対策 (2) 家畜防疫・衛生対策
宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所	(1) 水防対策 (2) 住宅対策 (3) 交通施設、道路の障害物の除去対策 (4) その他土木、建築関係対策
宮 城 県 仙 台 教 育 事 務 所	(1) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供 (2) 児童、生徒、教員の避難状況の報告 (3) その他所管する防災に関すること
宮 城 県 中 南 部 下 水 道 事 務 所	(1) 所管する下水道施設の防災対策及び復旧対策 (2) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
宮 城 県 大 崎 広 域 水 道 事 務 所 宮城県仙南・仙塩 広 域 水 道 事 務 所	(1) 所管する水道施設の防災対策及び復旧対策 (2) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

6 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
東 北 管 区 警 察 局	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整
東 北 財 務 局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東 北 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
東 北 農 政 局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策、病害虫防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局 (宮城北部森林管理署)	(1) 山火事防止対策 (2) 災害時復旧用材（国有林材）の供給 (3) 林道の適正な管理
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧対策 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 <u>(2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策</u>
東 北 運 輸 局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
仙台管区気象台	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> <u>(4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> <u>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u> <u>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備</u> <u>(3) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、土砂災害、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</u> <u>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</u> <u>(5) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</u> <u>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等</u> <u>(7) 県や市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u>

1-2 各機関の役割と業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
東北総合通信局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
宮城労働局	(1) 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導 (1-2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質や放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 (4) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定、労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導
東北地方整備局 (仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所)	(1) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 (2) 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 (3) 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達等 (4) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 (5) 一般国道区間の交通確保 (6) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所としての利用 (2-4) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3-2) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4-2) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5-2) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

7 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 (第22即応機動連隊、 第6偵察隊)	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

8 指定公共機関

機 門 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
東日本電信電話	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
(株) 宮城事業部	(2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市及び防災関係機関との連携
東北電力(株) 仙台北電力センター	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	(1) <u>気象予報・警報、災害情報等の放送</u>
東日本高速道路 (株) 東北支社	(1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施
日本通運(株) 仙台支店	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
日本郵便(株) 東北支社	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
KDDI(株) (株) NTTドコモ NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	(1) <u>電気通信設備の整備及び災害防止</u> (2) <u>災害時における通信の確保</u> (3) <u>電気通信設備の復旧</u>
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	(1) <u>災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等</u>

9 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
民放放送各社	(1) 災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県トラック協会	(1) 災害時における緊急物資等のトラック輸送確保

1－2 各機関の役割と業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
(仙台支部)	
一般社団法人 宮城県LPGガス協会	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人 宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達

10 宮城県警察本部

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
宮城県警察本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

11 公共的機関等

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
一般社団法人 黒川医師会	(1) 災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科医師会 (仙台支部会)	(1) 災害時における医療救護活動 (2) その他歯科医師会が行う防災に関する事務や業務
一般社団法人 宮城県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護活動への協力 (2) 医薬品の確保
新みやぎ 農業協同組合 あさひな地区本部	(1) 災害時における食料、燃料、生活用品の供給対策 (2) 農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策 (3) 災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策及び病害虫防除の指導 (4) 災害に伴う営農資金の貸付及びあっせん
くろかわ商工会 (富谷事務所)	(1) 災害時における応急復旧活動の人的支援や資機材の提供 (2) 災害時における商店事業者の安否確認及び事業所の被害調査 (3) 被災者の生活を確保するための物資のあっせん (4) 中小企業者等の相談窓口の設置及び災害復興資金の確保援助
社会福祉法人 富 谷 市 社会福祉協議会	(1) 災害時における災害ボランティアセンターの設置と被災者ニーズの把握 (2) ボランティアの要請及び関係団体の育成支援 (3) 災害ボランティア団体等のネットワーク構築 (4) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
公益社団法人 富谷市シルバー 人材センター	(1) 災害時における応急復旧活動の人的支援
宮城県石油商業協同 組合（塩釜支部・	(1) 応急用燃料の供給確保

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
黒川支部)	
病院等医療機関	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策 (2) 災害時における収容患者の避難誘導 (3) 被災負傷患者等の収容保護 (4) 災害時における医療、助産等 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 (2) 災害時における入所者の避難誘導
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資及びあっせん
宮城県農業共済組合	(1) 災害による農業災害補償調査
黒川森林組合	(1) 森林治水、治山による災害防除及び応急対策の実施 (2) 災害時における応急復旧資材の提供 (3) 事業資金等災害資金の確保及び指導

第3節 富谷市の概況

第1 自然的条件

1 位置

(1) 位置

富谷市は、宮城県のほぼ中央に位置し、市域面積は 49.18 km²で、豊かな自然に恵まれた標高 100m程度の丘陵によって形成されている。南は仙台市及び利府町に、東、西、北は大和町に接している。

(2) 緯度、経度

	経 度		緯 度	
	最 東	最 西	最 南	最 北
富谷市	東経 140° 56' 34"	東経 140° 51' 48"	北緯 38° 19' 45"	北緯 38° 25' 47"
富谷市役所	東経 140° 53' 55"		北緯 38° 23' 47"	

2 面積、市土の広がり

面積、市土の広がりは、面積、49.18 km²、東西 7.12km、南北 10.02km となっている。

3 地形・地質

(1) 地形

富谷市は概ね南方に高く、明石の鍋山が標高 131m、大亀山が 118.7m、他は 100m 以下の丘陵が起伏している。大きく南部山地帯と北部平地帯とに分けることができる。

河川は、南部の丘陵地帯に源を発する西川が、途中穀田川、明石川、沼田川などと合流しながら、さらに北東に流れ吉田川に合流している。また、市の北部の一ノ関・二ノ関・三ノ関地区には大和町小野方面から流出する竹林川が宮床川と合流し、さらにこれも吉田川と合流している。

(2) 地質

ア 表層地質

富谷市内には、新第三紀中新世の青麻層主部及び七北田層、鮮新世の宮床凝灰岩、それらの上位に、第四紀の段丘堆積物及び沖積層が分布する。

(ア) 新第三系

青麻層主部は、主として本市を中央部よりやや北側を横断する西川から南側に広く分布する。

七北田層は主として西川から北側に分布する。

宮床凝灰岩は、主として本市北部の一ノ関付近にわずかに分布する。

(イ) 第四系

段丘堆積物は、低位段丘と最低位段丘に区分される。低位段丘堆積物は、志戸田から一ノ関にかけて宮床川左岸、穀田付近の西川右岸、及び西川支流の明石川左岸に分布する。沖積層は、宮床川及び西川流域、さらにそれらの河川の支流沿いに分布する。

(ウ) 造成地盤

青麻層あるいは七北田層からなる段丘地を切土あるいは盛土造成した地盤で、富谷市西側に広く分布する。谷を盛土した地盤は、富谷市西成田長柴西方及びひより台1丁目などにみられる。

イ 地質構造

(ア) 褶曲

富谷市内に分布する地層はほとんど水平に分布しており、傾斜角は最大でも10町程度である。南北方向に延びる微弱な向斜構造が明石付近にみられる。

(イ) 断層

富谷市内には断層は認められない。

4 気象

宮城県の気象は、東北気候区に属するが、東北地方では最も温暖で住みやすい環境にある。

富谷市内に気象観測所はないが、最も距離が近い観測地点の大衡（アメダス）のデータによると、年間降水量は1294.8mm、年平均気温は11.1度となっている。

このうち、降水量については、6月から10.9月の長雨や台風襲来の時期には、月平均の降水量が130mmを越え、8.7月と9月には180mmを越える。

また、気温については、最高気温が7月から8.8月には25度を超える日がある一方、12月から3月にかけては最低気温が氷点下の日もみられる。

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	<u>54.8</u>	<u>0.0</u>	<u>4.0</u>	<u>-3.7</u>	<u>1.7</u>	<u>111.8</u>
2月	<u>49.9</u>	<u>0.5</u>	<u>4.8</u>	<u>-3.6</u>	<u>1.8</u>	<u>129.6</u>
3月	<u>74.5</u>	<u>3.5</u>	<u>8.9</u>	<u>-1.3</u>	<u>1.9</u>	<u>165.1</u>
4月	<u>97.7</u>	<u>9.3</u>	<u>15.7</u>	<u>3.4</u>	<u>1.7</u>	<u>185.6</u>
5月	<u>104.8</u>	<u>14.3</u>	<u>20.6</u>	<u>8.9</u>	<u>1.4</u>	<u>178.8</u>
6月	<u>139.6</u>	<u>18.1</u>	<u>23.4</u>	<u>14.0</u>	<u>1.1</u>	<u>136.2</u>
7月	<u>182.7</u>	<u>21.6</u>	<u>26.5</u>	<u>18.3</u>	<u>0.9</u>	<u>117.9</u>
8月	<u>161.8</u>	<u>23.4</u>	<u>28.5</u>	<u>19.8</u>	<u>0.9</u>	<u>131.4</u>
9月	<u>182.3</u>	<u>19.3</u>	<u>24.3</u>	<u>15.4</u>	<u>0.8</u>	<u>112.3</u>
10月	<u>118.7</u>	<u>13.3</u>	<u>19.0</u>	<u>8.3</u>	<u>1.0</u>	<u>130.8</u>
11月	<u>77.1</u>	<u>7.4</u>	<u>12.9</u>	<u>2.3</u>	<u>1.3</u>	<u>116.3</u>
12月	<u>50.9</u>	<u>2.6</u>	<u>7.2</u>	<u>-1.4</u>	<u>1.5</u>	<u>103.7</u>
年	<u>1294.8</u>	<u>11.1</u>	<u>16.3</u>	<u>6.7</u>	<u>1.3</u>	<u>1627.4</u>

※ いずれも、1981年～2010年の平均値

第2 社会的条件**1 人口、世帯数**

本市の過去の人口推移をみると昭和55年の人口総数は13,930人、世帯数は3,559世帯であるが、平成27年までの35年間で総人口は約3.7倍の51,591人、世帯数は約4.9倍の17,494世帯となっている。特に、昭和60年から平成2年、平成12年から平成17年、平成17年から平成22年にかけては、全国的にみても、それぞれ7位、8位、7位と大きな人口増加率となっている（平成17年から平成22年にかけての人口増加率は全国22位）。

これは、仙台市に隣接し、大規模な住宅基盤整備が進められるとともに、企業立地が盛んであり、長期にわたり人口の流入が続いていることが要因である。

とりわけ平成2年から平成7年の5年間で約23%と県内第2位の人口増加率を示し、平均年齢も40.9歳と若いまちとなっている。人口密度は1,049人/km²（宮城県平均321人/km²）であり、また一世帯あたりの人数は2.95人で、県平均の2.47人を若干上回っている。

また、0～14歳の年少人口の割合は県内で最も高く、その一方で65歳以上の老人人口の割合（高齢化率）は最も低く、「県内で最も若いまち」といえる。

年数	人口総数(人)	世帯数(世帯)	1世帯あたりの人員(人)
昭和55年	13,930	3,559	3.91
昭和60年	18,053	4,680	3.86
平成2年	24,611	6,584	3.74
平成7年	30,224	8,657	3.49
平成12年	35,909	10,891	3.30
平成17年	41,593	13,206	3.15
平成22年	47,042	15,399	3.05
平成27年	51,591	17,494	2.95

2 交通

市域を南北方向に国道4号と東北自動車道が縦断しているほか、仙台北部道路は富谷ICが完成し、国道4号から直接乗り入れすることができる。また富谷JCTにより、東北自動車道と仙台北部道路が連結し、仙台都市圏環状ネットワークを形成している。主な交通手段は自動車となっている。

3 産業経済

富谷市の産業別就業人口をみると、第1次産業の減少が著しく、平成27年には0.8%となっている。この背景には、農業就業者の減少があげられるほか、仙台都市圏としての新市街地拡大に伴う流入人口の増加が続いていると考えられる。このため、第三次産業の増加が著しい。

4 土地利用

富谷市の地目別土地利用は、次のとおりである。市域西側一帯は道路に沿うように市街地が形成されている。東側は森林主体の構成であり、北部の平坦地にまとまった農地がみられる。

地目別土地利用面積(平成25年)

(単位:km²)

宅地	田	畠	山林	原野	雑種地	その他
7.04	6.78		19.44	1.25	4.96	8.80
7.30	6.72	0.86	19.01	1.22	5.30	8.77

5 ライフライン状況

(1) 上水道

平成29年度末、富谷市の給水人口は49,303人であり、普及率は99.96%となっている。

また、人口増加を考慮した水の確保と老朽化した水道管等の改修・修繕等の整備を行っている。

(2) 下水道

富谷市においては、昭和 62 年度から流域関連公共下水道事業を進めているほか、コミュニティプラントから切り替えられた公共下水道管の老朽化した管路についての改修・修繕整備を実施している。また、東向陽台地区では仙台市に処理を委託している。平成 29 年度末で下水道普及率は 99.8% となっている。

(3) 電気

富谷市は、東北電力㈱仙台北電力センターから電力の供給を受けている。

(4) ガス

富谷市には、仙台市ガス局と一般社団法人宮城県L.P.ガス協会により供給されている。

第3 災害特性

1 災害履歴

(1) 東日本大震災

近年で、富谷市に最も大きな被害をもたらした地震は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」であり、この地震に端を発した一連の大規模地震災害は「東日本大震災」と呼ばれている。

この地震は、三陸沖で発生し、国内観測史上最大の Mw (モーメントマグニチュード：震源域の岩盤のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) をもとにして計算したマグニチュード) 9.0、本市の震度は 6 弱を観測した。

富谷市における被害は、以下の通り。

人的被害				住家・非住家被害				
死者		行方不明者	負傷者		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
市内	市外		重症	軽傷				
1 名	5 名	0 名	2 名	30 名	16 棟	55 棟	482 棟	5,305 棟

(2) 宮城県沖地震

1978 年 6 月 12 日に発生した「1978 年宮城県沖地震」は、宮城県沖（金華山沖）約 40km を震源として発生し、マグニチュード 7.4、震度 5 の強震を観測している。市内の被害は、住家やブロック塀の被害のほか、国道 4 号や市道等の道路において路面隆起・沈下、段差発生など、多くの被害が発生した。

第4節 対象とする地震

本市では、これまで、宮城県が実施した被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、本市のみならず、県全域で甚大な被害が発生した。このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定することとしている。また、被害の全体像の明確化及び広域的な防災減災対策の立案の基礎とするため、県は、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定することとしている

市は、県による被害想定や減災目標を基に、減災に向けた施策を策定し、その推進に努める。

なお、施策の立案・推進に際して、東北地方太平洋沖地震「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」による被害状況を参考に、地域による地盤・地質の状況の差異に留意しながら進めていく。

第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型や海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

第3 地震被害想定について

県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和 59 年度～61 年度の第一次から平成 14 年度～15 年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から 8 年が経過した平成 23 年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。

被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本等が毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

第5節 富谷市地域防災計画改定の方針と主なポイント

市は、近年の市内外における災害の発生状況、被害状況や、そこから得られた教訓等を今後の防災減災対策に反映するため、以下の点を本計画改定の方針と主なポイントとした。

第1 改定の方針

1 東日本大震災等における取組み、教訓を反映

東日本大震災等において市が実施した被災者支援・復旧対策の取組みや、震災対応で得られた教訓を、今後の防災減災対策に反映する。

2 国の動向（防災基本計画改定、災害対策基本法改正等）を反映

東日本大震災以降に改定されてきた防災基本計画や災害対策基本法の内容を反映する。

また「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」などの指針、気象業務法や水防法等の関連法の内容を反映する。

3 宮城県地域防災計画との整合性を確保

宮城県は、平成25年、26年、27年、28年に地域防災計画を改定していることから、防災活動や災害発生時の活動内容の整合を図るため、記述内容や構成において、直近の県地域防災計画との整合性を確保する。

第2 改定の主なポイント

1 自助・共助・公助の連携による防災・減災体制の確立

- ・子どもから高齢者まで、防災・減災意識の高揚と教育を推進
- ・防災訓練等により、地域と学校、市が連携した防災・減災体制の確立
- ・自主防災組織等の育成による地域防災力の向上 など

2 住民の責務、地域の責務、企業の責務の明確化

- ・自分の身は自分で守る、お互いに支え合う、を基本にして住民、地域等の役割を明確化
- ・災害発生時に必要な3日分以上（推奨一週間以上）の食料や飲料水等の備蓄促進
- ・家族間や地域等における安否確認方法の確立
- ・避難所運営の主体・役割の明確化
- ・災害時の物資供給等の協定締結促進 など

3 情報発信体制の強化

- ・防災行政無線、メール等による情報伝達手段の運用充実
- ・災害発生を想定した訓練等により情報発信体制を確立 など

4 被災者支援対策の強化

- ・指定避難所の指定、被災者台帳の作成
- ・り災証明書の交付、安否情報の提供 など

5 要配慮者の支援体制の確立

- ・要配慮者や避難行動要支援者の把握、台帳整備等
- ・地域における要配慮者の支援体制構築
- ・福祉避難所の確保 など

6 女性等の視点を踏まえた避難所運営

- ・女性（特に妊産婦や乳幼児の母親）、高齢者、障害者等の意見を反映した「避難所運営マニュアル」の整備
- ・女性等が参画する避難所運営体制の確立 など

7 避難勧告等の判断基準改正

- ・特別警報等の運用等を踏まえた避難勧告等の判断基準を明確化
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）の情報発信体制の確立 など

8 災害発生時における庁内組織体制の強化

- ・災害発生初動期における災害対策本部体制の強化
- ・職員初動マニュアルの改正 など

9 広域支援体制の強化

- ・遠隔地自治体等との相互応援協定締結の促進 など

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、マグニチュード 9.0 の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度 7 をはじめ、本市を含む県内のほとんどで震度 6 弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベータの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、宮城県全体として、主に以下のような問題点がみられたことから、これらの問題点を参考に、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸 15 市町のうち、10 市町で災害対応の中心となる市町庁舎が被災し、そのうち 7 市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、高齢者、障害者等の要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなる等、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

7 避難指示（緊急）等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第2 基本的考え方

地震から住民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる地域づくり実現のため、市、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるにあたり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

([東北地方太平洋沖地震「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」](#))

- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動

(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震)

- 3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動

(長町一利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、[東北地方太平洋沖地震「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」](#)や長町一利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする

特に、本市に最も近い活断層である長町一利府線断層帯は、大きな被害に直結することが予想されるため、留意が必要である。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」…沈み込むプレート(スラブ)の内部で発生する地震。

第2節 地震に強いまちづくり

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物の耐震化・不燃化の推進に加え、防災基盤や施設の整備、災害対策組織の充実及び地震対策に関する知識の普及等が必要であり、その予防対策として次のとおり実施する。

第1 地震に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

第2 摆れに強いまちづくりの推進

1 建築物の耐震化

市は、ハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

2 耐震化を促進するための環境整備

市は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイスなど、耐震化の促進支援策の充実に努める。

3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は、住民や所有者等に対し、建築物の耐震化を促進する。

また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。

さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立のための消火栓等消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

市は、住民に対し、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第3 土砂災害予防

山の緩斜を切り盛りしての宅地化及び道路の建設、樹木の伐採、風化等によって、地震動により斜面の崩壊が生じる可能性がある。また土砂災害予防工事等の作業中にも災害が発生する事例が生じていることから、市は、次の点について指導の徹底を行う。

1 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

山地災害の危険区域、土砂災害危険箇所等、土砂災害を被るおそれのある場所は、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

また、関係機関、地元住民と定期的にパトロールを行い、危険箇所の現状把握と新たな危険区域の発見に努める。

- | | |
|-----|-------------------|
| 資料編 | ・資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所 |
| | ・資料2-2 土石流危険渓流 |

第4 液状化対策の推進

1 液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象であり、液状化による影響は建築物や道路のみならず、ライフライン等の埋設管にまで大きな被害をもたらしている。そのメカニズム等の解明と対策については検討段階にあるが、各種の調査研究によれば、砂質地盤で発生する可能性が高いとされ、宮城県の地震被害想定調査によると、本市においても液状化現象が生じる可能性があるとされている。

市は、住宅等の建設にあたっては建築物の耐震化、地盤改良等について住民に周知するとともに、避難所や学校等の防災上特に重要な公共施設の設置にあたっては、地質調査に基づき地盤改良等を行う等、液状化による被害を最小限とする対策を実施する。

2 液状化ハザードマップの作成

市は、液状化の発生が想定される地域を対象に、液状化ハザードマップの作成、公表に努める。なお、液状化ハザードマップの作成にあたっては、必要に応じて、県に協力を要請する。

3 住民への情報提供

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、住民に情報提供を図るとともに、相談体制を整備する。

第5 各種データの保存

市は、道路、橋梁、公共土木施設等が被災した場合の応急復旧を円滑にするため、施設台帳等の各種データの整備、保存を行う。市管理以外の施設等については、可能な限り資料の整備や複製を行い、保存に努める。

なお、保存形態や保存場所については、地震等によりデータの破損や紛失等の可能性があるため、複数の形態、複数の場所において保存するよう努める。

第3節 公共土木施設等の予防対策

道路、橋梁、河川等の各種公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害応急・復旧対策の根幹となるべき使命を担っている。このため、市及び関係機関は、各施設に耐震性を備えるような設計指針を考慮し、被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

第1 道路施設

道路管理者（市道：都市整備課建設部、県道：宮城県仙台土木事務所、国道：仙台河川国道事務所）は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備に努める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される箇所については、防災工事等を行うとともに、道路の改良や新設にあたっては、最新の基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路の整備

住民が確実に安全な場所に避難できるよう、地震も考慮した避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の確保及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋や法面の崩壊等による避難路の寸断がないよう橋梁の耐震化や法面の点検等を実施し、安全性の確保を図る。

(3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、東北自動車道及び仙台北部道路による仙台都市圏環状ネットワークを有効活用するとともに、市内の主要幹線道路である国道や県道に接続する市道を中心に、主要な公共公益施設や近隣市町村へのアクセスを確保するネットワーク機能の向上と道路の防災対策等による安全性、信頼性の向上に努める。

また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止や制限を検討する。

(4) 除雪体制等の整備

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

(5) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については市及び県との情報の共有化を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される橋梁については、橋梁補強工事を計画的に行い、耐震性を高める。

3 道路付属施設

市は、市道において、いつでも、誰でも、安全かつ迅速な避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。市は、市道敷地内に設置されている道路標識について、維持管理に努める。

また、県と調整し、県道においても避難誘導標識の設置に努める。

第2 河川管理施設等

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等の恐れがあり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水と地震が重複して発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。したがって、施設整備計画により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。また、県内の雨量や河川水位情報をリアルタイムに収集処理している国や県のシステムの活用を図りながら、二次災害の防止や水防活動等に万全を期す。さらに、河川において、出水時には水防活動の拠点になり、地震時等においては避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

第3 農地・農業施設

1 農地防災事業の推進

市は、関係機関と連携し、地震によるため池等の決壊による浸水、土砂災害等に対して、農地、農業施設等を防護するため、水利施設の耐震化、老朽ため池の改修、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

2 緊急防災用水量の確保

市は、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫や嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路やため池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

3 ため池の点検及び改修

市は、大規模なため池について、老朽化、地震等により決壊や災害発生のおそれがあるものの点検を行い、優先順位を設定し、計画的に改修を行う。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第4 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保、及び一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

第4節 建築物等の耐震化対策

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共建築物

- 1 市は、地震災害時において防災活動の拠点となり、避難場所としての役割を担う公共施設において地震時の停電に備えるため、無停電電源装置、自家発電設備、太陽光発電設備等の整備に努める。
- 2 水泳プールは、地震災害時における防火用水として確保するため、耐震性の強化に努める。
- 3 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して防災減災に備える。

資料編　・資料3－1　防火対象物一覧

第2 一般建築物

- 1 市は、住民に対し、建築物の耐震不燃化の推進について理解を求め、新增築する際には、県と協力し建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等関係法令に基づき設計するよう指導を行うとともに、既存建築物の耐震診断、耐震補強について啓発指導を行う。
- 2 地震による二次災害防止のため、家屋内の家具転倒防止、照明器具の落下防止措置等について周知徹底を行う。
特に商業施設や医療機関等多数の住民が集まる建築物や危険物施設に対しては、耐震性の強化や避難について、建築基準法に基づき県と協力し改善指導を行う。
- 3 道路に面する看板等で落下のおそれがある付帯設備については、管理者等に改善指導を行う。
- 4 住民や建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。
- 5 事業所は、倒れたり、落下するおそれのある看板、ガラス窓等は、できるだけ早く改修するとともに機械類、事務機、ロッカー等は動かないように壁や床に固定する。

第3 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀や石塀の倒壊は、人的被害をもたらすばかりでなく、道路閉塞の原因ともなり救助、復旧等の防災活動や消火活動に大きな障害となる。市は、ブロック塀等の施工管理の徹底及び補強の指導を行うとともに、生け垣への移行を奨励する。

特に通勤・通学路及び避難道路沿いのコンクリートブロック塀、石塀の所有者に対しては、重点的に安全点検及び耐震補強について指導を行う。

第4 落下物等防止対策

市は、窓ガラスや外装材等及び看板等落下のおそれのある建築物について、安全確保を図るため調査等を行うとともに、天井材等の非構造部材の落下防止対策の促進を図る。

また、住民に対してタンス、食器棚、本棚、テレビ等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、広報紙、パンフレット等の配布、インターネット等を通じ、家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第5 建物内の安全対策

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第6 文化財の防災対策

市は、国、県と連携し、文化財保護のための防災対策に努める。

第5節 ライフライン施設等の予防対策

大規模地震の発生により、住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、電話通信サービス等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるため、耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多ルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進める等、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

第1 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

- (1) 市は、地震災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、導水管・送水管、配水幹線等の基幹施設や避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、優先順位を定めて耐震性の強化、液状化対策を計画的に行う。
- (2) 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 市は、水道施設の日常の保守点検と併せて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- (5) 市は、水道管の破裂による冠水等の二次災害を軽減させるため、大規模地震発生直後の情報把握、点検体制の確立を図る。
- (6) 市は、水道施設の補助施設として、飲用井戸の実態把握に努める。

2 復旧用資機材の確保

市は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

市は、日常の維持管理業務を着実に行うこととはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

なお、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の

行動計画と整合性をとる。

5 住民への広報等の確立

市は、地震災害の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、雨水渠、内水排水施設、雨水貯留及び浸透施設等の新設、改築、更新にあたっては、耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連携協力体制の整備に努める。

また、下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、バイパスルート等の代替施設の整備による代替性の確保を図る。

第3 電力施設

東北電力（株）**仙台北電力センター**は、予防措置等として次の対策を行う。市は、東北電力（株）が実施する対策等に対して、災害協定に基づき協力する。

- 1 変電設備、送電設備（架空電線路、地中化電線路）、配電設備について、それぞれの技術基準、指導等に基づいた地震災害予防対策を実施する。
- 2 日常から防災体制の整備を図るとともに、地震発生時には復旧要員や資機材の確保等、広域応援体制の確立を図り、早期復旧に努める。
- 3 停電等に伴う住民への周知、注意喚起の広報体制の充実に努める。

第4 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び**県経済産業省**が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対し次の対策を講じるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。市は、販売業者が実施する対策等に対して協力する。

- (1) 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中管理システムの普及導入の推進
- (2) 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- (3) 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化（地震災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する

工夫等)

(5) ガス漏れ発生時における初動体制の確立等

2 一般社団法人宮城県 L P ガス協会黒川支部は、日頃から啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討し推進を図る。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、L P ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

市は、協会が実施する対策等に対して協力する。

第5 都市ガス施設

市は、仙台市ガス局に対して都市ガスの災害予防のための措置を要請する。

1 仙台市ガス局への要請

(1) 安全管理体制について

保安規程等に基づき、防災研修に努め、不測の事態に対応できるよう 24 時間体制をとるとともに、一般社団法人日本ガス協会等の関係機関との緊急連絡体制を確保する。

(2) 住民への防災 P Rについて

定期的に発行する広報誌により P R を行うほか、法定点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

(3) 防災関連器具等の導入について

一般需要家のマイコンメーターの普及維持に努め、都市ガス警報器の設置促進を図りながら、各種安全装置が充実した新型消費機器に関する情報の提供を行う。

2 広報の実施

火災等の二次災害を防止するため、避難時における利用者によるガス栓閉止等、必要な措置に関する広報に努める。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

東日本電信電話（株）宮城事業部、KDD I（株）、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ（株）、ソフトバンク（株）（以下「電気通信事業者」という。）は、電気通信施設の公共性に鑑み、地震災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、地震災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないよう通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

市は、東日本電信電話（株）宮城事業部電気通信事業者が実施する対策等に対して協力する。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは 2 ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及びや移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

~~東日本電信電話（株）宮城事業部電気通信事業者~~は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

~~東日本電信電話（株）宮城事業部電気通信事業者~~は、地震発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

~~東日本電信電話（株）宮城事業部電気通信事業者~~は、非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じるよう努める。

第7 連絡体制の確立等

市は、ライフライン関係機関との連絡体制の確立を図り、災害時に確実に連絡を行えるよう、複数の手段による連絡手段の整備に努める。

第6節 危険物施設等の予防対策

地震災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、市及び関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

第1 危険物施設

市と黒川地域行政事務組合消防本部は協力連携を図り、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物施設の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設の維持管理

危険物施設の設置者等は、地震に対する構造上の安全対策を講じるとともに、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持し、施設の安全性を確保する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体を通じて、市内の事業所及び一般の住民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄を推進する。

資料編　・資料3－2 危険物貯蔵取扱施設一覧

第2 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。
- 2 県は、宮城県高压ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。

第3 毒物・劇物貯蔵施設

1 毒物・劇物貯蔵施設の把握

県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（23種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

2-6 危険物施設等の予防対策

- 2 県は、県内毒物・劇物貯蔵マップを県内3地区（仙南、仙台、仙北）に分割し作成する。
- 3 県は、該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。
- 4 県は、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。
- 5 県は、毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。
- 6 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立する。
- 7 県は、災害で散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。

第7節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、市は、市職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

第1 住民に対する防災知識の普及

1 総合防災訓練、研修会等関連行事の実施

市は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する研修会等を実施する。

実施に際しては、広報紙、防災行政無線、パンフレット及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知するとともに、地域住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知する。

また、防災週間や「防災とボランティア週間」などに、地域住民を対象とした防災関連行事の実施に努める。

(1) 東日本大震災発生日の取り組み

県では、震災で亡くなられた方に追悼の意を表し、震災の記憶を風化させることなく後世に語り継いでいくため「みやぎ鎮魂の日を定める条例」を制定し、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めている。

市は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震への備えを普及・啓発するため、「みやぎ鎮魂の日」の趣旨にふさわしい取り組みを行うよう努める。

2 ハザードマップ等の活用

市は、住民等の防災意識の向上及び防災減災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

3 普及・啓発の実施

市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときによるべき身を守る行動
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③地震・津波に関する一般的な知識
- ④災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識 等
- ⑤避難行動に関する知識
 - ・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
 - ・各地域における災害種別ごとの指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - ・各地域における避難勧告等の伝達方法 等
- ⑥家庭内での予防・安全対策
 - ・2日分「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決める
 - ・出火防止等の対策の内容 等
- ⑦災害時にとるべき行動
 - ・地震が発生した場合の出火防止
 - ・近隣の人々と協力して行う救出・救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・適切な避難行動の選択（被害の状況、避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等により、避難行動（避難所への移動や自宅2階への避難等）や避難方法（徒歩、自転車、車両等）を個々に判断すること）
 - ・その他避難勧告等の発令時にとるべき行動
 - ・様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や避難場所指定避難所等での行動 等
- ⑧その他
 - ・市地域防災計画の概要
 - ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ・災害時の家族内の連絡体制（連絡方法や避難ルールの決め等）の確保

- ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」等

4 要配慮者及び観光客等への配慮

(1) 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及にあたり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、~~高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の~~要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

(2) 観光客等への対応

市は、現地の地理に不慣れな観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、指定緊急避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

5 災害時の連絡方法の普及

(1) 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、特設公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、市及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

(2) 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービス等の普及を促進する。

6 相談窓口の設置

市及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

7 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

市は、土砂災害危険箇所等を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

市は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

市及び県は、避難場所や避難路の位置等を夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 一時滞在者への周知

市は、大型商業施設等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路の位置・方向を示す等、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

8 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の基本原則の徹底

市及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の基本原則の徹底と地域の状況（被害の状況、避難所等への距離、走行中の道

路の交通量、歩行の容易性等)に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

市及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒步避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

9 社会教育施設や防災拠点の活用

市は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第2 住民の取り組み

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火や近隣の安否確認、負傷者を救助する等の防災活動への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水、非常持出品の備蓄や定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS等の利用等、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火等初步的な技術の習得や地域内の顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消防資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

- イ 地理的要件等地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施にあたっては、登下校園時等学校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

- 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 市及び教育委員会は、市内の学校に県から防災担当主幹教諭を配置された場合は、地域の実情に合った、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に協力する。
- 6 市及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 市及び教育委員会は、各学校等において防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災減災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 市及び教育委員会は、生涯学習教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第4 市職員に対する教育

地震災害発生時において職員は、防災活動の主体的役割を果たすことになるが、職員も被災者となる可能性もあり、初期段階では限られた人員で対応に迫られることになる。また、それぞれの職員は所掌事務に關係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、市は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じ、防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう防災意識及び知識の普及徹底を図る。

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 2 地震に関する一般的な知識
- 3 市地域防災計画の内容と市の防災減災対策に関する知識
- 4 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 職員等が果たすべき役割
- 6 地震防災減災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 8 家庭及び地域における防災減災対策

第5 事業所における災害対策の普及指導

市は、事業所の防災意識の高揚を図るために啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

事業所における災害対策として、おおむね次の事項について指導する。

- 1 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する。
- 2 救急医薬品や食料等をあらかじめ準備する。
- 3 事業所間の情報伝達体制、消火活動の応援協力体制を整備する。
- 4 従業員に対し、消火器の使用方法、避難等についての訓練を実施する。

第6 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。

市は、町内会や自主防災組織へ積極的な講習参加を促し、地域の防災リーダーとなる宮城県防災指導員の増員を推進する。

なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、女性の宮城県防災指導員養成を強化する。

1 目的

町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者等、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

地震に関する基礎知識、地震に備えた防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連、演習等。

第7 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模地震の教訓を確実に後世に伝えていくため、大規模地震に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

市や県は、学校等教育機関、企業、N P O等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

市や県は、震災に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

住民は、自ら震災教訓の伝承に努める。市や県は、震災教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模地震に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第8節 地震防災訓練の実施

市は、地震発生時に、地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、地域と学校、市の協働による学校での避難所運営訓練や安否確認訓練、自宅から一時避難所指定緊急避難場所、指定避難所への段階的な避難に重点をおき、より実践的な防災訓練を実施している。

震災対応を教訓に、「自助・共助・公助」の役割を明確化し、地域と学校、市、防災関係機関が連携体制を強化するものと位置付け、防災減災のまちづくりを進めている。

第1 訓練の実施及び参加

- 1 市は、法令及び防災計画の定めるところにより、単独、県、防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- 2 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- 3 防災訓練の実施の際には、想定する災害の規模、被害の程度を明らかにする。
- 4 防災訓練の実施の際には、季節、気象条件、発生時間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施、または行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、安否確認、避難所運営、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 5 防災訓練の実施の際には、地震発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込む等、地域の実情に応じた内容とする。
- 6 防災訓練を行うにあたり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- 7 市は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発時の対応行動の習熟を図るよう努める。
さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第2 訓練の種類及び目的

突発的な災害の発生に備え、庁舎内の防災減災体制の確立を図るための訓練を隨時実施するとともに、次のように実働、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

さらに、市は、町内会や自主防災組織単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

1 総合防災訓練

市は、毎年、定期的に、段階的な避難、地域・学校・行政の協働による避難所運営の実践、安否確認体制の確立、防災行政無線による情報伝達体制の確立などを目的に、地域住民が参加する総合防災訓練を実施する。

また地域においては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、ボランティア活動等を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

1 訓練項目

- (1) 避難所運営訓練
- (2) 安否確認訓練
- (3) 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 炊き出し、給水訓練
- (6) 災害対策本部設置運用訓練
- (7) 職員招集訓練
- (8) 情報伝達、広報訓練
- (9) 火災防ぎよ訓練
- (10) 緊急輸送訓練
- (11) 公共施設復旧訓練
- (12) ガス漏洩事故処理訓練
- (13) 救出・救助、救護訓練
- (14) 警備、交通規制訓練
- (15) 水防訓練
- (16) 土砂災害に対する訓練
- (17) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (18) その他

2 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出・救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防ぎよ、林野火災防ぎよ等をそれぞれ年1回時期を選定して実施する。

3 避難訓練

- (1) 消防訓練、土砂災害に対する訓練等と併せて実施し、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。
- (2) 市は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。
- (3) 教育委員会及び小中学校長（幼稚園長）等は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- (4) 市は、社会福祉施設、要配慮者利用施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、または居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力する。

4 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

5 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置等、防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

第3 訓練の方法

市は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、単独か他の機関と共同して、前記の訓練を最も効果的な方法で行う。

第4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第5 隣接の市町村等が実施する防災訓練への参加

市は、隣接する市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第6 学校等の防災訓練

- 1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校園外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難ができるよう配慮する。
- 4 学校等が避難場所や避難所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に避難場所・避難所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、市及び各町内会、地域住民、各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

（訓練内容）

- ア 避難訓練（避難誘導等）
- イ 消火訓練
- ウ 救急救命訓練
- エ 災害発生時の安否確認方法
- オ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 市・町内会・他企業との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第9節 地域における防災減災体制

大規模地震が発生した場合の被害を最小限とするには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、**市及び県等**は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災減災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第1 地域における防災減災の役割

1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出・救助、救護・避難誘導等、広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止・軽減を図るためにには、地域の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、安否確認、被災者の救出・救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出・救助、救護体制を整備する等の配慮が必要である。そのため、町内会等を単位に、地域において防災活動を実施する自主防災組織の設立を推進する。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第2 自主防災組織の育成・指導

1 市の役割

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

(1) 市は町内会等に対する指導助言を積極的に行い、町内会全てにおける自主防災組織の立ち上げを支援し、実効ある自主防災組織の育成に努める。

ア 特に「木造家屋の集中している地区」「消防活動が困難な地区」等被災危険の高い地区に重点において活動の活性化を図る。

イ 自主防災組織と婦人防火クラブ等民間防火組織の連携を強化し、一体的に活動できる体制の確立を促進する。

(2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救出・救助、救護のための防災資機材の配備及び定期的な更新・補充について考慮する。

(4) 市は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災減災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、市自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

(5) 大規模地震発生時には、町内会や自主防災組織の活動が困難になる可能性が高いため、市は、町内会や自主防災組織、富谷市消防団、公益社団法人富谷市シルバー人材センター等との連携体制を支援する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、市及び県が実施する防災訓練へ参加する。

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

また、町内会館における一時避難所指定緊急避難場所の開設・運営訓練、安否確認等を実施する。

オ 救出・救助、救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出・救助活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる防災関係機関

ウ 防災関係機関との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救助、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出・救助活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の診療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難・誘導の実施

市長等の避難勧告等、または警察官等から避難指示【緊急】が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

　a 住宅地……………冠水、火災、落下物、危険物

　b 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

　c 河川……………決壊、氾濫

イ 携行品の確認……………円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時には、市職員が被災し、避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした地域住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織

としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第4 事業所企業等の防災減災対策の推進

事業所企業等では、それぞれの消防計画に基づき自衛消防組織を設置し、防災訓練等を実施しているが、小規模事業所等では未設置のところもあるため、市は、防災関係機関と協力して防災組織の結成と地域と連携した実践的な訓練の実施について指導を行う。

1 事業所企業等の役割

事業所企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、各々の防災知識等の普及は重要である。

また、社会的使命を考えるとき、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、市は防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等を呼びかけ、また事業所企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

2 事業所企業等の防災組織

事業所企業等は、従業員、利用者等を安全に守るとともに、地域における災害が拡大することのないように的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模地震が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、消防法第8条の2の5で定める一定規模以上の耐火建築物を管理する事業所等は自衛消防組織を編成するものとし、その他の事業所企業等についても、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所企業等における防災減災対策は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 食料、飲料水、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(8) 施設の防水化耐震化の推進

- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 地区防災計画の策定

各町内会の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者から、地区防災計画を市地域防災計画に位置付けるよう提案を受け、必要があると認められるときは、市防災会議の承認を得たうえ

で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

2 町内会における相互支援体制の整備

~~市内全ての~~町内会は、個別での対応に限界があることから、各町内会において可能な活動等を自ら確認し、町内会間で補完しあえる事項を調整するなど、相互支援体制の整備に努める。

第10節 ボランティアの受入れ

平成7年の阪神・淡路大震災及び平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震その他の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。

市及び防災関係機関は、地域団体やNPO等（以下「ボランティア関係団体」という。）の活動に対して各団体の自主性を尊重しつつ、側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。ボランティアの受け入れについては、市社会福祉協議会と連携体制を強化する。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 泥かき、がれき整理等の清掃作業
- (6) 在宅の被災者支援
- (7) 児童・生徒等の運動・学習支援
- (8) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災地宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) 災害ボランティアコーディネート
- (10) IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- (11) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 ボランティアの登録・活用

市及び防災関係機関は、住民によるボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。

1 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを登録、把握しておくと

ともに、災害発生時に速やかに活用できるよう活動体制の構築に努める。

- 2 災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。
- 3 消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、消防機関との合同訓練等に努める。
- 4 市は、日本赤十字社宮城県支部、市社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 5 研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第3 専門ボランティアの登録

大規模地震災害が発生した場合、専門的分野の対応は市の担当職員のみでは不可能であり、専門ボランティアを必要とする際は、県を通じ県で登録されているボランティアを要請する。

~~平成26年3月現在~~ 宮城県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震等による二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

県は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。

2 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に對して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

3 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被害状況を把握する。

4 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も併せて行う。

第4 一般ボランティアの受入体制

1 一般ボランティアの受入体制づくり

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ちに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、県と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 受入体制の整備

市は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

市は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成等の体制づくりを、市社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部・仙台地区富谷市分区の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模地震災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず住民相互の自主的で細かなボランティア活動が、必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字の防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人や団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人や各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第11節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第1 企業等の役割

1 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

2 事業継続上の取組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

3 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

4 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

第2 市の役割

1 防災に関するアドバイスの実施

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

2 企業防災の取組み支援

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

3 企業の防災力向上対策

市は、企業の防災に関する取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係るに関する取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第 112 節 情報通信連絡網の整備

東日本大震災時には、停電や固定電話・携帯電話が不通あるいは発信規制、ふくそうといった事態を経験したことから、市は、防災行政無線の整備、登録制メールやSNSの開始など、音と文字による情報の収集・伝達手段の複数化、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備などを進めている。

災害発生時に、地域住民へ正確な情報を迅速に発信するため、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また無線通信ネットワーク等の操作習熟に努め、県や防災関係機関と緊急時の連絡体制を強化する。

第1 市における災害通信網の整備

1 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、SNS、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 音と文字による多様な情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、公共情報コモンズを介しNHK、民放放送等のメディアへの情報配信、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセンジャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

また、市防災行政無線に関しては、音達調査をしながら、市内全域で放送内容を聞き取れるよう、対策に努める。

(3) 要配慮者への配慮

市は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、視覚障害者向けの聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(4) 住民への情報収集方法の啓発

市はホームページや、電子メール、SNS等により提供する情報を住民が速やかに収集できるよう、情報収集方法の広報・啓発に努める。また、必要に応じて、各地で講習会の開催等も検討する。

資料編　・資料4－1　通信設備一覧

2 停電時の電源確保

市は、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し防災減災体制を強化する。

3 防災システムの活用

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）」（以下「M I D O R I」という。）等を利用し、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

4 孤立想定地区の通信手段の確保

市は、災害による浸水、道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

5 代替設備の整備

災害情報の管理や災害対策に必要な住民情報及び災害対策本部の設置場所等は、全て市役所庁舎が中心となることから、通信設備等の複合化及び多ルート化、また各種データの複製、保管について整備を図る。

6 マップ・G I S等の活用

市は、平常時より市内の自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、消防防災G I Sの活用や、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るよう努める。

7 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備したM I D O R I等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

8 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第2 県における災害通信網の整備

県は、市町村及び防災関係機関の連携による情報伝達ルートの多重化、防災行政無線の整備拡充、県と国とを結ぶ防災無線網の整備、体制の確立を図る。

また、M I D O R Iを運用し、地震、津波等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。さらに、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報の標準化、市町村や消防本部からのM I D O R Iへの情報の直接入力、速やかな情報伝達による被害の拡大防止を図る。

第 ~~12~~₁₃ 節 職員の配備体制

市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期す。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの動員・配備計画や業務継続計画（B C P）を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第1 職員の動員・配備体制の強化

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

(動員配備体制は、本編第3章第~~5~~₄節「防災活動体制」参照)

- 1 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動訓練を定期的に行い、災害発生時の速やかな対応に備える。
- 2 勤務時間内・外を問わず常に職員が待機することにより、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう、庁舎警備員による24時間体制で対応する。
- 3 防災減災体制の強化に向けて、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について、推進する。
- 4 災害発生後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、行政職経験者（国や県等の機関の経験者を含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備に努める。
- 5 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）等の策定に努める。また、食料等必要な物資の継続的な確保、定期的な職員への教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。
- 6 市の災害対策本部体制が有効に活動できるよう、**市役所**庁舎を中心に、自家発電機能の整備を図り、十分な発電が可能となるような燃料の備蓄や通信途絶等に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。
- 7 市が管理している住民や土地家屋に関する各種情報について、バックアップ体制の強化、データの遠隔地への保存等、重要データの焼失防止に努めるとともに、情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。
- 8 災害への対応が長期間にわたる場合に、対応する職員の精神的な負担や疲労を軽減するよう、メンタルチェックや支援体制の検討に努める。

第2 災害対策本部の運営体制の整備

市は、災害発時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(災害対策本部の設置方法及び設置・廃止時の公表、市長不在時の伝達体制は、本編第3章第~~5~~₄節「防災活動体制」参照)

- 1 市は、災害対策本部を円滑に設置できるよう、あらかじめ情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- 2 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう重点的に研修しておく。
 - (1) 動員配備・収集方法
 - (2) 本部の設営方法
 - (3) 各種機器の操作方法等
- 3 大規模地震発生時は、県から災害対策支援のため、以下の職員が派遣される場合がある。当該職員の派遣・受入れについて、事前に連絡体制や受入体制の構築を図る。
 - (1) 初動派遣職員
被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る現状及び要望等）の収集や災害対策本部会議の内容等に関する情報収集、県災害対策本部の対応状況等に関する情報提供などを行う職員。
 - (2) 災害応援従事職員
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の規定に基づき、市長からの応援要求により派遣される職員

資料編

- ・資料 1-3 富谷市災害対策本部条例
- ・資料 1-4 富谷市災害対策本部運営要綱

第3 情報連絡体制の充実

市は、防災関係機関と連携して、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするために、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

1 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

2 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

第4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

1 積極的な情報交換

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災相互間の協力体制を充実させる。

2 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、東北地方非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

第5 自衛隊との連携体制の整備

自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

1 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手續等を迅速に実施できるように整備しておく。（本編第3章第7節「自衛隊の災害派遣」参照）

2 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第1314節 防災拠点等の整備

災害時における防災減災対策を推進するうえで重要となる避難所や避難場所、避難路など、災害時における防災に資する公共施設について、市は適切な維持管理に努め、防災拠点施設の機能を確保する。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第1 防災拠点の整備

- 1 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、臨時ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- 2 市は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として既存施設の活用等を県と連携し検討する。
- 3 市は、庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
- 4 市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備を検討する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、防災中枢機能を果たす市役所庁舎の充実及び災害に対する安全性の確保、その他庁舎や公共施設、公園施設等防災機能を有する拠点の整備・充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備、LPGガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 市は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 市は、災害対策本部の設置を予定している市役所庁舎について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。
- 4 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び検証に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 臨時ヘリポート、物資集積所の整備

市は、大規模地震災害時における、ヘリコプターの有効活用を図るため、あらかじめ臨時ヘリポートを定めておく。

発着地点	所在地
富谷市役所（職員駐車場）	富谷市富谷坂松田 30 番地

また、物資集積所は、被災規模、救援物資の量等に応じて、公共施設を使用する。

第4 防災用資機材等の整備

1 市が整備する資機材

(1) 防災用資機材

市は、応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努めるとともに、常に災害に対応できる状態であるよう、老朽化や劣化、消耗した資機材の更新・補充に努める。

(2) 水防用資機材

市は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

2 地域内での確保対策

市及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努める。また、燃料の確保については、災害協定締結先の拡充に努める。

3 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材も確保に向けて、現在締結を行っていないメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

4 防災用備蓄拠点の整備

市は、市内及び近隣市町村の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

5 救助用重機の確保対策

市は、市街地における災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第1415節 相互応援体制の整備

大規模地震発生時には、その業務量と時間的制約等により、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災減災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第1 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の命を守るために災害応急対策は、時間との競争であるため、市は、平素から関係機関間で協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

3 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2 防災関係機関との応援協定の締結等

市の行政機能の喪失や著しい低下への対策も含め、防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、市は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する等、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

1 連絡体制の確保

- (1) 災害時における連絡担当部局の選定
- (2) 夜間における連絡体制の確保

2 円滑な応援要請

- (1) 主な応援要請事項の選定
- (2) 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

3 応援協定締結状況

市では現在、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。

(1) 富谷市が締結している相互応援協定

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
大和町、大郷町、富谷市、大衡村消防相互応援協定	大和町、大郷町、大衡村	昭和40年5月15日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 黒川町 大衡町	平成7年11月14日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成21年8月25日
電力設備災害復旧に関する協定	東北電力株式会社 仙台北電力センター	平成24年6月14日
災害時相互応援協定	愛知県長久手市	平成25年1月23日

(2) 黒川地域行政事務組合が締結している相互応援協定

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
東北自動車道宮城県消防相互応援協定	仙台市、名取市 仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	昭和63年7月1日
宮城県広域消防相互応援協定	仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成4年4月1日
宮城県広域航空消防応援協定	宮城県 仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成4年4月1日
宮城県内航空消防応援協定	宮城県 仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成13年4月1日
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特種災害時における広域航空消防応援に関する協定	宮城県 仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成16年4月1日

資料編　・資料9－1　相互応援協定

第3 遠方の市町村間の相互応援協定の推進

市は、他県の市町村として、すでに愛知県長久手市と応援協定を締結している。今後も、大規模地震災害に備え、遠方の市町村との相互応援協定の締結を推進する。

第4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練を実施し、災害時の応援等に係る情報交換を行う。

第5 後方支援体制の構築

市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互協定を締結し、それぞれにおいて後方支援基地と位置付ける等、必要な準備を整える。

第6 県による応援体制の整備への協力

県は、県内の市町村が被災した場合に備えて、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築することとしている。

また、市町村からの要請に応じて支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行うこととしている。

これらの体制確立に合わせて、市は以下の取り組みを進める。

1 連携体制の構築

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2 応援体制の強化

市は、大規模地震災害が発生した際に県からの応援を迅速かつ的確に受けられるよう、県と合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第7 他都道府県との応援体制の整備

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。

また、県は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、複数の自治体からの応援を速やかに
の受入れ、その支援を調整し、被災市町村への支援に活用する受援計画やマニュアルを策定する内容の調整等、円滑に応援を受入れるための体制を整備する。

1 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災地情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

※ 宮城県が被災した場合のヘリコプターによる緊急被災情報収集体制… (正) 福島県山形県、(副) 山形県福島県

2 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県カバー(支援)県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県カバー(支援)県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県カバー(支援)県

(第1順位) 福島県山形県 (第2順位) 山形県福島県 (第3順位) 北海道

(1) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

第8 緊急消防援助隊の受援体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日付け消防震第 9 号）」、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する消防隊や救助隊、救急隊等を事前に登録し、~~総務省~~消防庁長官の求め、または指示に応じて大規模な災害時に被災地に出動する。

本市が被災し、緊急消防援助隊を受入れることが決定した場合、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」~~（平成 22 年 8 月）~~に基づき、県や黒川地域行政事務組合消防本部は緊急消防援助隊調整本部を設置し、受援体制を整備する。

第9 警察災害派遣隊の編成

警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で構成されている。

警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を越えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。

第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制

県、国土交通省東北地方整備局及び、東北運輸局及び仙台管区気象台は、災害時の TEC-FORCE の出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCE の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第11 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

市は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な県及び災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

市は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

第12 資機材及び施設等の利用

1 応援体制の強化

市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達、広域的な避難に必要となる施設の利用等に関する応援体制の充実に努める。

2 運用方法等の検討

県は、市及び防災関係機関と連携し、資機材及び施設等に関する情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の本市への配分方法や被災地での部隊の効率的運用方法等についてあらかじめ検討するよう努める。

第 13 救援活動拠点の確保

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、県と協力して警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第 14 関係団体との連携強化

市は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関する企業、団体等と応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る等、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、民間事業者等のノウハウや能力等の活用を図る。

第 15 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

市では、その他の応援要請として、民間団体等と以下の協定、覚書を締結しているが、今後さらに強化を図る。

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 富谷市 大衡町 みやぎ生活協同組合	平成9年1月24日
災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部	平成10年11月4日
災害時における富谷市・富谷郵便局間の協力に関する覚書	富谷郵便局	平成13年3月29日
災害時における支援協力に関する協定	イオン株式会社ジャスコ富谷店 <u>イオンリテール株式会社イオンモール富谷</u>	平成18年6月12日
災害時支援物資等の提供に関する協定書	株式会社サン・ベンディング東北	平成21年8月25日
災害時における応急措置の協力に関する協定	くろかわ商工会富谷事務所	平成21年12月14日
災害時における応急措置の協力に関する協定	世紀東急工業株式会社東北支店	平成22年3月23日
災害時における支援協力に関する協定	白石食品工業株式会社仙台工場	平成22年3月24日
災害時支援物資等の提供に関する協定書	コカ・コーラボトリング株式会社仙台北営業所	平成22年4月21日
災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会宮城県隊友会富谷支部	平成24年5月16日

2-15 相互応援体制の整備

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
大規模災害発生における資機材等の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年5月16日
災害における応援協力に関する協定	公益社団法人富谷市シルバー人材センター	平成25年3月18日
災害における物資の供給協力に関する協定	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	平成25年6月19日
災害における要援護者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人永楽会、社会福祉法人東松島福祉会、社会福祉法人桜樹会、医療法人社団中谷クリニック、医療法人社団清山会、株式会社ドリームライト	平成25年12月11日
物資等の緊急輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部	平成26年3月19日

資料編　・資料9－2　物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

第1516節 医療救護体制の整備

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市、県は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るために、医療救護体制の整備に努める。

第1 実施体制

- 1 被災者に対する医療救護は、市が行う。なお、市限りで実施困難なときは県に対して医療救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- 2 災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮城県支部が実施する。

第2 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- 1 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- 2 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- 3 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- 4 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- 5 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(救護所の設置予定場所については、本編第3章9節「医療救護活動」参照のこと。)

資料編　・資料6－1　医療機関等一覧

第3 医薬品、医療資機材の整備

市は、地震災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。

第4 医療体制等の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時に道路交通の混乱が予想されるため、警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、第3章第9節「医療救護活動」を参照のこと。

また、関係機関の協力を得て、本市地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第6 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

- ア 市は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、市災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- イ 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受け入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ウ 市は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

- ア 市は、**黒川医師会**等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受け入れに係る計画を事前に策定しておく。
- ウ 市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）に医療救護所の設置される場所を報告しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

市は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

- ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては**黒川医師会**、公的病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。
- イ 市で編成された医療救護班については、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 県の役割

(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置

県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名称	設置・出務場所	業務内容
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整
宮城県DMA T調整本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置調整
医療救護班派遣調整本部	災害医療本部内	医療救護班の受入・配置調整
DMA T・SCU本部 ※ SCU： 航空搬送拠点臨時医療施設	航空搬送拠点（仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地）	広域医療搬送の調整
地域災害医療支部	被災地の保健福祉事務所	地域医療救護全体の調整
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動
地域災害医療連絡会議	被災地の保健福祉事務所	医療救護活動の情報共有
災害医療コーディネーター	災害医療本部内 設置：地域災害医療支部 出務：災害拠点病院または中核的医療機関	医療救護活動の調整 地域での医療活動の調整

※DMA T（災害派遣医療チーム）：大規模な災害や事故の発生後、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

（2）災害医療本部

ア 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、医療部門の総合調整を行う。

また、市町村の医療救護活動の支援を行う。

イ 本部長は保健福祉部次長（技術担当）、副本部長は医療整備課長医療政策課長とする。

本部員は健康推進課長、疾病・感染症対策室長、障害福祉課長及び薬務課長とし、事務局は医療整備課医療政策課及び関係各課室の職員とする。

ウ 災害医療本部は、医療整備課医療政策課と関係各課が連携して次の業務を行う。

（ア）県内の医療救護活動の総合調整

（イ）医療救護に関する情報の収集及び提供

（ウ）地域災害医療支部の活動の支援

（エ）国、他都道府県及び日本赤十字社（以下「国等」という）への医療支援要請

（オ）DMA Tの調整及び宮城DMA T調整本部の設置運営

（カ）広域医療搬送拠点でのDMA T・SCU本部の設置運営

（キ）災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配

（ク）県外からの医療支援の受け入れ調整

（ケ）協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受け入れの調整

（コ）その他必要な事項

エ 災害医療本部に、県災害医療コーディネーターを置き、災害時の県全体の医療救護活動の調整を行う。

オ 災害医療本部は、県内でDMA Tや医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。

（3）地域災害医療支部

ア 地域災害医療支部は管内の医療部門の総合調整を行う。

イ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所（保健所）にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県庁舎等に設置する。

地域災害 医療支部名	設置場所	管内市町村
仙南支部	宮城県仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台支部	宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、 名取市 多賀城市、富谷市、 岩沼市 亘理町、 山元町 松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
<u>岩沼支部</u>	<u>宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所岩沼支所)</u>	<u>岩沼市、名取市、亘理町、山元町</u>
大崎支部	宮城県北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原支部	宮城県北部保健福祉事務所 栗原地域事務所(栗原保健所)	栗原市
登米支部	宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所(登米保健所)	登米市
石巻支部	宮城県東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼支部	宮城県気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	気仙沼市、南三陸町

※ 仙台市については、県災害医療本部が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとつて活動するとともに、仙台支部と情報を共有する。

ウ 地域災害医療支部においては、支部長は保健福祉事務所長や地域事務所長、副支部長は保健所長（保健医療監）とする。支部員は、保健福祉事務所や地域事務所の職員とする。

エ 地域災害医療支部は、市町村と協力して次の業務を行う。

- (ア) 管内の医療救護活動の総合調整
- (イ) 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
- (ウ) 管内の市町村の医療救護活動の支援
- (エ) 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
- (オ) 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整
- (カ) 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力
- (キ) 市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援

オ 地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の医療活動を調整する。

カ 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。

(4) 災害拠点病院（宮城DMA T指定病院）

ア 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」~~を県内に1か所~~及び「地域災害拠点病院」を~~地域災害医療支部管内ごとに~~設置する。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院、公立刈田総合病院
	仙台	東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、仙台赤十字病院、仙台オーピン病院、東北 医科薬科 大学病院、坂総合病院、 <u>総合南東北病院</u>
	大崎・栗原	大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院

災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名
	石巻・登米・気仙沼	石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、 気仙沼市立病院
	大崎	大崎市民病院
	栗原	栗原市立栗原中央病院
	登米	登米市立登米市民病院
	石巻	石巻赤十字病院
	気仙沼	気仙沼市立病院

イ 災害拠点病院の機能は、次の機能を有するよう整備する。

- (ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (イ) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (ウ) 自己完結型のDMA T及び医療救護チームの派遣機能
- (エ) 他の医療機関から派遣されたDMA Tや医療救護班の受け入れ機能
- (オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

(5) 宮城県DMA T調整本部・DMA T活動拠点本部

ア DMA Tの派遣を要請した場合には、災害医療本部内に宮城県DMA T調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMA Tを統括する。

イ 宮城県DMA T調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMA T登録者の中から災害医療本部長が任命する。

ウ 被災地域の災害拠点病院に、DMA T活動拠点本部を設置し、宮城県DMA T調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMA Tを指揮する。

エ DMA T活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括DMA T登録者の中から宮城県DMA T調整本部の責任者が任命する。

オ 宮城県DMA T調整本部及びDMA T活動拠点本部は、県内でDMA Tの活動が行われる間設置する。

(6) 救急患者等の搬送体制の確保

ア 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平常時から複数の搬送手段の確保に努め、災害時の救急患者等の地域医療搬送、広域医療搬送の体制を整備する。

(注) 広域医療搬送…被災地域で対応が困難な重症患者をヘリコプター等で被災地域外の医療機関に搬送して緊急の治療を行うもの。

イ 県は、被災地域及び被災地域外の空港等に下表のとおり航空搬送拠点をあらかじめ指定しておく。

航空搬送拠点	仙台空港
	航空自衛隊松島基地
	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

ウ 航空搬送拠点に、自衛隊の協力を得てSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を設置する。SCUは、被災地内の災害拠点病院から搬送されてくる患者を一時収容し、症状の

安定化を図り、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

- エ SCUにDMA T・SCU本部を設置し、宮城県DMA T調整本部の指揮・調整のもと、SCUで活動するDMA Tを指揮する。
- オ DMA T・SCU本部の責任者は、SCUで活動する統括DMA T登録者の中から宮城県DMA T調整本部の責任者が任命する。
- カ 県は、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連絡を図り、これらのヘリコプターの活動状況を集約し、連携を進める仕組み作りに努める。
- キ 県は、航空搬送拠点等の広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（国、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

(7) 医療関係団体との連携

- ア 県は県医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等（以下、「医療救護関係団体」という。）の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。
- また、県は、これらの医療救護関係団体と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。
- イ 県は大規模な震災により、県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え、隣接県をはじめ、東北ブロック各県、全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。

(8) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備

- ア 県は、災害時の医療救護活動が円滑に実施できるように、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を整備するとともに、随時点検を行い、必要に応じて見直しをする。
- イ 各保健福祉事務所及び地域事務所は、地域の実情に応じた対応マニュアルを整備する。

3 医療機関の役割

(1) 医療機関

- ア すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMA T等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食料・飲料水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（BCP）の作成に努める。
- イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- ウ 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

(2) 医療救護関係団体

- 医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

- ア 災害拠点病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（B C P）、重症患者の受入れ及び搬送、DMA T 及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMA T 及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等について記載した災害対応マニュアルを作成しておく。
- イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。
- ウ 災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。
- エ 災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。
- オ 災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給されるまでの適当な期間に必要な量として、3日分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。
- カ 災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し3日分程度を確保するよう努める。

4 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 市及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他の在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- (3) 県は、県透析医会、市、県医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備する。

第7 情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

- (1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線等の複数の通信手段の整備に努める。
- (2) 災害拠点病院は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- (3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

- ア 県災害医療本部は、地域災害医療支部及び災害拠点病院からの情報を収集・整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

イ 地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集・整理し、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

(2) 宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制

ア 医療機関の被災状況及び傷病者の受け入れの可否等の把握は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

宮城県救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

◎システム参加機関（平成24年4月現在）

医療機関 ~~122156~~、消防本部 12、県医師会、宮城県（保健福祉部、各保健福祉事務所）、仙台市（健康福祉局、各区保健福祉センター）

◎災害時情報

患者受け入れ可否情報、受け入れ患者数、転送を要する患者数、ライフラインの状況等

(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

災害医療本部及び地域災害医療支部は、DMA Tの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）の情報から収集するほか、直接DMA T等の医療救護班からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。

3 研修・訓練の実施

県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第8 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

(1) 県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要となる医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。

(2) 県及び宮城県医薬品卸組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。

(3) 市は、一般社団法人宮城県薬剤師会支部と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受け入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を
県内に1カ所程度、宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき1か所設置する。また、必要に応じて、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受け入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。

(5) 県は、関係機関と協議して、医薬品集積所の運営体制及び候補施設を決めておく。

2 輸血用血液

県は、宮城県赤十字血液センターとあらかじめ協議し、県内の主要医療機関等と協力し、災

害時の輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。また、宮城県赤十字血液センターが被災によりその機能を果たせなくなった場合の輸血用血液の供給体制を整備しておく。

3 マンパワー薬剤師の確保

- (1) 市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、**黒川医師会**や一般社団法人宮城県薬剤師会とあらかじめ協議しておく。
- (2) 県は、一般社団法人宮城県薬剤師会**及び一般社団法人宮城県病院薬剤師会**と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。

第9 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療本部、DMA T活動調整本部、地域災害医療支部、地域災害医療連絡会議の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

また、DMA Tが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMA Tから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第10 心のケアの専門職からなるチームの整備

~~県は、国と連携し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。~~

~~県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部を府内に設置し、有識者で構成する心のケア対策会議においてチーム編成等の調整を行い、速やかにDPATを被災地に派遣する。~~

第11 福祉支援体制の構築

~~大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。~~

~~このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。~~

~~市は、災害派遣福祉チームの役割を念頭において訓練等を実施するとともに、避難所等において災害派遣福祉チームとの連携を強化し、被災者支援体制の構築を図る。~~

第1617節 火災予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

第1 出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため市及び消防機関は出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1 防災教育の推進

市及び黒川地域行政事務組合消防本部は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている自主防災組織や婦人防火クラブ・幼年消防クラブの活動を促進する。

2 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、大型店舗、福祉施設、医療機関、多量の火気を使用する工場等の防火対象物に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止措置、震災時における従業員の対応等について指導する。

資料編　・資料3－1　防火対象物一覧

4 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあっては、自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民及び従業員等の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第2 消防力の強化

1 消防資機材等の整備

市及び黒川地域行政事務組合消防本部は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出・救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン層の増加等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。このため、市及び県は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災減災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等を、より地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への入団・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、機能別団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るために、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 県は、市に対し、施設・設備の充実、防火服・安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努めるものとし、市はこれらの充実に努める。

資料編 ・資料7-1 富谷市消防団組織

3 連携強化

市は、平常時から黒川地域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、市域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車・小型ポンプ軽積載車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

5 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

第3 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができなくなることから、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等消防水利の多様化に努める。

資料編 ・資料7-2 消防水利一覧

第4 消防計画の整備強化

消防組織法に基づき、震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める消防計画の見直し等の一層の充実を図る。

第 1718 節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、市及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第1 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

市は、県及び関係機関が構築する緊急輸送ネットワークを基に、市内の関連道路や施設の情報の共有化、最新情報の把握に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

市は、緊急輸送ネットワークとして指定された市が管理する輸送施設や輸送拠点について、特に耐震性の確保に配慮する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

市は、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、他の道路管理者と連携を図るとともに、関係機関と協議し、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた富谷市緊急輸送道路ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該道路の防災減災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。（緊急輸送道路については第3章第12節「交通・輸送活動」参照のこと。）

2 緊急輸送道路の整備

市は、他の道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議のうえ、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理に努める。

3 交通規制計画の策定及び交通規制資機材の整備

県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業や交通管理対策に関して定める。

（1）交通規制計画

県警察本部は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

交通規制計画の策定にあたっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

- ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- イ 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ウ 高速自動車国道等
- エ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

- オ がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- カ 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ 信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機滅灯（信号機が表示されない状態）対策を推進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

市は、他の道路管理者と連携を図り、発災後災害発生後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、市は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第3 臨時ヘリポートの確保

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第4 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

市及び県は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第5 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県警察本部による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し緊急通行路が指定された際に、大和警察署から緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

資料編　・資料5－6　災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急車両の標章

3 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、災害協定を締結している公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部と連携を図り、トラック輸送の応援体制強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

市は、大規模地震災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や物流・輸送関係企業との災害協定締結について検討する。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

4 緊急輸送の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

5 燃料優先協定の締結

市は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

6 緊急通行車両標章の周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、~~発災後~~災害発生後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

7 復旧体制の整備

市は、他の道路管理者と連携を図り、橋梁、一般道と高速道の立体交差地点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第1819節 避難対策

大規模地震災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立、労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難路等の整備等、災害発生後に住民や外来者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第1 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努める。

第2 避難誘導体制

市は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、指定避難場所等を指定し、誘導する。

避難誘導は、大和警察署の協力を得て、消防団員が行うこととし、さらに地域住民、自主防災組織等と連携を図り、協力して避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、発災時の避難所開設状況の公示・連絡や避難誘導について訓練を行う。

さらに、学校、社会福祉施設、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、職員等に周知徹底を図る。

第3 避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、都市公園、総合運動公園、学校、公民館等の公共施設を対象に、災害から管内の住民等が一時的に避難する場所のなかで、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の場所をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについてもや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

2 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、必要に応じて、国や県、民間の土地活用について検討する。

3 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館、町内会館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に整備した備蓄倉庫、通信設備の維持管理に努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 立地・構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。または、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

- (1) 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保すること
- (2) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること
- (3) 浸水等の被害のおそれのない場所であること
- (4) 地割れ、がけ崩れ等土砂災害のおそれのない場所であること
- (5) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること
- (6) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること
- (7) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていること
- (8) 指定緊急避難場所及びその近辺に備蓄倉庫を整備していること
- (9) 被害情報入手に資する情報機器（防災行政無線、ラジオ等）を整備していること

資料編　・資料5－1　避難場所一覧

第4 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること
- (2) 万一に備えた複数路の確保

(3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路等の整備・改善

市及び県は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化に努める。

3 避難路の標示等

(1) 防災マップによる啓発

市は、防災マップ等で避難場所や避難路の位置等を地域住民へ啓発するほか、指定緊急避難場所を示す標識板を夜間でも分かりやすい標識へ改善するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組に努める。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語による標示

市は、避難場所や避難路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市は、徒歩による避難の基本原則の徹底を図る。

なお、交差点部や橋梁部等、渋滞が発生しやすい場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行うとともに、車両の通行に支障がないと判断される場合には、車両による避難等を容認する。

第6 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市は、消防団員、警察官、地域住民等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定める。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検

証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

資料編　・資料5－4　避難の基本的フロー

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者の安否確認と避難誘導を行うため、地域住民、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達や避難誘導の体制整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市[■]社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定を支援する等、対策強化を図る。

5 外国人等への対応

市、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

- (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
- (2) 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（意味を簡素化した図、絵文字）の活用等によりわかりやすく効果的なものとともに、多言語化を推進する。
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第8 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

- (1) 引渡しに関するルールの策定

市、県及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

- (2) 安全確保対策の検討

~~学校等の校長や園長~~学校、幼稚園、保育所の長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合、または市等が避難勧告等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

- (3) 引渡し対応の検討

~~学校等の~~校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留める等の事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等の対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発時における幼稚園・保育所等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の策定

1 市の対応

市は、次の事項に留意して、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成にあたり、総務部と保健福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難の勧告・指示勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路、避難経路及び誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

~~なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等~~

に関するガイドライン」を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館等不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を行うよう努める。

なお、計画の作成及び訓練の実施にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した内容とするよう努める。

第10 避難に関する広報

市は、指定避難経路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等に関する防災マップや各種パンフレット、広報紙等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

また、実際に避難することになった場合の広報活動は、防災行政無線、メール、SNS、広報車等の多様な情報発信ツールを活用する。

第1920節 避難収容対策

大規模地震災害発生時には、地震あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。

このため、市では事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようそれぞれ指定するとともに、平常時から地域や学校等と避難所運営体制の確立に努める。

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

市は、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

2 避難施設等の種別

円滑な避難活動が行えるよう、基本的な避難手順として、一時避難所指定緊急避難場所から指定避難所への段階的な避難とする。

(1) 一時避難所指定緊急避難場所

~~災害による危険から避難してきた住民等が、地域の町内会館へ一時的に集合し、危険が去るまで一時的に滞在する施設とする。建物の被災状況や地域の被害状況等によっては、市が指定する避難所へ移動する。~~

ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。また、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所

地震などの被害による倒壊、焼失などで被害を受けた住民、または被害を受ける恐れのある住民が避難する施設とし、各公民館や富谷スポーツセンター、富谷武道館、小・中学校等を位置付ける。指定避難所には、資機材や物品等を備蓄するなど、避難活動が円滑に行えるよう整備する。

3 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、一定期間の避難生活を送る場所として位置付けている指定避難所と、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所との区別がつくよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、一時避難所指定緊急避難場所から指定避難所への段階的な避難が基本フローとなるこ

とを周知する。

4 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、民間施設や他市町村施設との連携も含め検討する。

5 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造や設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

資料編　・資料5－2　避難所一覧

6 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、防災行政無線や特設公衆電話等の通信機器、投光器等の照明器具、発電機、簡易トイレ、ストーブ、救助資機材等を整備・管理するほか、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器を整備する。

(2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所やその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに収容可能な人数を想定し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努める。

7 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、専門家等との定期的な情報交換に努める。

- (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」等を参考にしながら、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成しておくこと。
- (6) ボランティア活動が円滑に行われるよう、あらかじめ準備しておくこと。
- (7) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染

症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。

- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動を速やかに正常化へ移行する。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、教育委員会は、学校等と市や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校、市、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

市は、市立の学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、通信設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

市は、要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備に努める。また災害協定を締結した民間の特別養護老人ホーム等の施設との緊密な連携体制を構築する。

(2) 福祉避難所の指定基準

ア バリアフリー化等要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

資料編　・資料5－3 福祉避難所一覧

10 広域避難の対策

市は、現在、他自治体と締結している相互応援協定の中で、避難住民や要配慮者の受入について規定している。

今後も、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県の地方公共団体との広域一時滞在に関する応援協定を締結するとともに、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた

手順等を定めるよう努める。

11 避難所の設備及び資機材の配備

~~避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。~~

~~(1) 通信機材~~

~~(2) 照明資機材(非常用発電機を含む。)~~

~~(3) 炊き出しに必要な機材及び燃料~~

~~(4) 毛布~~

~~(5) 簡易トイレ~~

~~(6) 救助資機材~~

~~(7) 仮設のテント~~

~~(8) 工具類~~

~~(9) その他避難所運営に必要な設備・資機材等~~

第2 避難の長期化対策

1 栄養・健康状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養・健康状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養・健康状況調査は被災者の健康維持において重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 女性や子育て世帯等に配慮した生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレ等要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第3 避難所における愛玩動物の対策

市は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に~~関する問題等から配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、県獣医師会中央支部の協力を得ながら避難所マニュアルに記載する。~~

~~また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。~~

第4 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅の建設地は、その都度市長が定めた場所とする。

(応急仮設住宅については「本編第3章第14節 応急仮設住宅等の確保」を参照。)

第5 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

市及び県は、大規模地震発生直後においては、消火、救急、救助及び緊急輸送等の応急活動

を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

市及び県は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

市及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を一定期間施設内に留めるために必要となる食料、飲料水、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

（1）マニュアルの作成

市及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

（2）備蓄の確保

市は、帰宅困難者が避難することが想定される避難所について、物資等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

市及び県は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市は、県が一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と協定を締結した徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

市及び県は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

市及び県は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

（1）多様な伝達手段の確保

市は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線、メール、SNS、ホームページなど、あらゆる媒体の活用による多様な伝達手段を確保する。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

市及び県は、市外からの本市への避難者及び本市から市外への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を相互に共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第7 孤立集落対策

- 1 市は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
また、市及び県は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 市は、孤立の可能性に応じて、食料や飲料水等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 市は、できるだけ災害発生の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 市、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 市は、災害による孤立が懸念される地域への臨時ヘリポートの確保に努める。

第2021節 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は関係機関と連携し、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

第1 住民等の備え

- 1 住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）、照明器具、携帯ラジオ、常備薬（お薬手帳）などを非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 住民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 3 住民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災減災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 市は、住民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄を行うにあたって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 県有財産の有効活用

市は、備蓄にあたり、県と連携し、公共用地、県有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、飲食料の集中備蓄、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、体制の整備に努める。

また、市は、県の備蓄場所や備蓄状況を隨時把握する。

4 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築

市は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるよう努める。

また、~~発災後災害発生後3日間を~~目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第4 食料及び生活物資等の確保調達体制

1 食料の調達、供給活動関係

(1) 市は、非常食の備蓄を補完するため、**新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部**やみやぎ生活協同組合、イオン株式会社等と災害時の食料、飲料水、生活物資の供給について協定を締結している。

今後も、協定の締結先を拡充する等、災害時における食料等の調達先を確保しておく。

(2) 県は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について、あらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

ア 米穀については、「農林水産省防災業務計画」（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。

イ 野菜・果実については、農業関係団体等と緊急時における供給等の確保に努める。

ウ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、災害時における提供に備えた協力体制の確立に努める。

エ 乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力体制の確立に努める。

オ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結等を行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得る等して、緊急時における供給体制の確立に努める。

カ 日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結する等して、体制の確保を図る。

(3) 東北農政局は、応急用食料の供給必要量及び受入れ体制について、県と十分な連絡を取りつつ、農林水産省災害対策本部に速やかに報告する。

2 生活物資の調達

市は、食料と同様に災害協定を締結している新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部やみやぎ生活協同組合、イオン株式会社等より、生活物資の提供を受ける。今後も協定の締結先を拡充するなど、災害時における生活物資の調達先を確保する。また、大規模な災害の発生を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、供給計画を定めておく。

なお、供給する物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第5 飲料水の調達

- 1 市は、被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、集中備蓄を行う。
また民間企業等と災害協定を締結し、優先的に飲料水を受けられる体制を構築する。
- 2 市は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- 3 市は、日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整える等、応急体制の確立を図る。
- 4 市は、飲料水を供給できる井戸の所在把握に努める。

第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 市の体制

(1) 物流体制の整備

市は、大規模地震が発生した際に、迅速に食料や飲料水、生活物資等を避難所等へ輸送できるよう、あらかじめ公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部等と連携した体制を構築し、物流体制を整える。

(2) 災害時物資拠点の確保

市における災害時の物資拠点は、次のとおりとする。

- ・食料 富谷市学校給食センター
- ・生活物資 防災備蓄拠点施設（富谷市複合公共施設けやき館）

(3) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

市は、民間企業等と倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等を締結し、物資の管理体制を整える。

2 段階的な輸送体制の構築

(1) 輸送体制構築の計画策定

県は、救援物資の配達について、以下の段階に応じて輸送体制を構築していく計画を策定する。

- ア 災害直後は、現地の備蓄で対応
- イ 被災市町村と連絡が取れない段階では、食料や飲料水等をプッシュ型で早期に送付
- ウ 被災市町村の要望を踏まえ、物流企業等の協力により、安定的に供給できるロジスティクスシステムを構築
- エ 避難活動が長期化した場合、多様化する被災者のニーズへ対応できるよう、多品目少

量の物資を供給できる体制へ発展

(2) 情報管理体制の構築

県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

第7 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

市は、発災後災害発生後の燃料供給に係る通報・連絡体制、燃料の搬送体制、搬送された燃料の受入体制の整備等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

市は、発災時の石油供給について、宮城県石油商業協同組合塩釜支部・黒川支部、~~あさひ~~
~~みな農業協同組合新みやぎ農業協同組合~~との協定を締結している。今後も、市内等の民間企業と災害協定を締結し、優先的に燃料提供を受けられる体制を構築する。

(3) 情報連絡体制の確立

市は、石油商業協同組合等や県と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市及び県は、災害発生時において災害応急対策車両が専用、または優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

3 被災地域災害対応型中核給油所整備事業の推進

県は、災害が発生した場合に的確な燃料の供給を間断なく継続するための給油所の災害対応力を強化する取り組みを推進する。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

市及び県は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第2122節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

大規模地震発生時には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、自ら避難することが困難で円滑・迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする方について、市や地域、福祉関係団体等が支援する体制を整備する。

第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義

1 要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活や適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえている者とする。

2 避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするため、「避難行動要支援者名簿」で情報を管理している者とする。

第2 要配慮者への支援対策

一人暮らし高齢者、支援を必要とする高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦等に關し、身体機能等を考慮しながら平常時から各種の防災減災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

このため、市は「富谷市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて必要な対策をとるとともに、市、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努め、特に施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

（2）組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市と連携し、施設相互間、他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種や類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(5) 緊急時情報伝達手段の確保

社会福祉施設等は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

2 避難行動要支援者の支援対策要配慮者の災害予防対策

市は、「富谷市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、また、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に以下の対策を推進する。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は、住民登録や保健福祉部が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。また、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や、町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組みを推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新する。その際、名簿に記載された避難行動要支援者から、名簿の記載事項を避難支援等関係者へ情報提供することについて同意を得る。同意を得た者の情報は、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等と連携しながら、常に最新の情報とする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 名簿記載の対象

名簿記載の対象は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、迅速な避難確保に特に支援を必要とする次の者とする。

- ア 65歳以上の人暮らし高齢者・75歳以上の二人暮らし高齢者
- イ 介護保険法で規定する要介護4・5の認定を受けている方
- ウ 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している方
- エ 療育手帳Aを所持している方
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- カ その他乳幼児等、市長が必要と認める方

(4) 名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 緊急連絡先
- キ 名簿対象区分
- ク 避難支援等を必要とする理由
- ケ 避難時に携帯すべき医療器具・医薬品等
- コ その他市長が必要と認める事項

(5) 名簿情報の提供

市は、避難支援等関係者への情報提供について同意を得た者の名簿情報を、あらかじめ町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防本部、自主防災組織等の避難支援者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の確立、避難訓練等の実施に努める。

なお、名簿の情報については、情報の漏えいを行わないよう、名簿の提供時に注意を促す。

(6) 個別計画の策定

市は、避難支援等関係者への情報提供について同意を得た避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画を、町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等と連携しながら作成するよう努める。

個別計画は、あらかじめ一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、避難支援方法、避難先等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画とする。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難行動の際は、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(7) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(8) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、町内会等と連携し地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりにあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(9) 防災設備等の整備

市及び県は、一人暮らし高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、火災報知器等の設置を推進する。

(10) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(町内会、自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(11) 情報伝達手段の普及

市及び県は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、G P S機能付）、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、視覚障害者向けの聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

市は、現在締結している福祉避難所の設置に関する協定のほか、施設の浸水や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、協定締結施設の拡充に努める。

(2) 市外への要配慮者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市内の受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市外への要配慮者の受入れについて、体制の拡充に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド、ミルク、ほ乳びん、離乳食、紙おむつ、アレルギー対応食、授乳に配慮するための設備など、高齢者や障害者、女性、子育て家庭等に十分配慮した構造・設備、物品の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

資料編　・資料5－3 福祉避難所一覧

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

市及び県は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のようない「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する 等

第3 外国人への支援対策

市は在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するため、県等関係機関と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策について以下の措置を行うよう努める。。

- 1 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 市は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災減災体制の整備を行う。
- 6 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 市は、県と連携し外国人を対象とした防災減災対策事業を実施するとともに、必要な支援を要請する。

- 8 市は、県の災害時通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じて県や財団法人宮城県国際交流協会に通訳ボランティアの派遣を要請する。
- 9 市及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 10 市、県及び宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 防災教育・訓練の充実

- 1 要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自主防災組織等地域組織の育成に努める。

第5 職員の人材育成

災害発生後、長期的な要配慮者等への支援のため、市は、職員を対象とした研修等により必要な人材の育成に努める。また、福祉・医療に関する有資格者の協力体制を構築する。

第223節 複合災害対策

大規模地震から住民の命を守るためにには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発して災害の規模を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第1 複合災害の応急対策への備え

市、県及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

(1) 市は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

(2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に附加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(3) 市は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、県からの情報収集、住民への広報体制を速やかにとることを考慮する。

(4) 複合災害発生時は、災害の全体像を大局的に捉え、対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。

(2) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に關係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確實に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

~~(3) 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握~~

~~握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。市は、県から収集した情報を住民に速やかに公表する。~~

(3) 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、その結果を迅速に関係機関に連絡する。

(4) 複合災害時において、市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

(1) ~~本市は、東北電力女川原子力発電所から50km以上離れた位置にあり、発電所で事故等が発生した場合でも、人体に影響がでることはない」と想定されている。本市は、東北電力女川原子力発電所から約50km以上離れた位置にあり、原子力災害対策重点区域には含まれていない。~~しかし、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、市内で通常の値を超える放射線を観測した場合は、屋内や車両内に避難するよう広報する。

(2) 複合災害時には、~~避難指示避難勧告等~~や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(3) 市及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

(4) 市及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第2 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第2324節 廃棄物対策

大規模地震発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、処理施設の耐震化を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、市は、県、仙台市及び黒川地域行政事務組合と連携し、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第1 処理体制

1 市の役割

市は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害応急対策を定めておくとともに（第3章第21節「廃棄物処理活動」参照）、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

~~県は、市町村がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間ににおける広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。~~

県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間ににおける広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。

また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

3 環境省東北地方環境事務所の役割

環境省東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

4 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第2 主な応急対策

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の対策に努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理に努める。
- (2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等の体制強化に努める。
- (3) 廃棄物処理における仙台市、黒川地域行政事務組合との連携体制を整備する。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。
- (3) 広域的な市町村等との協力、応援体制について整備する。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努める。
- (2) (1) の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第3章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

本計画は、県地域防災計画に基づき、来るべき地震災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで、被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、東日本大震災で経験した甚大かつ広域的な被害が予想され、広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 災害情報の収集・伝達

地震の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民に伝達することが重要であり、特に要配慮者への伝達に万全を期す。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源付近に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を直ちに発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く住民等への提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALE RT）を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等へ伝達する。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
スーパー等の 集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 地震情報

仙台管区気象台は、観測した地震情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

1 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報 の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約100188地域に区分）と地震の揺れの発現検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 •震度3以上 •大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 •若干の海面変動が予想される場合 •緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度 3 以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>

(2) 南海トラフ地震に関する情報

- ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定期例会における評価結果もこの情報で発表。

「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<p>○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

（1）仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）、

地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (2) 発災後災害発生後も円滑に放送を継続し、地震情報報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

資料編 ・資料8－2 宮城県の震央地名

第3 災害情報の収集

市は、市内の地震災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報、報告する。ただし、被災状況により県へ報告できない場合は、直接国へ報告する。

1 災害情報収集体制

市は、大規模地震が発生し、または地震災害が発生するおそれがある場合、地震災害情報の収集に万全を期すため、市職員、町内会長、消防団員、協定を締結している団体等をもって状況把握にあたらせる。

なお、市職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、配備指令で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 災害発生のおそれがある異常な状況
- (2) 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (3) 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数、出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高压ガス漏洩事故等）
- (7) 輸送関連施設被害（道路）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 市災害対策本部設置等の状況

- (11) 水防その他の応急対策の活動状況
- (12) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの
- (13) 河川の増水、その他の災害発生のおそれがある状況

このうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）や県に連絡する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、ライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

第4 被害状況の調査

1 被害調査体制

（1）市職員による調査

市における被害状況の調査は、次のとおり各部課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	<u>総務部長</u> <u>総務課長</u>	
人的、住家等の被害	<u>市民生活部長</u> <u>税務課長</u> <u>町民生活課長</u>	町内会長、消防団員
農林業関係被害	<u>経済産業部長</u> <u>産業振興課長</u>	町内会長、消防団員 森林組合、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合
商工業関係被害	<u>経済産業部長</u> <u>産業振興課長</u>	商工会（富谷事務所）
社会福祉関係被害	<u>保健福祉部長</u> <u>長寿福祉課長</u>	各施設の長
保健、病院関係被害	<u>保健福祉部長</u> <u>健康増進課長</u>	各施設の長
児童福祉関係被害	<u>保健福祉部長</u> <u>子育て支援課長</u>	各施設の長
衛生関係被害	<u>市民生活部長</u> <u>町民生活課長</u>	各施設の長
道路、橋梁、河川被害	<u>建設部長</u> <u>都市整備課長</u>	町内会長、消防団員
市営住宅、都市公園等	<u>建設部長</u> <u>都市計画課長</u>	町内会長、消防団員
文教、文化財関係被害	<u>教育部長</u> <u>学校教育課長</u>	各施設の長、町内会長、消防団員

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
水道、下水道施設の被害	<u>建設部長</u> <u>上下水道課長</u>	町内会長、消防団員

(2) 自主防災組織等による調査

自主防災組織等は、地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握した都度、市へ連絡する。

その際、可能な限り被災現場を確認し、詳細な情報の収集に努める。

(3) 消防団による調査

消防団員は詳細な現場情報の提供に努め、市へ連絡する。

(4) 協定に基づく各種団体による調査

市は、情報の収集に関連して協定を締結している公益財団法人富谷市シルバー人材センター、公益社団法人隊友会宮城県隊友会富谷支部、富谷郵便局と被害状況について、把握した情報を協定に基づき共有し、被災状況の把握に努める。

(5) 防災会議委員

富谷市防災会議条例第3条第5項に基づく、国、県及び防災関係機関等で構成する防災会議委員から情報収集・交換を行う。

- | | |
|-----|------------------|
| 資料編 | ・資料1-1 富谷市防災会議条例 |
| | ・資料1-2 富谷市防災会議委員 |

2 調査要領

富谷市災害対策本部運営要綱、富谷市災害対策警戒配備要領の定めにより実施する。

なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は危機管理室防災安全課へ提出する。

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料編 | ・資料1-3 富谷市災害対策本部条例 |
| | ・資料1-4 富谷市災害対策本部運営要綱 |

第5 災害情報等の報告

1 報告担当及び連絡先

総務部課及び各担当部課が、県の地方機関その他関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告する場合は、県防災行政無線や衛星携帯電話等を使用する。

なお、各部課の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

また、必要に応じて職員の派遣や受入れを行い、情報の共有に努める。

部課名	連絡責任者	連絡先		
		機関名	住所	電話
総務部 総務課	<u>総務部長</u> <u>総務課長</u>	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111
		大和警察署	黒川郡大和町吉田字北谷地27-1	022-345-0101
		黒川地域行政事務組合 消防本部	黒川郡大和町吉田字北谷地12	022-345-4161
建設部	<u>建設部長</u>	宮城県仙台土木事務所	仙台市宮城野区幸町4-1-	022-297-4111

<u>都市整備課</u>	<u>都市整備課長</u>		2	
<u>経済産業部</u>	<u>経済産業部長</u>	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111
<u>産業振興課</u>	<u>産業振興課長</u>	宮城県仙台家畜保健衛生所	仙台市宮城野区安養寺3-11-22	022-257-0921
<u>市民生活部</u>	<u>市民生活部長</u>			
<u>町民生活課</u>	<u>町民生活課長</u>	宮城県仙台保健福祉事務所 (宮城県塩釜保健所)	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5502
<u>保健福祉部</u>	<u>保健福祉部長</u>			
<u>健康増進課</u>	<u>健康増進課長</u>			

2 情報の伝達

各部長等は収集した災害情報を危機管理監に報告し情報を一元化する。また遂次、県及び関係各機関に連絡するとともに、情報交換を行う。

危機管理監は、住民及び消防関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確な情報を提供する。

(1) 県等に対する報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

ア 被害状況報告等の基準

被害状況報告は、おおむね次に該当する場合に行い、県からの報告の指示の有無に関わらず、自主的に報告する。

(ア) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害

(イ) 災害対策本部を設置した場合

(ウ) 市における被害は軽微であっても、県内でみたときに、同一災害で大きな被害を生じている場合

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められる場合

- ・被害状況は具体的に把握できていないが、災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの
- ・がけ崩れ、河川の溢水、破堤等により、人的被害や住家被害を生じたもの
- ・災害により孤立集落が生じたとき

(オ) その他、特に報告の指示があった場合

イ 報告要領

危機管理監は早急に被害情報をまとめ、災害報告取扱要領に基づき、概況即報や第1報（即報）を県（宮城県仙台地方振興事務所を経由して危機対策課）に対し報告する。この被害報告は、国・県等による応急対策活動及び応援の必要性の有無等の判断材料になるため、速やかに報告する。

県への報告の種類及び被害報告要領は次のとおり。県の定める市町村被害状況報告要領等に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）の端末機により、宮城県仙台地方振興事務所を経由して危機対策課に報告する。ただし、被害の状況により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、県との連絡が可能

になったら県に報告する。この場合、様式にかかわらず、無線電話、FAX等最も迅速な方法により報告する。

・災害概況即報

即報は災害当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合、または災害が発生するおそれのある場合は、その概況について自主的に即時報告する。

・被害状況報告〔即報・第1報ほか〕

被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告する（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更があった場合には、その都度報告する。

また、本市の対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努める。

・被害状況報告〔確定〕

確定報告は、県の指定する期日までに被害状況について、おおむね災害が発生してから2週間以内に確定報告する。

(2) 消防機関に対する伝達

消防団及び黒川地域行政事務組合消防本部への連絡は危機管理監が行う。

消防団長は、配備等の連絡を受けたときは直ちに出動できる態勢を整えなければならない。効果的な火災防ぎよ等の応急対策を実施するため、現場付近に消防団本部を設置し、黒川地域行政事務組合消防本部及び災害対策本部等と密接な連係を保ち、消防活動を実施する。

消防団に対する伝達事項で消防活動以外の主なものは次のとおり。

ア 情報収集及び伝達

消防団の各班長は、被害情報の把握等情報の収集を行い、市へ情報を提供する。

なお、水防活動の際の情報収集は分団長があたり、水防管理者（市長）に報告、活動終了後は水防活動実施報告書を提出する。

イ 避難誘導

住民に対する避難~~指示~~勧告等が市長から出された場合には、避難地区の消防団員が住民の誘導に努める。

ウ 避難所の管理

避難所の安全を確保するための管理にあたる。

エ 応援消防隊の案内

応援消防隊が来たときの誘導及び水利の連絡にあたる。

資料編　・資料4-3　市町村被害状況報告要領

第2節 通信・放送施設の確保

地震災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

第1 市防災行政無線施設

- 1 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線（同報系、移動系）、衛星携帯電話等の通信手段の確保に努める。
 - 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
 - 3 避難所等となった各施設と市庁舎との通信手段の確保に努める。
- 併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

資料編 ・資料4-1 通信設備一覧

第2 地震災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

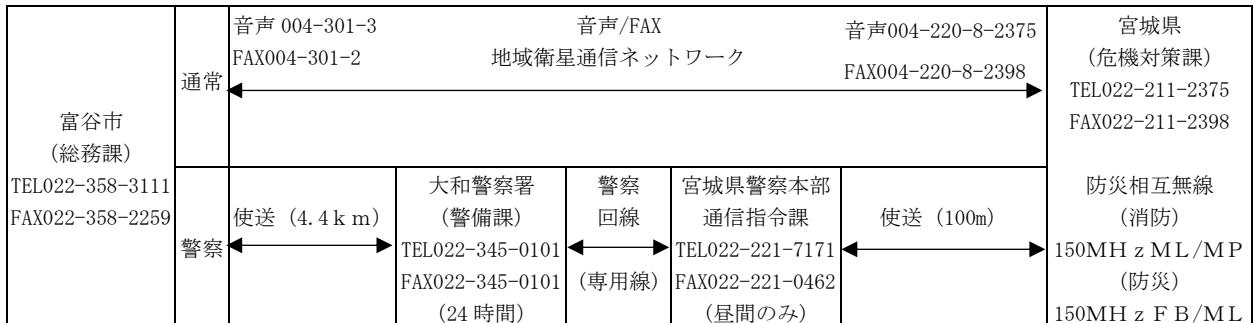
なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- (1) 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- (2) 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- (3) 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- (4) 携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- ~~(5) PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。~~
- ~~(5) 衛星携帯電話…静止衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い災害時に通信の途絶がない。~~ただし、相手によってはふくそうもある。
- ~~(6) 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話（株）が、役所等に配備している衛星電話である。~~
- ~~(7) 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。~~
- ~~(8) 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、主運用渡県内共通波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。~~

(9) MC A無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムがあり、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センター・メー・カ・・総務省からの借用も考えられる。現在、同報系は親局と屋外拡声子局26局、移動系は56局を、**市役所**や避難所となる学校、公民館、町内会館へ設置している。

(10) 非常通信…市及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合等は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

【非常通信ルート】



(11) インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

(13) ア 災害用伝言ダイヤル (171) ・災害用伝言板 (web171)

災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、(web171)はパソコンや携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

(14) イ 災害用伝言板

大規模災害発生時、携帯電話**PHS**事業者各社が提供するサービスで、インターネットを通じ、携帯電話・パソコンを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

2 無線通信網の利用

(1) 県防災行政無線の利用

県防災行政無線は、宮城県が県庁内と県内各市町村との無線通信網を確保するために整備しているものであり、県への被害状況報告等及び隣接市町村への通信に利用する。

(2) アマチュア無線局

優先通信が困難なときは、必要に応じ、市内のアマチュア無線局に協力を求め、アマチュア無線により通信を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、関係団体、事業所と連携を図りながら回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

第3 放送の依頼

市は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達、警

3-2 通信・放送施設の確保

告等があるときは、公共情報コモンズ等を活用して、放送局に対し情報を提供し放送の依頼を行う。

なお、災害により通信が途絶した場合や通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第3節 災害広報活動

市は、住民の生命、財産を保全するため、~~仙台管区気象台からの情報をはじめとする~~地震情報、避難所等の状況、安否情報等その他時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第1 実施責任者

- 1 市は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知する。
- 2 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

第2 実施機関及び担当業務

市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
住 民 担 当	経営企画課長 企画政策課長 総務課長 総務部長	市防災行政無線、広報車、有線電話、インターネット 口頭、文書
報 道 関 係 担 当	総務課長 総務部長	有線電話、FAX、インターネット、口頭、文書
防 災 関 係 機 関 担 当	〃	有線電話、無線電話、FAX、インターネット、連絡員の派遣
庁 内 担 当	〃	庁内放送、庁内電話、インターネット、口頭

【防災関係機関連絡先】

機関名	電話	連絡先責任者
大 和 警 察 署	022-345-0101	警備課長
黒川地域行政事務組合消防本部	022-345-4161	警防課長

第3 広報の内容

1 広報事項

市内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報

- (4) 避難（勧告・場所等）に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) ライフラインの被害状況に関する情報
- (9) 生活支援（食料・飲料水等の供給）に関する情報
- (10) 民心安定のための情報
- (11) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (12) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (13) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (14) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 出火防止等災害発生時の注意の呼びかけ
- (17) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (18) 相談窓口の設置に関する情報
- (19) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (20) 廃棄物処理に関する情報
- (21) 気象予警報に関する情報
- (22) ホームページへの掲載による情報

第4 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるとともに、各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

- 1 防災行政無線（同報）放送、インターネット等による広報
- 2 携帯メールや緊急速報メール
- 3 広報車による広報
- 4 広報紙による広報
- 5 テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- 6 チラシ・パンフレットによる広報
- 7 避難所へのメッセンジャーの派遣
- 8 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
- 9 災害情報共有システム（L-A L E R T） L-A L E R T（災害情報共有システム）による広報

なお、要配慮者への広報については、以下の方法により広報活動を行う。

- (1) 町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対して口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
- (2) 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広

報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

第5 広聴活動

1 問い合わせ電話への対応

地震災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により災害対策本部には東日本電信電話（株）宮城事業部に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行う。

2 相談窓口の設置

地震災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、市及び関係機関による総合的な窓口を設置する。

第6 報道機関への発表

- 1 報道機関への発表資料は危機管理監が取りまとめ、発表は災害対策本部等が行う。
- 2 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し発表する。
- 3 発表内容は以下のとおりとする。
 - (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の場所及び発生日時
 - (3) 被害状況
 - (4) 応急対策の状況
 - (5) 住民に対する避難勧告、~~指示等~~の状況
 - (6) 住民や被災者に対する協力及び注意事項

第7 安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 防災活動体制

大規模地震が発生した場合、市内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市、県、防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想される余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の72時間が救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 配備体制

市は、地震が発生した場合、その状況に応じて段階的に「1号配備（警戒本部）」、「2号配備（特別警戒本部）」、「3号配備（災害対策本部）」を敷く。なお、場合によっては段階を経ずに、直接必要な配備体制を敷く。

また、災害の発生により早急に救急・救命活動が必要なときは、災害対策本部の設置を待たずして活動可能な職員のみで初動体制を確立し、速やかな活動を開始する。

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料編 | ・資料1-3 富谷市災害対策本部条例 |
| | ・資料1-4 富谷市災害対策本部運営要綱 |
| | ・資料1-5 富谷市災害対策警戒配備要領 |

第3 職員動員体制の基準

市は、各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策等防災減災対策の確立を図るために、「災害対策本部」設置前の段階として、特別警戒配備体制をとり、状況に応じて、警戒本部、特別警戒本部を設置する。

1 非常配備基準

区分	体制	基準
特別警戒配備	1号 警戒本部	1 市域で『震度3-4』の地震が30分以内に、複数回に渡って計測されたとき。 2 市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の警報や土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。または、被害が発生したとき。
	2号 特別警戒本部	1 市域で『震度4-5弱』の地震が観測されたとき。 2 市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の警報や土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。または被害の拡大が予想されるとき。
非常配備	3号 災害対策本部	1 市域で『震度5弱-5強以上』の地震が観測されたとき。 2 特別警報が発表されたとき 3 市内全域にわたる災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。

2 非常（警戒）配備体制編成計画の作成

府内の各部（局）長は、毎年4月1日を基準とする「非常（警戒）配備体制編成計画表」を作成し、4月末日までに危機管理監あてに提出する。なお、年度途中に人事異動があった場合は、その日から14日以内に修正した同計画表を作成し、提出する。

計画表に記載される職員は、該当年度における災害時の出動要因となる旨を、各部（局）内で周知徹底する。

第4 特別警戒配備

1 警戒本部（1号）

危機管理監は、非常配備基準の1号区分に該当する状況となり、連絡会議の報告により市長から警戒本部の設置の指示を受けたときは、富谷市災害対策警戒配備要領に基づき直ちに警戒本部を設置する。警戒本部長は危機管理監をもって充て、特別警戒配備体制をとる。

警戒本部長は、災害の危険が解消したとき、災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたとき、特別警戒本部等が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

（1）応急対策の内容

警戒本部長は、以下の内容について協議し応急対策を講じる。

- ア 警戒本部設置後の対応に関すること。
- イ 特別警戒配備職員の配備に関すること。
- ウ 特別警戒本部、富谷市災害対策本部への移行に関すること。
- エ その他被害等に関すること。

2 特別警戒本部（2号）

危機管理監は、非常配備基準の2号区分に該当する状況となり、連絡会議の報告により市長から特別警戒本部の設置の指示を受けたとき、または警戒本部会議において特別警戒本部を設置する必要があるとされたときは、速やかに副市長に報告する。

副市長は、前項の報告を受けたときは、富谷市災害対策警戒配備要領に基づき、直ちに特別警戒本部を設置する。特別警戒本部長は、副市長をもって充て、特別警戒配備体制をとる。

特別警戒本部長は、災害の危険が解消したとき、災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたとき、富谷市災害対策本部が設置されたときは、特別警戒本部を廃止する。

(1) 応急対策の内容

特別警戒本部長は、特別警戒本部会議を開催し、以下の内容について協議し応急対策を講じる。

- ア 特別警戒本部設置後の対応に関すること。
- イ 特別警戒配備職員の配備に関すること。
- ウ 富谷市災害対策本部への移行に関すること。
- エ その他、特別警戒本部長が必要と認めた重要な事項。

第5 非常配備

1 災害対策本部の設置

(1) 本部の設置基準

市長は、非常配備基準の3号区分に該当する状況である場合は、直ちに災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(2) 本部の設置場所

本部は、富谷市役所内に設置する。ただし、~~市役所~~庁舎が被災等により設置することが不可能となった場合は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する場所に設置する。

(3) 本部の構成

災害対策本部の本部長は市長を、副本部長には副市長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとる。本部員は教育長、教育次長、教育部長、各部長、消防団長、その他本部長が必要と認める者により構成する。

(4) 設置の通知

本部長は、本部を設置したときは、知事、防災会議委員、住民等に、その旨を電話、防災行政無線その他適切な方法により通知する。

(5) その他

ア 本部表示の掲示

危機管理監は、災害対策本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「富谷市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同事務局、避難所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、住民等の問い合わせに便宜を図る。

イ 本部開設の準備

危機管理監は、本部設置が決定されたときは、必要な通信機器や資機材等を準備する。

2 組織及び運営

本部の組織、運営については、富谷市災害対策本部条例（昭和38年2月21日条例第2号）及び富谷市災害対策本部運営要綱の定めるところに基づき次のとおり行う。

(1) 本部会議

本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指示を行うため、本部長が招集する。ただし、緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、各本部員の判断に委ねる。

ア 協議事項

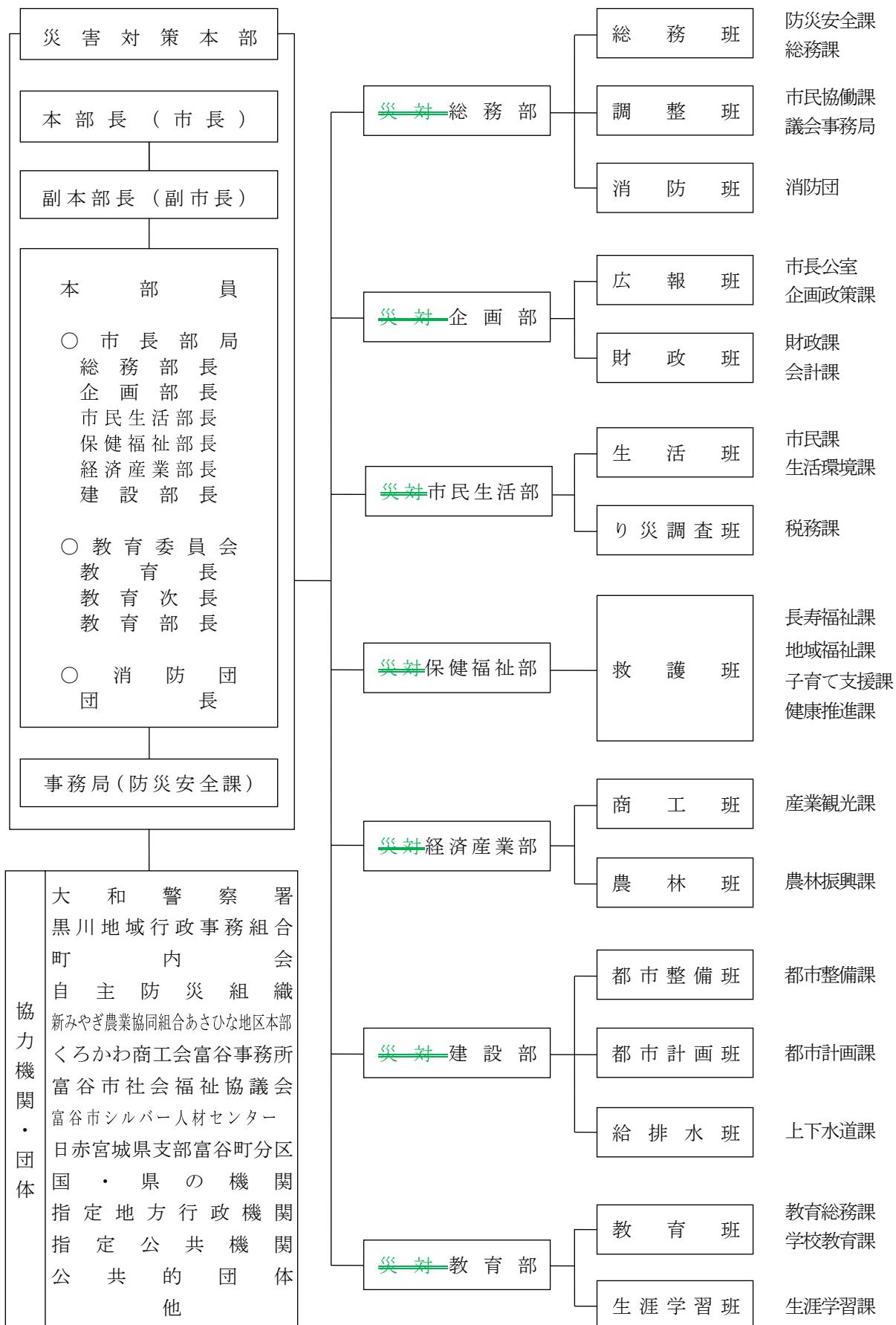
(ア) 災害対策本部の体制に関すること。

(イ) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達に関すること。

- (ウ) 被災者の救出・救助、救護、その他の保護に関すること。
- (エ) 被害状況及びライフラインや施設等の復旧状況、生活関連情報等の報告及び確認に関すること。
- (オ) 消防、水防等の応急措置に関すること。
- (カ) 防疫、保健衛生に関すること。
- (キ) 住民への広報に関すること。
- (ク) 避難所の開設の準備及び決定に関すること。
- (ケ) 避難の準備、~~勧告、指揮~~勧告等の決定、警戒区域の設定に関すること。
- (ミ) 被災者に対する食料、飲料水、生活用品の確保・供給に関すること。
- (サ) 県災害対策本部への報告、要請に関すること。
- (シ) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携に関すること。
- (ス) 協力団体等に対する応援要請及び関係機関に対する派遣要請に関すること。
- (セ) 自主防災組織との連携及び指導に関すること。
- (ソ) その他、本部長が必要と認めた重要な事項

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりとする。



3 本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消し、または災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたときに廃止する。本部長は、本部を廃止したときは、知事、防災会議委員、住民等に、その旨を電話、メール、SNS、防災行政無線、その他適切な方法により通知する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該地域内に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部に現地本部長及び現地本部員を置き、現地本部長及び現地本部員は、その都度本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理する。

現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

本部長は、現地本部を設置した地域について、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が完了したと認めたときは、現地本部を解消する。

5 非常配備の特例

- (1) 本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することがある。
- (2) 部長は、配備された職員がその分掌事務を完了したとき、または災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるときは、本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

第6 消防機関等の活動

黒川地域行政事務組合消防本部消防長は、非常招集の規定等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救急・救助活動や被害情報の収集活動等所要の活動を行う。

富谷市消防団長は、非常配備の規定等に基づき消防団員を招集し、消防活動体制を確立する。

1 消防本部の活動

黒川地域行政事務組合消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、黒川地域行政事務組合消防本部と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、黒川地域行政事務組合消防本部と協力して、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集等所要の活動を行う。

第7 県現地災害対策本部との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣等の措置を講じることとしている。

市は、県現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にし、円滑な応急対策に取り組む。

第8 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、最も影響の大きい災害に対応した対策本部等を設置し、副次的に、比較的軽度の災害に対応する。

第5節 相互応援活動

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら、防災活動に万全を期す。

第1 市町村間の相互応援活動

1 応援の要請等

市長が応急対策を実施するために、必要と認めたときは、災害協定等に基づき他の市町村長に対し応援を求める。

市は、応援要請を受けた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施にあたっては、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

市は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

資料編　・資料9－1　相互応援協定

2 県への情報伝達

市が、応急対策を実施する際に他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対してその旨を連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第2 消防機関の相互応援活動

大規模地震災害により、市（管内）の消防機関の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、消防本部は災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」~~（平成16年4月策定）~~の定めにより要請する。

第3 緊急消防援助隊の応援活動

市長は、大規模地震災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」~~(平成22年8月策定)~~の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に對して要請する。

1 情報の収集・伝達

大規模地震災害が発生した場合、市及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

市は県を通して出動の要請を行う。

3 大規模地震災害が発生した場合の対応

大規模地震災害等を覚知した市長及び黒川地域行政事務組合消防本部消防長は、次の措置をとる。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 情報等の提供
- (3) 応援要請手続きの実施

第4 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

また、防災関係の県の機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、一部事務組合、公共的団体等の役割を明確にし、相互に協力して、防災活動を実施する。

機関名	担当者	電話番号	連絡責任者
大和警察署	警備課	022-345-0101	警備課長
黒川消防署	警防課	022-345-4161	警防課長
仙台市消防局	警防部指令課	022-234-1111	指令課長
大和町消防団	総務課危機対策室	022-345-1111	危機対策室長
大郷町消防団	総務課	022-359-5500	総務課長
大衡村消防団	総務課	022-345-5111	総務課長
大和駐屯地	業務隊	022-345-2191	業務隊長

第5 広域的な応援体制

市は、必要に応じて、関係指定地方行政機関や関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

第6 受入れ体制の確保

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第7 他県等への応援体制

市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第6節 災害救助法の適用

地震災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民等の協力の下に、応急的に食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施主体

災害救助法に基づく「救助」とは、知事が政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

- 1 災害による被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、災害対策本部長（市長・担当：[保健福祉部](#)）は、直ちにその旨を知事（県保健福祉部保健福祉総務課）に報告する。知事は厚生労働省と協議を行い、該当した場合には市長に対して連絡を行い、必要があると認めるときは、救助の事務の一部を市長に委任することができる。この場合において市長は、当該事務を行わなければならない。
- 2 知事から市長が委任されている救助、また災害の事態が急迫しているため知事による救助の実施を待つことが出来ないときは、市長が救助を実施し、直ちにその内容等について知事に報告する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため応急的・一時的なもので、本市における災害救助法の適用基準は次のとおり。

なお滅失世帯は、全壊、全焼、全滅、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。

- 1 市内の住家の滅失世帯数が80世帯以上のとき。
- 2 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき。
- 3 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 5 多数の者が、生命や身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。
- 6 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- 7 食品の給与等に特殊の補給方法や救出に特殊の技術を必要とする場合。

第3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおり。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与

- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の搜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

(昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」~~最終改正：平成 24 年 9 月 14 日~~)

なお、市長は、災害の事態が急迫しているときは、知事から委任されている救助以外の救助であっても実施することができるが、その救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受けることになる。

第4 災害救助法の適用要請等

1 災害救助法の適用要請

保健福祉部は、災害対策本部事務局との連携のもと、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、または達する見込みがある場合は、知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

2 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、**保健福祉部**に報告し、**保健福祉部**は本市の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 資料編 | ・資料 10-1 災害救助法による救助の方法、程度及び期間について |
| | ・資料 10-2 被災世帯の算定基準 |

第5 災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害ごとの被災範囲や被災場所(市の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と協議した上で、実施者及び救助の種類を決定する。

<u>実施者</u>		<u>救助の種類</u>
<u>局地災害の場合</u>	市	<u>全ての救助</u> <u>(県から即時に委任(法第 13 条 1 項))</u>
	県	<u>二</u>
<u>広域災害の場合</u>	市	<u>県が行う以外の全ての救助</u> <u>(県から即時に委任(法第 13 条 1 項))</u>
	県	<u>応急仮設住宅の供与</u>

※ 広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市へ委任することができる。

第7節 自衛隊の災害派遣

市は、大規模地震災害に際して、人命や財産保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（危機対策課）等に対し自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第1 災害派遣要請の手続き

1 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣やその指定する者に通知することができる。また、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼が出来ない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣やその指定する者に通知することができる。この場合、市長は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

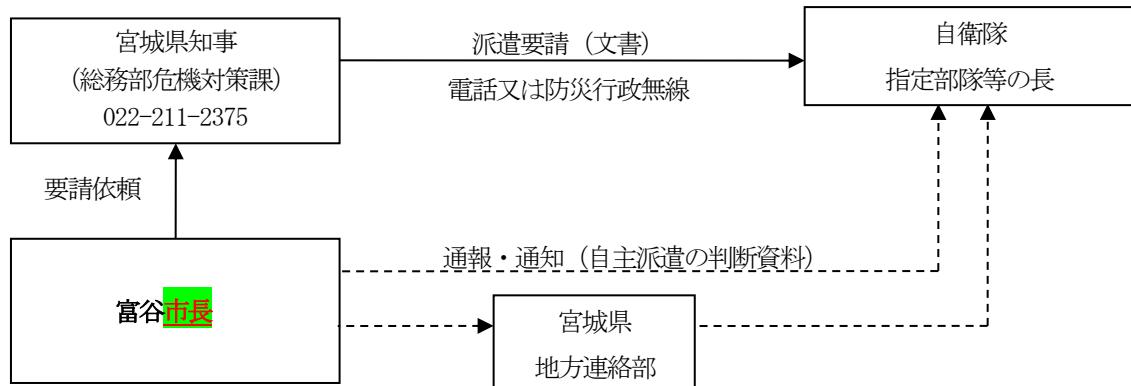
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。（自衛隊の災害派遣基準：公共性、緊急性、非代替性）

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つことまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続き

（1）派遣要請系統図



(2) 要請（連絡）先

区分	部隊名	指定部隊の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 8:00～17:00 (各部隊防災担当)	時間外の担当	
宮城隊区 担当部隊	第22普通科連隊 第22即応機動連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丹丸山2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL： 022-365-2121 (内) 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、亘理郡、刈田郡、伊具郡を除く県内)
近傍派遣 部隊	第6戦車大隊 第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡字西原 21-9 TEL：022-345-2191 内 230～233	駐屯地当直 TEL： 022-345-2191 (内) 301・302	大和近傍状況 により宮城北隊区
大規模 災害対処 部隊	第6師団第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市神町南3-1-1 TEL：0237-48-1151 内 5075・5076	当直長 TEL： 0237-48-1151 (内) 5019	南東北3県 (宮城・山形・福島)
	東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面 総監	仙台市宮城野区南目館1-1 TEL：022-231-1111 内 2255・2256	防衛課運用室 TEL： 022-231-1111 (内) 2723・2737	東北全域
連絡機関	宮城地方協力本部	本部長	仙台市宮城野区五輪1-3-15 TEL：022-295-2611 内 3630・3632	同左	県全域

(3) 要請方法

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭、電話、電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、市長は速やかに知事等にその旨を通知しなければならない。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ ~~派遣を希望する人員、車両、航空機等の概要~~

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ被災市町村の具体的被災状況が把握できない場合であっては、上記に関わらず、速やかに派遣要請に努める。

この際、市長は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

第2 自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡幹部等の派遣

大規模地震災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等にあたるため、必要に応じ市災害対策本部に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡幹部等は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施する。

第3 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の救出・救助及び捜索活動：行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
- (4) 水防活動：土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- (5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動
- (6) 道路や水路の啓開：道路や水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者や医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給水の実施
- (10) 援助物資の無償貸付・譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の職員及び警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- (4) 住民や現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

第4 派遣部隊の受入体制

市長は、災害派遣が決定・実行された場合、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、職員から連絡調整者を指定し、派遣部隊との連絡調整の任にあたらせ、派遣部隊の業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿营地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

市長、知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合・重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際して管理者と調整を行うなど協力連携する。

5 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。

この際、土地の所有者や管理者との調整を確實に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

(2) 着陸地点には、石灰等を用いて直径 10m 以上の円を書き中央に H と記す。また吹流しや旗をたてる。

(3) 危険予防の処置

ア 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

イ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

※臨時ヘリポートについては、[本章第11節「交通・輸送活動」](#) 参照のこと。

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

- 1 派遣の目的を完了、またはその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- 2 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合や派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上、修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第8節 救出・救助活動

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であることから、市は県、防災関係機関と連絡を密にしながら速やかに応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、地域住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第1 救出・救助活動

1 救出隊の編成

救出隊は、市職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

2 関係機関との協力

(1) 陸上における救出活動を実施する場合は、大和警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、関係機関の協力を得て万全を期する。

(2) 救出に際しては負傷者の救護等が円滑に行われるよう、公立黒川病院、**黒川医師会**等医療機関及び宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と緊密な連携、調整を行う。

3 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。

4 自らの救出活動の実施が困難な場合、県や他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

5 広域的な応援を必要とする場合には、「宮城県消防広域相互応援協定」及び「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請を行う。

6 県や他市町村へ応援要請を行う場合は、必要な事項を明らかにして要請するとともに、受入体制を整備する。

7 市は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に依頼する。

8 他市町村から応援要請や協定に基づく支援を要請されたときは、直ちに応援部隊を編成し、救助・救援活動に取り組む。

9 期間

救出を行う期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の搜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

10 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第2 救出の連絡等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機関名	所在地	電話
富谷市総務部	富谷市富谷坂松田 30	022-358-3180
大和警察署	大和町吉田字北谷地 27-1	110、022-345-0101
黒川地域行政事務組合消防本部 (黒川消防署)	大和町吉田字北谷地 12	119、022-345-4161

第3 宮城県の活動

- 1 県は、災害においては、速やかに救出・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、県警本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達するものとし、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。
- 2 県は、市町村から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の救出・救助活動を行う。
- 3 県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、宮城海上保安部等に対し、速やかに救助活動を要請する。
- 4 県は、常時、防災関係機関から救出・救助情報を収集するとともに、一般住民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。

第4 宮城県警察本部及び大和警察署の活動

- 1 警察は、救出・救助活動を必要とする者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊を被災警察署に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援機動隊員により救出・救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、~~県警ヘリコプター等を積極的に活用して~~救出・救助活動を行う。

第5 消防機関の活動

黒川消防署は、救出・救助活動を要する者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、大和警察署等と連携協力し、救出、救助を行う。被害の状況により必要と認めるときは、広域消防応援協定に基づく応援要請を行う。

消防団は、市、黒川消防署及び大和警察署等と連携し救出・救助及び応急措置の協力をを行い、安全な場所へ搬送する。また、市等関係救助隊の到着が遅れる場合には、付近住民の協力を得て、自らの危険が及ばない範囲で救出・救助活動を行い、速やかに市等関係機関に連絡する。

第6 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において、建物の倒壊、火災等による救出・救助の必要性を確認したときは、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員・機材等の面で対応が不十分と思えるときは市に連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救出・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救出・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第7 惨事ストレス対策

富谷市及び黒川地域行政事務組合消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9節 医療救護活動

大規模地震災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、市は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第1 医療救護の実施

市及び関係機関は、医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 医療情報の収集

救護班は、黒川消防署と協力して、救急医療情報システム等で医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2 医療・救護の対象者

- (1) 医療…医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者で、応急処置の必要がある者
- (2) 助産…災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

3 医療救護の範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤、治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院、診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

4 医療救護の期間

- (1) 医療
災害発生の日から原則として14日以内とする。
- (2) 助産
分べんした日から7日以内とする。

5 組織

- (1) 医療救護活動は、原則として医療救護班を編成し、現地で実施する。
ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定する施術所においてもできるものとする。
- (2) 災害拠点病院における医療救護
多発外傷、座挫滅症候群、広範囲熱~~毒~~傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院で行う。

資料編	・資料6-1 医療機関等一覧
-----	----------------

第2 初動医療体制の確立

1 医療救護班の編成

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、黒川医師会、宮城県歯科医師会、公立黒川病院及び日本赤十字社宮城県支部に対して医師、看護師、その他医療関係者の出動等を要請し、協力を得て編成する。

ア 要請時の医師会への伝達事項

- (ア) 被害の集中地区、被害の状況
- (イ) 救護所の設置場所
- (ウ) 医薬品、衛生資機材の携行要請
- (エ) 救護所のライフライン機能等

イ 医療救護班の編成

- (ア) 医師
- (イ) 看護師
- (ウ) 事務担当者

(2) 県への要請

市の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市長が判断した場合には、知事に対して次の事項を明らかにして協力要請を行う

ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）

イ 必要とする医療救護班数

ウ 救護期間

エ 派遣場所

オ 災害の種類・原因等その他の事項

2 災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請

医療機関や応急救護所予定地の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合や予想される場合、宮城県を通じて災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請し、傷病者の応急処置や治療等を依頼する。

3 救護所の設置

(1) 救護班は、次のような場合に医師会等の協力を得て救護所を設置する。

ア 市内医療機関が被災し、その機能が低下・停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合。

イ 傷病者が多数で、市内の医療機関だけでは対応しきれない場合。

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

(2) 救護班は、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設や公共施設等に救護所を設置し、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

なお、救護所の設置は、指定避難所と併せて指定することができるものとし、広報車及び防災行政無線（同報）の放送やメール、S N S等により、住民へ周知を行う。

(3) 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

第3 医療救護班の活動

1 救護所での活動

重傷者を優先的に治療することを原則とし、トリアージ（負傷者選別）を実施する。災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

- (1) 負傷者の傷害等の程度の判別
- (2) 重傷者に対する応急措置
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 死亡の確認

※ 後方医療施設への緊急連絡事項を簡単に記したメモ（トリアジタック）を負傷者に装着する。

2 後方施設での活動

- (1) 後方医療施設として公立黒川病院に救護病院を設置する。救護班は、救護病院の設置について各病院等と連絡・調整をとる。

富谷市を含む仙台医療圏には、県により以下の病院がそれぞれ災害拠点病院に指定されている。

【災害拠点病院】（仙台医療圏）

基幹災害医療センター

名称	所在位置	電話番号
独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2-8-11-8 12	022-293-1111

地域災害医療センター

名称	所在位置	電話番号
独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	仙台市青葉区台原 4-3-21	022-275-1111
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000
東北 医科 大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1	022-259-1221
仙台市立病院	仙台市若林区あすと長町 1-1-1	022-266-7111
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111
仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1	022-252-1111
公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町 16-5	022-365-5175
総合南東北病院	宮城県岩沼市里の杜 1-2-5	022-323-3151

(2) 後方医療施設での活動

後方医療施設では、主として次の医療活動を実施する。

- ア 重傷者への優先医療
- イ 助産
- ウ 遺体の検案
- エ 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

3 市外の医療機関への要請

救護班は、重傷者の治療が市内の医療施設で対応できない場合は、県や日本赤十字社を通じ

て市外医療機関への転送を要請する。

4 報告

救護班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、本部に報告する。

5 経費の負担

市が開設した救護所における医療費は無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として、患者の負担とする。

第4 傷病者の搬送体制

1 救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は次のように行う。

- (1) 救出にあたった消防本部が救急車その他の車両で搬送する。
- (2) 宮城県広域消防相互応援協定に基づき、救急車を要請する。
- (3) 消防団や市職員が搬送する。
- (4) 車両が不足する場合は住民に要請する。

2 後方医療施設への搬送

救護所から後方医療施設への搬送は次のように行う。

- (1) 医療救護班が消防本部に配車・搬送を要請し、救急車等で搬送する。
- (2) 市有車両により市職員が搬送する。
- (3) 救急車等が不足し、緊急を要する場合は、消防団や住民に要請する。

3 市外医療機関への搬送

市内の後方医療機関では治療できない場合は、救急車両で搬送するほか、県に防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

資料編 ・資料5-5 市有車両一覧

第5 医薬品・資器材の確保

医薬品・医療用資器材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

- 1 各医療機関及び医療救護班の携帯した医薬品を使用する。
- 2 宮城県仙台保健福祉事務所に災害用医薬品の供給の要請を行う。
- 3 救護班は、被害の程度に応じて、市内の薬局及び医薬品販売業者から調達する。

第6 入院患者・通院患者への対応

1 入院患者への対応

医療機関の機能低下によって入院患者が避難する場合は、医療救護班が最寄りの避難所へ搬送する。避難所においては医師会等を通じて医師、看護師、介添え者の動員を要請する。

入院患者の治療が必要な場合は、日本赤十字社及び県下の医療機関への転送を要請する。

2 通院患者への対応

市は、在宅の要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じて避難誘導等を行う。

医療救護班は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関や県災害対策本部へ調整を依頼する。

医療救護班は、通院する医療機関が被災したために、治療を受けられない人工透析者等のために、県へ受け入れ可能な病院の紹介を要請する。

これらの情報は、防災行政無線（同報）放送、広報車を使用して住民に伝達する。

第7 在宅要医療患者の医療救護

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関もしくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、~~発災後~~災害発生後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- 5 県は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第 10 節 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、市は、消防機関、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

第 1 消火活動の基本

火災による被害を防止・軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 地震災害消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

(1) 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同地区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 住宅地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住宅地に面する部分及び住宅地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般住宅地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

資料編	・資料 3-1 防火対象物一覧
	・資料 3-2 危険物貯蔵取扱施設一覧

第2 消防機関の活動

1 消防本部の活動

黒川消防署並びに富谷消防署は黒川地域行政事務組合火災警防規程及び非常災害警防規程に基づき、消防団は消防団規則に基づき消火活動にあたる。

消火活動の指揮は黒川消防署長・富谷消防署長や署長が指名する消防職員を行い、消防団及び災害対策本部（災対総務部）と密接に連携し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員、消防団、自主防災組織を活用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織と協力し、初期消火に努め、火災の延焼及び灾害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消防活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

資料編 ・資料7-2 消防水利一覧

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、消防長、黒川消防署長や富谷消防署長の指揮下に入り、消防隊や自主防災組織等と協力して次の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

資料編 ・資料7-1 富谷市消防団組織

3 惨事ストレス対策

市と黒川地域行政事務組合消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。
- (2) 従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

資料編　・資料3－2 危険物貯蔵取扱施設一覧

第4 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第6 住民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第7 応援要請への対応

被災市町村からの要請や相互応援協定に基づく要請を受けた場合、黒川地域行政事務組合消防本部は迅速かつ速やかな応援活動の実施に努める。

第 11 節 交通・輸送活動

大規模地震災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持のうえからも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

第 1 緊急輸送対策

1 輸送の優先順位

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む）
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
 - エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 輸送力の確保

緊急輸送に必要な車両について、次のとおり確保する。

(1) 市所有車両の確保

車両の掌握、管理は財政班が各班管理の車両も含め調整を行う。

(2) 市所有車両以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないとき、財政班は次により市所有以外の輸送力確保に努める。

ア 自動車の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、市内事業所及び陸上輸送業者、宮城県バス協会等に依頼する。

また、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、公益社団法人宮城県トラック協会に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

イ 航空機輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となった場合は、県防災ヘリコプターや自衛隊航空機の確保について、知事に要請する。

(ア) 航空機輸送の要請を行うときは、**本章第5節「相互応援活動」及び第7節「自衛隊の災害派遣」**に基づき要請を依頼する。

(イ) 臨時ヘリポートは次のとおり。

発着地点	所在地
富谷市役所（職員駐車場）	富谷市富谷坂松田30番地

ウ 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、**本章第25節「防災資機材及び労働力の確保」**による。

資料編　・資料5－5　市有車両一覧

第2 県等に対する輸送要請

市は、市内において輸送力を確保できないとき、または不足するときは、県や隣接市町村に対し、次の事項を明らかにして輸送の要請を行い、輸送力を確保する。また、輸送要請をした場合は、要請した人員、物資の受入れ体制を整備する。

- 1 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量を含む。）
- 2 輸送を必要とする区間
- 3 輸送の予定日時及び集結場所
- 4 その他必要な事項

第3 輸送力の配分

- 1 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務班長に輸送力供給の要請を行う。
- 2 総務班長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

第4 災害救助法に基づく措置基準

- 1 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - (1) 被災者を避難させるための輸送
 - (2) 医療及び助産のための輸送
 - (3) 被災者救出のための輸送
 - (4) 飲料水供給のための輸送
 - (5) 救援用物資のための輸送

- (6) 遺体搜索のための輸送
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- 2 適用される輸送費は、本市における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

第5 交通確保対策

1 実施責任者

- (1) 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、総務課が行う。
- (2) 交通の危険を防止し円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者（市道：都市整備課建設部、県道：宮城県仙台土木事務所、国道：仙台河川国道事務所）と大和警察署長が連携し行う。

2 交通応急対策

(1) 道路状況の把握

市は、大和警察署、町内会長及び協定を締結している団体等と連携協力しながら、災害発生後直ちに遅滞なく道路施設等の巡回調査を行い、道路、橋梁等の被害状況を把握するとともに、応急復旧を行う。

道路管理者は、災害の発生又は発生するおそれがある場合は、道路施設の巡回を行い道路の状況を把握するとともに、被災箇所については、応急復旧を行う。

(2) 輸送路の確保

市は、緊急輸送道路と市の災害対策本部、避難所、救援物資等集積所、応援隊等引受場所、臨時ヘリポート等の防災重要拠点とを結ぶ主要道路について、市内の建設業者及び協定を締結している事業所等の協力を得て、優先的に盛土作業、仮舗装、仮橋の設置等の応急工事及び障害物の除去を行う。

(3) 障害物の除去

ア 道路に堆積された障害物の除去

市は、市が管理する道路の障害物について、市内の関係業者等に委託し、除去する。

また状況に応じ、住民及びボランティア等の協力を得て、速やかに除去を行う。

イ 放置車両や立ち往生車両等の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

ウ 除去した障害物等の処理

除去した障害物は、通行の支障にならない場所に集積することとし、災害の状況によりその都度市長が決定する。

なお、除去した障害物等で、所有者に返還する必要があると認められるものは、必要な手続きを行い、保管を行う。

エ 機械器具等の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、市所有のもののほか、市内の関係業者等から借り上げて調達する。不足する場合には、県や隣接市町村にあっせんを依頼し、調達する。

(4) 通報連絡

電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、

直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

3 交通規制

道路管理者（市道等：都市整備課建設部、県道：宮城県仙台土木事務所、国道：仙台河川国道事務所）は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、大和警察署は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

（1）基本方針

交通規制を実施する場合の基本方針は次のとおりとする。

ア 被災区域内への流入抑制と車両の走行抑制

（ア）被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する
一般車両の走行を抑制するとともに、被災区域内への流入を極力規制する。

（イ）被災区域内から被災区域外へ流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難路への流入抑制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接した仙台北部道路富谷ＩＣにおいては、被災地への流出を規制する。

また、同ＩＣへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制やう回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止極力抑制する。

エ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

（2）緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官や消防吏員はイ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制にあたって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、または標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生時における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急性度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域や道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、関係機関に対し連絡するとともに、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(7) 自動車運転者のとるべき措置

ア 災害発生時に走行中の車両の運転者は以下の要領により行動する。

(ア) 運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(イ) 停止後は、カーラジオ等から災害情報や交通情報を聴取し、周囲の状況を判断して行動する。付近に警察官、自衛官、消防吏員がいれば、その指示に従う。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。

イ 避難のための車両使用は極力避ける。ただし、被害の状況、避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等により、徒步による避難が困難な場合は、周囲の状況に注意しながら、車両による避難を行う。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときには、通行禁止区域等において一般車両の通行は禁止・制限されるため、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(ア) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。

(イ) 速やかな移動が困難なときは、できる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動、または駐車する。その際に、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないため措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第6 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。

1 確認対象車両の処理区分

確認事務は、大和警察署、県警本部（交通規制課）のほか交通検問所等の検問箇所で取り扱う。

2 緊急通行車両の申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける（緊急通行車両等確認申請書の提出）。

- (1) 車両番号票に標示されている番号
- (2) 輸送人員・品名車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）
- (3) 使用者の住所、氏名
- (4) 輸送日時
- (5) 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- (6) その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提示する。）

3 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

資料編　・資料5－6　災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急車両の標章

第12節 ヘリコプターの活動

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱等の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第1 活動体制

1 ヘリコプターを有効に活用するため、市は関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

防災関係機関の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 仙台市消防ヘリコプター
- (3) 県警察ヘリコプター
- (4) 国土交通省ヘリコプター
- (5) 自衛隊ヘリコプター
- (6) 海上保安庁ヘリコプター
- (7) 他都道府県からの応援ヘリコプター

2 ヘリコプターの活動内容は、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難勧告等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

3 救援活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。

第2 派遣要請の基準

1 基本要件

- (1) 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法や消防組織法に基づく活動）

- (2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

(3) 非代替性

ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

2 緊急運航基準

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の情報収集活動

災害が発生し広範囲にわたる情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救助物資、人員等の搬送

災害が発生し緊急に救援物資、人員及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(2) 火災防ぎよ活動

ア 林野火災等

地上における消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合。

イ 交通遠隔地の大規模火災等

人員、資機材等の搬送手段がない場合やヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

ウ その他

火災防ぎよ活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(3) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合。

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合。

エ その他

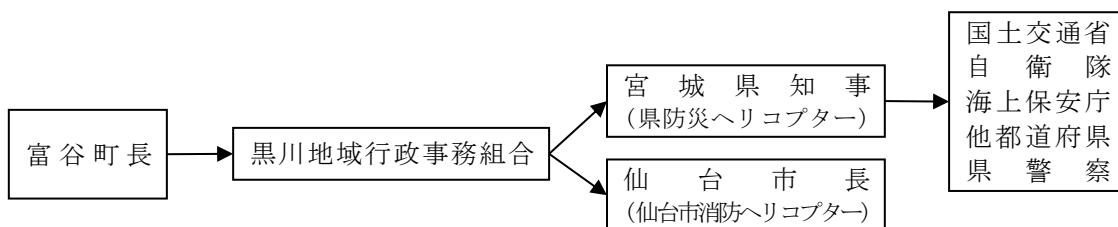
救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(4) 救助活動

水難事故等によりヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。その他、救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

第3 派遣要請の手続き

1 要請の流れ



2 要請方法

市長は、黒川地域行政事務組合に対し、口頭や電話等により要請する。黒川地域行政事務組合は、宮城県知事や仙台市長に各協定書に定められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭や電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

(1) 宮城県防災ヘリコプター

宮城県総務部消防課 TEL 022-211-2374

(2) 仙台市消防ヘリコプター

仙台市消防局指令課 TEL 022-234-1111

第4 臨時ヘリポートの開設準備

総務班は、ヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携し、臨時ヘリポート開設に必要な資機材を用意し、臨時ヘリポートを確保する。なお、臨時ヘリポートの開設の方法は次のとおりである。

1 地表面の条件整備

- (1) 回転翼の影響で砂塵等が巻き上がらない舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。
- (3) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

2 着陸点の表示

着陸点（直径30m）の中央に、石灰等を用いて直径10mの円を書き中央にHと記す。

3 風向の表示

- (1) 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流しや旗をたてる。
- (2) 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。

4 その他の留意事項

- (1) 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
- (2) 電話その他の通信手段の利用が可能であること。

【 臨時ヘリポート 】

施設名	所在地	電話番号
富谷市役所 (職員駐車場)	富谷市富谷坂松田30	022-358-3111

第5 県の体制

1 安全運行体制の確保

- (1) 県は、大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、陸上自衛隊東北方面航空隊（霞ヶ浦駐屯地）及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運行体制を確保する。
- (2) 県は、被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置する等安全運航体制を確保する。

2 応援ヘリコプター

- (1) 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」~~(平成7年10月締結・平成19年11月更新)~~あるいは「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」~~(平成8年7月締結・平成19年7月更新)~~あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」~~(平成22年9月締結)~~等により、他県及び関係機関（国土交通省）からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。
- (2) 要請と同時に、速やかに応援機の受け入れ体制を確立する。県は、県外からの応援ヘリコプターについては、仙台空港等において、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し、協力を得るとともに、機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

第13節 避難活動

地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難させるため、市及び防災関係機関は、適切に勧告・指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。

第1 避難の原則等

1 避難の原則

「避難行動」とは、地震災害や複合災害等から「命を守るために行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 避難勧告等の対象とする避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、避難所へ移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

(1) 指定避難所への移動

(2) 自宅等から安全な場所への移動（親戚や友人等の住家など）

(3) 近隣の高い建物等への移動

(4) 建物内の安全な場所での待機

(1) 指定緊急避難場所への立退き避難

(2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

(3) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

資料編　・資料5-4　避難の基本的フロー

第2 避難勧告・指示

1 発令する避難勧告等の種類

緊急性や避難の拘束力は「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の順に高くなる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

区分	住民に求める行動
避難勧告	避難を開始する。
避難指示 （緊急）	避難中の人には、直ちに避難行動を完了する。まだ避難をしていない人は、避難行動を開始する。避難を行う時間がない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

2 実施責任者

避難の「勧告」及び「指示」は、原則として市長が行う。市長は、市の区域内において災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、速やかに避難の勧告・指示を行い、必要に応じて大和警察署長及び黒川消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、または市長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知しなければならない。

なお、避難の勧告・指示を行ったときは、県や警察などの関係機関に通知・報告するとともに、相互に連絡をし連携協力体制を強化する。

区分	実施者	根拠法令
避難勧告	市長	災害対策基本法第 60 条
	知事	災害対策基本法第 60 条 (市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行) →直ちにその旨を公表しなければならない。
避難指示 <u>(緊急)</u>	市長	災害対策基本法第 60 条
	警察官、海上保安官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 (警察官のみ)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第 94 条
	知事	災害対策基本法第 60 条 (市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行) →直ちにその旨を公表しなければならない。
	知事、その命を受けた職員	水防法第 29 条 →水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 地すべり等防止法第 25 条 →直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。

3 避難の勧告、指示を判断する時期

市長が実施する避難の勧告・指示 (緊急) を判断する時期は、次のとおりとする。

避難勧告 … 災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断するとき

避難指示 (緊急) … 災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき

4 避難勧告等の伝達方法

(1) 避難勧告等の伝達方法

危険区域内の住民に対する避難指示 (緊急) 等の伝達は、おおむね次の方法により周知徹底を図る。

- ア TV放送
- イ ラジオ放送
- ウ 防災行政無線
- エ 緊急速報メール、登録制メール
- オ ツイッター等のSNS
- カ 広報車、消防団による広報
- キ その他

(2) 伝達内容

市長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。なお、勧告や指示の際には、危険の切迫性が住民に伝わるよう伝達方法を工夫し、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- ア 避難対象地区

- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難勧告・指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 要配慮者、避難支援関係者への伝達

要配慮者や避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、本人や家族、近隣住民等の避難支援関係者へ確実に情報伝達を行う。また障害等の特性に応じて、多様な伝達手段を活用し、確実に情報周知できる体制を整備する。

第3 警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区分		実施者	備考
災害対策基本法	第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権
	第 63 条第 2 項	警察官、海上保安官（市長やその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき）	住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長やその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）	
水防法	第 21 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
	第 21 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき）	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
消防法	第 28 条第 1 項	消防吏員、消防団員	火災の現場における警戒区域の設定権
	第 28 条第 2 項	警察官（消防吏員や消防団員が火災の現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき）	

2 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官や自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供する。

第4 避難の誘導・移送

1 避難の方法

災害時における避難にあたっては要配慮者利用施設及び住宅の避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民（例：町内会内の班等で 10～20 世帯単位）の果たす役割が大きいことから、市は民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び町内会等と連携し、避難行動要

支援者と近隣住民の共助意識の向上に努めることはもとより、避難の際は消防団員の誘導のもとにこれらの単位集団で行動できるよう平常時から心掛けておく。

2 避難の誘導

避難の勧告、指示をしたときの誘導は、大和警察署の協力を得て消防団員が行うこととし、さらに地域住民、自主防災組織等と連携を図り、協力して避難活動を行う。

誘導にあたっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

3 避難の順位等

- (1) 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- (3) 自力で避難できない場合や避難途中危険がある場合、病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

4 誘導時の留意事項

- (1) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (2) 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (3) 浸水地にあっては、船艇やロープ等を利用し、安全を期する。
- (4) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (5) 市は、消防団員、市職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- (6) 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は歩行を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で歩行による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

5 移送の方法

(1) 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市は車両等により移送する。

(2) 大規模の移送

被災地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、市において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、宮城県仙台地方振興事務所を経由して県に要請する。

6 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- (1) 戸締まり、火気の始末を完全にする。
- (2) 携帯品は、必要最小限のものにする。
(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)
- (3) 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

第5 避難所の開設

市及び町内会、自主防災組織は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められるときは、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に避難所を開設し、収容保護する。

原則として市が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

1 避難所の開設場所

- (1) 町内会は、地区の町内会館において、災害の状況と会館施設の安全性を考慮し、速やかに避難所を開設する。
- (2) 市は、被害の拡大や避難者の状況によって、学校や公民館等を避難所として指定し開設する。なお、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) ~~また、~~要配慮者については、福祉避難所や被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (5) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等、災害に対する安全性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付ける。

2 避難所開設の連絡

- (1) 市は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。
- (2) 市は、避難所を設置したときは直ちに、次の事項を知事に報告する。
 - ア 避難所開設の目的
 - イ 箇所数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み

3 避難所の管理運営等

- (1) 費用

避難所の設置及び収容のため支出する費用は、災害救助法が適用された場合の基準に準じる。冬季（10月～3月）については、別に定める額を加算する。
- (2) 開設期間

災害発生の日から最大7日以内とする。
ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は、県と協議のうえ設置期間を決める。
- (3) 避難所の責任者及び連絡員の指定

避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、連絡員を指定し避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。

 - ア 管理責任者

避難所となる施設の長とする。
 - イ 担当業務

(ア) 避難人員の実態把握に関すること。

- (イ) 富谷市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (ウ) 避難所開設の記録に関すること。

4 避難所の収容対象者

避難所で受け入れる避難者は、次のとおりとする。

- (1) 住家に被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインの被害等により、日常の生活が著しく困難になった者
- (3) 避難勧告が発せられる等により、緊急避難の必要がある者
- (4) その他市長が必要と認めた者

5 運営

(1) 避難所の運営

ア 適切な運営管理の実施

避難所の運営は、町内会、自主防災組織、学校、市が行う。

また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

避難所の運営者は、避難所における正確な情報の伝達、食料や飲料水、生活物資等の配布、清掃等について、役割を分担し、連携・協力して円滑な避難所運営に努める。

また避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ボランティア団体等は、避難所の運営に関して避難所運営組織や市に協力し、秩序ある避難生活の運営に努める。

イ 管理者の設置

市は、避難所を設置した場合には管理者を置き、避難所ごとに収容されている避難者名簿を作成するなど、その状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときはプライバシーの確保、男女のニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

ウ 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ食料や飲料水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、県や国等への報告に必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供

するとともに、個々の状態に応じて、避難所や福祉避難所への避難の推奨、場所、避難経路の提示等を行う。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好的な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、下着、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品・下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定や専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

必要に応じて、妊娠婦や乳幼児を同伴している避難者の支援のため、市社会福祉協議会や公益財団法人富谷市シルバー人材センター、育児サークル等の団体と連携・協力を図る。

ウ 運営参加者への配慮

市は、避難所運営に際して、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、**本章第18節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」**により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ゴザ、断熱シート等を調達し配置する。

(5) 避難所での食料の調理、加工

ア 「かめない」、「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

イ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

6 職員等の役割

(1) 職員等

次の事項を実施する地域の町内会や自主防災組織を支援するため市は職員を配置する。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護

(2) 避難所の所有者や管理者

市が設定した避難所を所有・管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

7 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

8 避難行動要支援者の情報提供

町内会長、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所（避難所、自宅、車中等）や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

- | | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・資料5－1 避難場所一覧 |
| | ・資料5－2 避難所一覧 |
| | ・資料5－3 福祉避難所 |

第6 学校、保育所園、幼稚園、児童クラブ、病院、要配慮者利用施設等における避難対策

1 避難対策の検討

学校、保育所園、幼稚園、児童クラブ、病院、要配慮者利用施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領措置、注意事項
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引渡し方法

2 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

第7 避難状況の報告

市（災害対策本部）は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（宮城県仙台地方振興事務所経由）、黒川地域行政事務組合消防本部、大和警察署等に連絡を行う。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- 3 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

第8 避難地区の警戒警備

避難指令勧告等指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

第9 避難長期化への対処

- 1 市は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。
- 2 市は、学校施設を避難所とした場合に、避難者数や市内の復旧状況等により判断し、教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう、避難所を統合するなど、学校施設の避難所を早期に閉鎖するよう努める。
- 3 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 4 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 5 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- 6 市は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、市外からの避難者を受入れる施設をあらかじめ定める。

第10 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅抑制に関する対応

（1）一斉帰宅抑制の広報

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等関係機関に対し、むやみに移動を開始せず、職場や学校などの施設内に留まるよう広報を行う。

（2）企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、施設内等の安全な場所に従業員、顧客、児童生徒等を待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、施設内の安全かつ一時的な滞在が可能な場所に利用者を誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

市は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

3 避難行動要支援者への対応

市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第 11 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

市は、居住地や避難場所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリーや機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第 12 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請や受入れに係る手続を円滑に行うように努める。

2 市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行う。

3 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行い、被災市町村を支援する。

4 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

市及び県は、被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

市は、広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や

支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第13 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

市及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等生活支援を行う。

それらの支援は町内会や市社会福祉協議会等共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

第14節 応急仮設住宅等の確保

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。

被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、市は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている市営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

災害救助法が適用された場合においては県が、適用されない場合においては市が、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅が必要と認めたときは、速やかに建設する。

県が建設する場合は、市内の公有地その他の土地の確保に努めるが、県が直接整備することが困難な場合は、県からの委任を受け、市が自ら整備する。

（1）設置予定数量及び単位等

1戸あたりの規模は、 29.7 m^2 （9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

（2）建物の構造は、一般社団法人プレハブ建築協会が定める応急仮設住宅標準仕様書による。

ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

（3）建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間とする。

（4）設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、その都度市長が定めた場所とする。

2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理・運営

（1）管理体制

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の管理運営は県が行うが、状況に応じて市に管理を委任する。委任に際して、市長と知事の間で、管理委託契約を締結する。

（2）維持管理上の配慮事項

市及び県は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受け入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（3）運営上の配慮事項

運営にあたっては、以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
 - (ウ) 夜間の見回り（巡回）
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア) 交流の場づくり
 - (イ) 生きがいの創出
 - (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ) 保健師等による巡回相談
 - (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - (ア) 集会所の設置
 - (イ) 仮設店舗等の開業支援
 - (ウ) 相互情報交換の支援
 - (エ) 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - (ア) 運営における女性の参画推進
 - (イ) 生活者の意見集約と反映

第2 公営住宅の活用等

被災者の生活維持のため、市営住宅の空き家の活用を行う。また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対して、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

市営住宅が被害を受けたときは、早急に応急修理等を実施する。また、必要に応じ、災害市営住宅を建設する。

第3 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、市は、県が協定を締結している不動産関係団体等と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

1 市の対応

市は、被災者の災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

2 配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、市は、町内会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底する等、被災者の避難先の把握に努める。

第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援にあたっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

第5 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼・半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

災害のため住家が半焼・半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理することができない者。~~または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。~~

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第6 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者の選定は、市長が行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 2 特定の資産がない失業者
- 3 特定の資産がない母子・父子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- 4 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- 5 前各号に準ずる経済的弱者

第7 建築資材及び建築技術者の確保

1 業者の選定

応急仮設住宅の建設は、(社)プレハブ建築協会を窓口として進める。住宅の応急修理等は、機動班が担当し、適切な執行方法による請負とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、(社)プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、(社)プレハブ建築協会等関係団体の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。

市内で建築技術者が確保できない場合は、県にあっせんを要請する。

第8 支援制度に関する情報提供

市は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者や入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

第15節 相談活動

大規模地震災害時において、住民からの身近な相談や要望に対応するため、市の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第1 市の相談活動

1 総合相談窓口の役割

(1) 総合相談窓口における相談は、生活再建や事業再建のための支援、ライフライン復旧状況、消費生活相談、安否情報など、被災した住民等からの多岐にわたる相談に的確に対応することとする。

なお、専門性を要する相談等にあっては、各担当窓口に取り次ぐ（担当班が災害復旧で対応できない場合は、後日連絡）等、住民の要請に対応する。

(2) 担当者は、相談内容を取りまとめ災害対策本部へ報告し、関係機関と連携し即時対応に努める。

2 総合相談窓口の設置

(1) 市は、災害発生後、速やかに市役所庁舎内に総合相談窓口を設置する。

なお、市役所庁舎が被災し、利用が困難なときは、代替施設を確保し、窓口を開設するとともに、その旨を住民に周知する。

(2) 住民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。

(3) 総合相談窓口を設置したときは、市ホームページ、メール、防災行政無線（同報）放送等を活用し住民に周知する。

3 専門相談窓口の設置

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

また、女性相談や心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

大規模地震災害の発生時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、市及び社会福祉団体は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

また、情報の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第1 災害情報、避難情報等の提供

本章第3節「災害広報活動」、本章第13節「避難活動」に基づく災害、避難及び避難所に関する情報等を、要配慮者や外国人の個々の状況に応じた手段によって提供する。

第2 要配慮者への支援

災害時には、要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 避難行動要支援者

市は、個別計画に基づき、町内会、民生委員・児童委員等の避難支援関係者の協力を得て、迅速に安否確認を行い、状況に応じて避難誘導等を行う。

なお、個別計画を作成していない避難行動要支援者については、生命・身体を保護するために特に避難が必要とする場合は、緊急的な措置として避難行動要支援者名簿情報を活用し、迅速に安否確認等を行う。

(2) 避難行動要支援者以外の要配慮者

市は、在宅の要配慮者について、各関係機関で保有している情報を共有し、安否確認や避難誘導等の支援活動にあたる。

また、施設在所者(入所者、従事者等)について、施設等と連携しながら迅速に安否確認を行うとともに、利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行う。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

市は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と調整及び社会福祉法人との協定により、適切な施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

福祉避難所は市有施設を利用するなどを基本とするが、必要に応じて、市内の社会福祉施設に対して協力を要請する。

エ 相互協力体制

市は、町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

（3）避難所での支援

ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が一般避難所や要配慮者専用の避難施設に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じホームヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請する等速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・腎疾患等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

市は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

その際、必要に応じて県と連携し、市で不足する専門職の派遣やあっせんを要請する。

エ 福祉避難所への移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、福祉避難所の状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

（4）災害派遣福祉チームとの連携

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームと連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3 外国人支援対策

市は、次のとおり関係団体等と連携し災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行客についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行客等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 市は、在住外国人の現状やニーズの把握に努め、必要な対策を講じる。
- 2 市は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。また、県から安否確認の連絡を受けた場合は、迅速に対応する。
- 3 市は、状況に応じて広報車や防災行政無線（同報）放送等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- 4 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消に努める。
- 5 庁内に「相談窓口」等を開設し、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決に努める。
- 6 市は、通訳を必要とする外国人のために、通訳ボランティアを富谷市災害ボランティアセンターを通じ市内外の一般から募集するとともに、県や財團法人宮城県国際交流協会に派遣を要請する。

第4 旅行者への対応

市は、災害時の旅行者の被災状況について、市内の各施設及び旅行業協会等と連携して情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により市の施設やホームページ等へ掲示し情報提供を行う。

第17節 愛玩動物の収容対策

大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第1 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応所有者の確認

負傷動物を発見したときは、保護収容し、県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第2 避難所における動物の適正な飼育

市は、避難所を設置した場合、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、必要がある場合は飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- 2 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- 3 県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。
- 5 避難所における飼い主と愛玩動物の避難スペースについては、他の避難者と異なるスペースとするなど、災害の状況等に応じて検討する。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維持に努める。

第4 放浪動物対策

- 1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。
- 2 放浪動物の対策

飼育されていた犬等の放浪による住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護

収容等の対策について、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）や宮城県家畜保健衛生所と協議する。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 負傷している動物の収容・治療
- (3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (4) その他動物に関する相談の受付

第18節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

市は、大規模地震災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節等被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第1 食料・物資供給体制の整備

1 担当の設置

市は、必要に応じて、市内での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定、県への供給依頼・報告、食料や物資調達に関わる業務を一括する担当を災害対策本部に配置する。

2 調達計画の立案

市は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機等）の早期の調達計画の立案に努める。

なお、計画策定の際には、市内での調達能力、協定を締結している各種団体からの調達、県からの調達を勘案しながら策定する。

3 多様な避難者への対応

市は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

資料編　・資料9－2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

第2 食料

市は、必要があると認めるときは、調達した食料、及び国、県等によって調達され引き渡された食料を、被災者及び応急対策従事者等に供給する。

食料の調達は救護班が担当する。

なお、日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定を締結している関係事業者等から調達を図る等して、確保する。

1 調達

(1) 米穀

市は、応急食料を供給するときは、速やかに必要量を把握し、あさひな農業協同組合新
みやぎ農業協同組合及び市内の小売販売業者から米穀を調達する。これらの調達が間に合わない場合には、市内の各農家へ広く呼びかけ、自宅に保存している自家消費米の提供を

受け調達する。

市内から米穀等を調達することが困難な場合は、知事に対し応急用米穀（給食に必要な米穀）の申請を行い、知事が指定する小売業者等から供給を受ける。

ア 調達数量等の連絡

応急用米穀及び災害救助用米穀の申請は文書によって行い、必要数量及びこれの基礎となるり災者数、応急対策従事者数等の所要事項を連絡する。

イ 受領要領

(ア) 応急用米穀の供給は、知事が指定した届出事業者から受け取る。

(イ) 災害救助法が発令され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合は、知事が指定した届出事業者から受け取る。

なお、通信、交通等の途絶により、知事に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省に対し直接申請し、現物の交付を受け取る。

ウ 県への報告

応急用米穀の供給を受けたときは、全体の数量、また災害救助用米穀の引き渡しを受けたときは、当該引き渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を県に報告する。

エ 主食の調達先

主食は、災害協定締結相手方から協力を得る。

(2) 副食、調味料等の調達

市長は、副食、調味料等を調達するときは、必要数量を災害協定締結相手方から協力を得る。ただし、次の調達先が被害を受けたとき、あるいは必要数量を確保できない場合は、知事や隣接市町村長に対し、調達のあっせんを要請する。

2 調達、救援食料の集積場所

調達した食料及び救援食料等の集積場所は、次の場所とし、市長が決定した避難所等へ配送する。

施設名	所在地	電話番号	配当対象区域
富谷市学校給食センター	富谷市富谷坂松田 20-1	022-358-0008	全域

3 供給

保健福祉部長は、調達食料等の配分について供給計画を立て、地域住民及び町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て公平に配分する。

(1) 供給対象及び供給基準量

食料の供給対象者及び供給基準量は、次のとおりとする。

供給対象	基準量
ア 炊き出しによる給食を行う必要があると認められる被災者	1人1食あたり 200 グラム
イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	1人1食あたり 300 グラム

(2) 供給品目

原則として米穀とするが、応援協定等により、食パン等の供給も行う。

(3) 供給期間及び費用負担

供給対象	供給期間	費用負担
(1) 表のア	災害発生の日から 7 日以内	市負担
(1) 表のイ	実情に応じ、市長がその都度決定する	市負担

(4) 調達食料及び救援食料の配分方法

ア 配分担当等

(ア) 食料料配分担当は**保健福祉部**とする。

(イ) 食料の配分を適正に行うため、必要により町内会、自主防災組織、ボランティアの協力を得て班を編成して行う。

イ 配分要領

(ア) 被災者に対する配分

保健福祉部は、町内会長や避難所管理責任者等から提供を受けた受給者名簿及び供給数量から把握し、一括配分を行う。炊き出しの現場責任者は、数量等を把握し供給を受ける。被災者に供給する際は、受給者名を記録し適切に配分する。

(イ) 供給機関を通じ通常の供給を受けられない者に対する配分

保健福祉部は、受給者名を記録するとともに、町内会長等を通じ配分する。

(ウ) 応急対策従事者に対する配分

保健福祉部は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

(5) 炊き出しの実施

市は、一時的に食生活を保護する必要のある者に対し、炊き出しを行い、食料を供給する。

ア 炊き出し担当等

(ア) 炊き出しの担当は救護班とし、**教育部**が協力する。

(イ) 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

イ 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失・床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他、食料を喪失し、炊き出しの必要が認められる者

(エ) 水道、電気、ガスの障害により対応ができない者

ウ 炊き出しの協力団体及び場所

炊き出しの主な協力団体は次のとおりとし、場所は市が指定する。

【 炊き出しの協力団体 】

協力団体名	連絡担当
町内会	総務部
富谷市婦人防火クラブ連合会	総務部

エ 費用及び期間

炊き出しに必要な費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。また炊き出し、その他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

第3 飲料水

水道施設の破損や汚染等により飲料水が得られない被災者に対し、備蓄水等必要最小限の飲料水を供給する。飲料水の供給は給排水班が担当する。

給排水班は、応急給水に必要な量を把握し、給水車等によって、避難場所等で市長が指定する場所に運搬して被災者等に供給する。また、飲料水の確保が困難・不足するときは、県及び隣接市町村、日本水道協会宮城県支部に対し飲料水の給水要請を行い確保する。

1 飲料水の供給方法等

(1) 納水

給排水班は、速やかに飲料水を確保・供給するため、応急給水に必要な水量の把握を行う。また、富谷市指定給水装置工事事業者及び消防団等の関係団体に対し協力要請を行い、応急給水に必要な人員を確保する。

(2) 飲料水の確保

上水道からの確保が困難な場合は、災害協定に基づき締結団体から飲料水の提供を受ける。

(3) 納水対象者

給水の対象は、被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者のか、医療機関、社会福祉施設等に対する供給を確保し、医療業務等に支障のないよう配慮する。

(4) 納水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓとするが、復旧状況に応じて順次水量を見直す。

(5) 納水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じて対処する。

(6) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(7) 納水方

給水が不能になった場合は、市が指定した応急給水場所での拠点給水方式で行うものとし、緊急度合いに応じて、医療機関、避難所、社会福祉施設等を優先して実施する。給水方法は、給水車、給水タンク等の給水資機材により行う。

2 給水資機材の調達等

市が保有する給水資機材は次のとおりで、その他必要な資機材は市内の関係業者等から調達する。不足する場合は、県に調達の斡旋を要請し、日本水道協会宮城県支部等から調達する。

所有者	種類	簡易給水タンク（水量）	給水車（水量）	連絡先電話番号
-----	----	-------------	---------	---------

富谷市	10 基 (11/1 基)	1 台 (2 t)	上下水道課 022-358-0530
-----	---------------	-----------	-----------------------

3 給水施設の応急措置

給排水班は、災害により給水施設等に被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 応急復旧資機材等の調達

応急復旧資機材等は、市の水道関係業者から調達するが、不足する場合は、県に対し資機材及び技術者の斡旋を要請し、日本水道協会宮城県支部等から調達する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- イ 給水可能箇所等の広報
- ウ 有害物質等の混入防止及び汚染が認められた場合の緊急停止措置
- エ その他、井戸水等の消毒

4 住民に対する広報

断水した場合には、応急給水の実施状況（給水方法、給水場所、時間帯、その他必要事項）及び復旧の見通し等について防災行政無線（同報）放送、広報車等により周知する。

5 応援要請

応急給水対策の応援要請は、県及び隣接市町村、日本水道協会宮城県支部に対し行う。

第4 生活関連物資の調達

被害により衣料、生活必需品等の生活関連物資を喪失した被災者に対し、必要があるときは、次により生活関連物資を供給する。物資の調達及び供給は、救護班が担当する。

1 衣料、生活必需品等の給与・貸与

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）・流失・床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、またはき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

(2) 品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事道具及び食器
- エ 光熱材料
- オ 緊急用燃料
- カ その他

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与・貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として 10 日以内とする。

2 衣料、生活必需品等の調達

(1) 調達担当

調達担当は、保健福祉部とする。

(2) 調達方法

あらかじめ災害協定を締結している民間企業等と協議し、必要に応じ調達する。ただし、市内関係業者が被害を受けた場合は、知事や近隣市町村長に対しあっせんを依頼する。

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおり定める。

施設名	所在地	配当対象区域
防災備蓄拠点施設 (富谷市複合公共施設けやき館)	富谷市富谷狸屋敷 110-4	全域

3 救助物資の配分

(1) 配分担当等

ア 配分担当は保健福祉部とする。

イ 救助物資の配分を適切に行うため班を編成する。

(2) 配分方法

ア 保健福祉部は、衣料、生活必需品等を給与・貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

イ 保健福祉部は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。

ウ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

(ア) 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）

(イ) 救助物資の品名、数量

(ウ) 救助物資の受払い数量

(3) 配分の際の留意事項

ア 供給する物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

イ 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。

第5 義援物資の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ

(1) 市は、災害の状況により義援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と連携しながら、義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを行う。

(2) 募集は、市のホームページ、県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な義援物資の品目、数量、送付先及び送付方法等について広報・周知して行う。その際、義援物資が過剰とならないよう留意する。

2 義援物資の配分

(1) 義援物資の配分にあたっては、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整し、速やかにかつ適切に配分する。また義援物資の配達においては、公益社団法人宮城県トラック協会等組織的なネットワークを有する企業・団体等に協力要請を行

う。

- (2) 義援物資の集積場所は救助物資等の集積場所と同じとするが、災害の状況を考慮し、市長がその都度決定する。
- (3) 義援物資の仕分け、配分場所への搬入、被災者への配分作業等は、被災地区の町内会役員及びボランティア等の協力も得て迅速に行うこととし、必要に応じて、各避難所管理責任者などの避難所関係者から協力を得る。
配分にあたっては、町内会長等と連携し、在宅の避難者及び要配慮者への配分について留意する。

第6 燃料の調達・供給

市は、必要に応じて、宮城県石油商業協同組合塩釜支部及び同黒川支部、**新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部**と締結している災害協定に基づき石油燃料の供給を要請するとともに、市内の給油所に対しても供給の要請を行い、石油燃料の調達を図る。

なお、調達した石油燃料は、機能の維持・継続が必要な**市役所**庁舎や医療機関、避難所等に優先的に供給する。

また、災害応急対策車両への給油も優先的に行うとともに、市外からの応援車両や応急復旧に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう調整に努める。

燃料類の供給見通し等について、住民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第19節 防疫・保健衛生活動

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、市は関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第1 防疫

市及び県は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 市は、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 市は、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 市は、必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 市は、疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 市は、必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）は、市の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 班の編成

市は、トイレ等の消毒や指導などの防疫業務を実施するため、班を編成する。

4 連絡通知等

市は、感染症の発生、または発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

5 避難所の防疫措置

避難所を開設したとき、市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動の重点事項

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

6 防疫用資機材等の確保

市は、防疫用薬剤、機材等は市内の関係業者から調達するが、不足する場合は県や隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者等に配慮をしながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが取れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーバイランスシステムの導入

市及び県は、「避難所サーバイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

市及び県は、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞等の患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

(1) メンタルヘルスケアの実施

被災地、特に避難所においては、大規模地震災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動、災害対応業務等に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、市は、精神科医等の協力を得てメンタルヘルスケアを実施する。

(2) メンタルヘルスケアの継続

市は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

教育委員会や学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、**宮城県**子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第3 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

- (1) 県は、必要に応じ食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。
- (2) 県は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

県は、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模地震による火災・建物倒壊等により死者、行方不明者が生じた場合は、市は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第1 遺体等の搜索

市は、遺体の搜索及び収容、応急埋葬に関し、防災関係機関と相互に連絡及び協力し次の要領により実施する。（以下、災害救助法が適用された場合に準じた措置とする。）

1 市の対象

（1）遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、すでに死亡していると推定されるもの

（2）遺体の処理、収容

災害により死亡した者で、その遺族等が、混乱期のため洗浄等の処理、一時保存等を行うことができないと認められるもの

（3）埋葬

災害により死亡した者で、災害のため遺族等による埋葬が困難であると認められるもの

2 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

3 遺体の搜索要領

遺体の搜索は、搜索班を編成して行う。

（1）搜索班の編成

遺体の搜索については、警察や自衛隊等により搜索班を編成し、状況に応じ遺体の処理、収容、埋葬を併せて実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとておく。

（2）検視活動

警察は、警察官が発見した遺体及び警察に届出があった遺体や変死体について検視を行う。

市は、警察官と緊密な連絡をとり、検視・検案、または検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者数を逐次把握する。

（3）事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む）

カ 費用

第2 行方不明者の搜索

1 行方不明者に関する受付窓口の設置

家族等からの行方不明の届出については、**生活班**に受付窓口を設置し、大和警察署と連携を図りながら、受付等に対処する。なお、受け付ける際には、行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身長、着衣、特徴等を詳細に確認する。

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害現場の状況に応じて、警察、自衛隊、各応援機関及び地域団体等が相互に協力して実施する。

3 捜索の期間

搜索の期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

第3 遺体の処理・収容

1 実施方法

- (1) 遺体を発見した場合は、その場所や一時保存場所において、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施し、遺族が明らかである場合は、その旨連絡し、必要な措置をとる。
遺族が明らかでない場合は、一時保存場所に収容する。
- (2) 一時保存の際には、必要な棺やドライアイス等を確保し、適切な保存に努める。特に、一時保存場所が避難所と同一の敷地内に設置された場合、避難者の生活に支障をきたさないよう、十分に配慮する。
- (3) 市内の被害が大きく、市内の施設のみでの一時遺体の保存が困難な場合や一時保存場所の設置が困難な場合は、周辺市町村に協力要請を行う。また、近隣市町村においても同様の状況である場合、県に協力要請を行う。

2 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

第4 遺体の火葬、埋葬

1 実施方法

- (1) 埋葬は、おおむね次の場合に実施する。
 - ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - イ 墓地や火葬場が浸水・流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

ウ 埋葬を行うべき遺族がないか、またはいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

エ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族や扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。

(2) 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 火葬場は次のとおり定めておく。

【火葬場】

名称	所在地	管理者	電話番号
黒川地域行政事務組合 黒川浄斎場	大和町吉田字西風 105	黒川地域行政事務組合	022-345-5530

2 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所、氏名
- (4) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

3 火葬・埋葬の留意事項

- (1) 身元の判明しない遺骨は、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- (2) 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、一時保存場所や埋葬場所等に相談窓口を設置する。

第5 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第 21 節 廃棄物処理活動

大規模地震災害発生時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第 1 災害廃棄物の処理

- 1 本市が大規模な災害を受けた場合、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 市は、災害廃棄物処理にあたって適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 3 市は、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第 2 し尿処理

1 住民への広報

市は、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。また仮設トイレをできる限り早期に設置する。

2 仮設トイレの設置

生活班は、大規模な災害により、多数の収容避難者を抱える等の状況となった場合は、災害協定に基づくなど、リース業者等から仮設トイレを調達する。必要量が調達できない場合は、県に要請する。

なお、仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

3 仮設トイレの管理

生活班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

仮設トイレが設置された避難所では、生活班が使用方法を指導する。仮設トイレの清掃・管理は避難所自治組織が行う。

なお、上下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等を早期に撤去し、避難所の衛生向上を図る。

4 収集・処理の実施

仮設トイレのし尿の収集・処理は、生活班が収集計画を立案し、業者に委託し、黒川地域行政事務組合環境衛生センターにて処理を行う。

【し尿処理施設】

名 称	所在地	電話番号	処理能力
黒川地域行政事務組合 環境衛生センター	大和町鶴巣大平字勝負沢 5-1	022-343-2149	60kℓ/日

5 近隣自治体への応援要請

し尿の収集処理が困難な場合は、県内自治体等へ応援を要請する。

資料編	・資料9-2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書
-----	----------------------------

第3 ごみの収集処理

大規模地震災害時には、ごみ処理施設の損壊による処理機能の低下やごみの大量発生による処理施設への短期間大量投入が困難な場合が予想される。

このため、市は、被災各地区ごとに数箇所の仮集積所を定め、ごみの一時的な置場を確保し収集処理する。

1 住民への広報

速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

2 生活ごみの収集

生活ごみの収集は、生活班が収集計画をたて通常の収集と同様に分別収集する。避難所では、避難所自治組織管理のもと、ごみを分別し集積する。

3 災害廃棄物の収集

生活班は被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。被害が甚大な場合は、近隣市町村の応援を求めて実施する。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 第1次処理対策の実施

(1) ごみの一時集積

大規模地震災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定し、そこへの運搬を行う。一時集積場では、次の措置を実施する。

- ア 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電4品目、ガレキ等に分別
- イ 定期的な消毒

(2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行う。

ア 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し、一時集積場所への直接搬送の協力を要請する。

イ 災害廃棄物は、生活班が一時集積場所から処理施設までじん芥車両により、搬送する。

ウ 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に運搬・処理する。

エ 分別した廃棄物の中からリサイクルの可能なものを選別し、可能な限りリサイクルを行う。

5 第2次処理対策の実施

一時集積場所に集積されたごみは、生活班がごみ処理施設へ運搬し、焼却処理する。第2次処理対策は速やかに完了する。

【ごみ処理施設】

名 称	所在地	電話番号	処理能力
仙台市ごみ処理施設松森工場	仙台市泉区松森字城前135	022-373-5399	600t/日

6 近隣自治体への要請

市は、仙台市ごみ処理施設松森工場において、ごみの処理が困難な場合は、黒川地域行政事務組合及び近隣の市町村に処理を依頼する。

第4 障害物の除去処理

1 住宅関係の障害物の除去

(1) 除去すべき対象

市は、住家及びその周辺に運びこまれた土砂、竹木等の障害物や建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて実施する。なお、次の条件に該当するものが災害救助法に定める対象である。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- エ 住家が半壊・床上浸水したことのあること
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(2) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、機動班が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設業者、自衛隊等の協力を得て作業班を編成して実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の 15%以内とする。

ただし、障害物除去の対象数は、県知事を経由して厚生労働大臣による承認を求める引き上げができる。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町村からの派遣を求める。
また、建設業者に協力を求める。

(ウ) 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、災害救助法の定めによる。

(エ) 実施期間は、災害発生の日から 10 日以内を原則とする。

(3) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行う。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。

イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。

ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部各班と協議して、除去作業実施者が決める。

2 河川関係障害物の除去

河川管理者は、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる障害物を除去する。

3 下水道障害物の除去

給排水班は、被災した下水道の調査を行い障害物を除去する。

4 主要道路上の障害物の除去

道路管理者は、災害時における市道及び県道、国道の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。

障害物の集積場所は、災害発生箇所に近く、交通に支障のない国有地、県有地、市有地を優先的に選定し、使用にあたっては所有者と協議する。やむを得ず民有地を使用する場合は、所有者の承諾を得る。

5 県への要請

市は、市において障害物の除去が困難な場合は、県へ応援を要請する。

第5 死亡動物及び放浪動物対策

1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。

2 死亡動物の処理

災害によって死亡した所有者不明の犬猫等は、生活班が収集・処理を行う。

生活班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、農林商工班と協議し処理を行う。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。

3 放浪動物の対策

~~飼育されていた犬等の放浪による住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策について、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）や宮城県家畜保健衛生所と協議する。~~

~~(1) 放浪動物の保護収容~~

~~(2) 負傷している動物の収容・治療~~

~~(3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し~~

~~(4) その他動物に関する相談の受付~~

第6 環境保全対策の推進

市及び県は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第22節 社会秩序の維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動搖も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある。

このため、市は県や関係機関と連携して、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第1 生活必需品の物価監視

- 1 市は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を阻止するため、県と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況等を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請、住民への情報提供を行う。
- 2 市は、近隣市町村及び県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じて近隣市町村を含む地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第2 警察の活動

- 1 被災地及びその周辺において、大和警察署は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。
また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行う等社会的混乱の抑制に努める。
- 2 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第23節 教育活動

教育委員会は、大規模地震災害により教育施設等が被災し、または児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等への応急教育等必要な措置を講じる。

第1 事前体制

- 1 校長、園長（以下「校長等」という。）は学校施設等の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立するとともに常に指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- 2 教職員は、常に地震災害発生に備えて、校長等と協力し応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - (1) 学校行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて教育委員会と連絡のうえ臨時休業等適切な措置をとる。
 - (2) 児童生徒等の避難訓練の検討、災害時の事前指導の実施及び事後処理を確認する。
 - (3) 教育委員会、大和警察署、黒川地域行政事務組合消防本部及び保護者への連絡網と連絡方法を確認する。
 - (4) 勤務時間以外においては、校長等は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知させておく。

第2 避難措置・児童生徒の安否確認

校長等は、災害が発生した場合や市長が避難の勧告・~~指示等~~を行った場合等においては、児童生徒の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校、在園時

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な避難場所に児童生徒の避難~~指示及び~~誘導を行うとともに、負傷者の有無及び学校施設等の被害状況を把握する。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校園外活動時の対応

遠足等校園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

2 登下校園時及び休日等の措置

- (1) 校長等は、登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況を把握する。
- (2) 校長等や教育委員会は、児童生徒等の登校前に休校の措置をした場合は、緊急連絡網により、保護者や児童生徒等に連絡する。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発令発表中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護し、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 休校・休園措置

- 1 校長等は大規模地震災害が発生し、または発生が予想される場合で児童生徒の安全確保が困難なときは、必要に応じ臨時休校・休園、授業打ち切り、避難等の措置を講ずる。
- 2 校長等は、臨時休校・休園措置を登校前に決定したときは、緊急連絡網により児童生徒にその旨周知し、授業打ち切りや避難等を行う場合は、児童生徒を安全に帰宅させる等必要な措置を講ずる。

第4 学校施設等の確保

教育委員会は、学校施設等の安全点検を行い、市長と協議し、次の措置により学校施設等を確保する。なお、学校施設等の点検にあたっては、事前に点検マニュアルを作成し、対応する。

1 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理や補強を行い、学校施設等を確保する。

2 施設の全部や一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度やその状況に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 体育館等教室以外の施設を転用する。
- (2) 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
- (3) 富谷スポーツセンターや富谷武道館、公民館等に応急収容する。
- (4) 仮校舎を建設する。

3 学校施設等の代替施設

市長は、学校施設等の代替施設について各施設の被災状況を確認し、必要に応じ、教育委員会及び校長等と協議し決定する。また、適切な代替施設の確保が困難な場合や状況に応じて仮設校舎を建設する。

第5 応急の教育方法

教育委員会は、次の措置を講じ、応急教育を実施する。なお、応急教育の実施にあたっては、事前に運営マニュアルを作成し、対応する。

1 授業

学校施設等や教職員が不足する場合は、応急的に短縮授業、分散授業、二部授業等を行う。

2 教職員の確保

県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

第6 心身の健康管理

教育委員会は、県にスクールカウンセラーの派遣要請や、職員及び教職員を心のケアに関する研修会に参加させる等により、被災した児童生徒及び教職員の心のケアに努める。

また、教育委員会及び校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒の健康管理に努める。

第7 学用品等の給与と調達

1 納入

市は、児童・生徒が学用品を喪失、またはき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

(1) 納入対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失・床上浸水の被害を受け、学用品を喪失、またはき損し、就学に支障をきたした小・中学校の児童・生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認める物

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認める物

(3) 納入の方法

ア 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長等を通じ対象者に配付する。

イ 教科書及び教科書以外の教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了するよう努める。

ウ 校長等は、配付計画を作成し、配付後、保護者の受領書を徴する。

2 調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店や教科書供給所から調達する。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、くろかわ商工会富谷事務所に調達を依頼する。

(3) 上記による調達が困難な場合には、市と教育委員会で調達方法を協議する。

第8 学校給食対策

- 1 校長等及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。
- 2 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会（電話 022-257-2324）及び関係業者の協力を得て確保するとともにその他必要な措置を依頼する。
- 3 感染症等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第9 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難となった児童生徒の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会や市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- 1 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 避難所運営は、市、学校、町内会の三者が連携し運営する。なお教職員は、児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で避難所運営に取り組む。
- 3 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るために、避難所として利用している施設の範囲等について、市、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第11 災害応急対策への生徒の協力

学校長（幼稚園は含めない）は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの避難所運営、救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 社会教育施設等の応急対策

1 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

教育委員会は、被災した社会教育施設及び社会体育施設を応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

2 文化財対策

教育委員会は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者や管理責任者、管理団体に対する指導等必要な措置を講ずる。

第 24 節 保育活動

市は、大規模地震災害により保育施設が被災し、通常の保育を行うことができない場合は、保育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら保育施設の応急復旧、乳幼児の保育対策等必要な措置を講じる。

第 1 事前体制

- 1 保育所長及び園長等（以下「所長等」という。）は保育施設の立地条件等を考慮し、災害時の避難計画等を作成するよう努める。
- 2 所長等は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急保育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - (1) 行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて臨時休所等適切な措置をとる。
 - (2) 乳幼児の避難を検討する。
 - (3) 市、大和警察署、黒川地域行政事務組合消防本部及び保護者への連絡網と連絡方法を確認する。

第 2 避難措置・乳幼児の安否確認

所長等は、災害が発生した場合や市長が避難の勧告や指示等を行った場合等においては、乳幼児等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在所、在園時

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な避難場所に乳幼児の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び保育施設の被害状況を把握する。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 所園外活動時の対応

遠足等所園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当職員が適切な指示及び誘導等を行う。

2 保護者への引渡し

(1) 所園内の乳幼児への対応

警報発表時等、屋外での危険が想定される場合、乳幼児を所園内に保護する。

その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、所園内に保護し、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に所園内保護を行う。

第3 保育施設の応急措置

所長等は、所管する保育施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、被害の状況を報告する。

第4 休所・休園措置

所長等は、被災の状況により保育が実施できないと判断したときは、速やかに臨時休所・休園の措置をとる。通常の保育が困難な場合は、応急保育等を行う場所として、他の公共施設等の利用を検討する。

第5 心身の健康管理

市は、被災した乳幼児及び職員の心のケアに努める。

また、臨時の健康診断を実施するなど、被災した乳幼児の健康管理に努める。

第25節 防災資機材及び人材の確保

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため市は、他の市町村や県及び防災関係機関と相互に連携し、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

また、災害協定を締結しているくろかわ商工会や公益社団法人富谷市シルバー人材センター、市内民間企業等へ、資機材や人材の提供について要請する。

第1 緊急使用のための調達

- 1 市は、市で保有している資機材のほか、必要に応じて不足する資機材等を災害協定を締結している団体、民間企業より調達する。
また、市内の業者及び隣接市町村の業者、応援協定を締結している市町村から緊急調達し、応急対策を実施する町内会等に提供する。
- 2 市は、防災関係機関と、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じ民間業者等に対し協力要請を行い調達する。
- 3 自主防災組織は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

資料編

- ・資料9－1 相互応援協定
- ・資料9－2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

第2 人材の確保

- 1 災害協定を締結しているくろかわ商工会や公益社団法人富谷市シルバー人材センター等へ要請する。
- 2 公共職業安定所を通じて必要な人材を募集し雇用する。
- 3 ボランティア活動の協力を申し入れる団体等の協力を得る。

第3 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難なときは、次により他機関等に対し、必要な技術者等の応援派遣を要請し、確保する。

1 指定公共機関や指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

指定公共機関や指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県や市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部が市長に委任された場合、市長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師
- (2) 保健師、助産師、看護師
- (3) 土木技術者、建築技術者
- (4) 大工、左官、とび職
- (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者
- (6) 自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるもののは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋、物資で、知事が管理・使用・収用することが適當と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適當と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管、輸送を業とする者。

第5 労働力の配分

- 1 各応急対策の実施担当責任者（災対各部長）は、労働力を確保する必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災対総務部長に労働力の供給要請を行う。
- 2 災対総務部長は、労働力供給の円滑な運営を図るため、災害発生後早期に民間団体等に対し労働力の確保依頼を行う。各災害対策部長から要請があったときは、直ちに確保措置をとり、迅速かつ的確な配分に努める。

第26節 公共土木施設等の応急復旧

道路、河川、その他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第1 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況を把握する。

また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

さらに、避難所へのアクセス道路等について、啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等には、関係機関との情報の共有化に努める。

第2 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第3 砂防・地すべり・治山関係施設

市及び県は、災害発生後に関係機関等の協力を得て、砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第4 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
環境汚染の未然防止や住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第5 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施

市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、県との連絡体制に努める。

- 1 被災建物の応急危険度判定は市が行う。
- 2 市は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成、判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物について優先的に実施し、次いで被災地の住宅等の建築物について判定を行い、自宅の使用が可能な者危険性が高い建築物については自宅への帰宅避難を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定業務は、市災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・電話通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、震災時においては、震災後災害発生後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。

第1 水道施設

- 1 給排水班は、災害発生後速やかに施設の被害状況を調査し、被害があれば直ちに被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧活動を迅速に行う。復旧にあたっては、基幹施設及び医療機関、避難所等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧する。
- 2 給排水班は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。
また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。
- 3 給排水班は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、防災行政無線、メール、SNS、テレビ、ラジオ等を通じて住民に周知する。
- 4 応急復旧活動に必要な資機材、技術者等が不足する場合は県に要請する。また必要に応じ日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援要請を行う。

第2 下水道施設

給排水班は、災害発生後速やかに施設の被害状況を調査し、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。なお、市は、必要に応じて、流域下水道管理者が実施する対策等に協力する。

1 情報の収集、被害規模の把握

給排水班は、被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

2 応急対策

(1) 管渠

- ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。
- イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

(2) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

3 被害箇所の応急復旧

市内排水設備等工事指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

4 資材等の調達

応急資材等は、次の排水設備等工事指定店から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

5 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理や不十分のままに処理水が放流されることになる。このため、給排水班は、広報を行い利用者に節水による下水使用の抑制を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第3 電力施設

1 停電時における連絡

- (1) 市は、災害時において停電や電力施設の被害を知った場合は、直ちに東北電力（株）**仙台北電力センター**に連絡し、対策を協議する。
- (2) 停電や電力施設に被害があることを知った者は、速やかに東北電力（株）や**市役所**に連絡する。

2 東北電力（株）**仙台北電力センター**の活動

(1) 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

災害発生が予想される場合や災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力からの融通

イ 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両等により行う。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急的に必要となった場合は、協定に基づき、富谷市災害対策本部に協力を要請する。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察署、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連や情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、かつ、適切に実施する。

イ 応急工事の実施

震災時における具体的応急工事については、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第4 液化石油ガス施設

1 ガス施設の応急措置等

市は、災害のため炊事用の燃料が欠乏し、日常生活に支障を来たした住民に対し、必要と認める場合は、燃料供給のあっせんを行う。

2 販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

直ちに緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、一般社団法人宮城県LPガス協会の各協議会（協議会長や事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は、一般社団法人宮城県LPガス協会の各協議会（協議会長や事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報を、一般社団法人宮城県LPガス協会の各協議会（協議会長や事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等について、一般社団法人宮城県LPガス協会の各支部（支部長や事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

3 一般社団法人宮城県LPガス協会

一般社団法人宮城県LPガス協会は、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努めるとともに、必要な対策を講じる。

4 県

県は、上記販売事業者及び、一般社団法人宮城県LPガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧について支援する。

5 関東東北産業保安監督部東北支部等

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害発生の防止や公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止、その他必要な措置をとる。

第5 都市ガス施設

1 都市ガス事業者

都市ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 製造所の緊急点検と復旧対策

速やかに製造所の緊急点検及び被災部分の応急措置を行うとともに、被害の状況により必要と判断される場合には、製造所の設備を緊急停止させ、二次災害の防止を図る。

被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

(2) 各施設の緊急点検と復旧対策

速やかに情報の収集にあたり、必要な資機材の準備を行う。

被害状況を確認後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

ア 供給停止地域の閉栓

イ 供給停止地域の復旧ブロックの確立

ウ 復旧ブロック内の漏洩検査

エ 本支管、供給管漏洩箇所修理

オ 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。）

カ 開栓

(3) 応援体制

災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

(4) 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

2 県

上記の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に、一般社団法人宮城県LPガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状況の復旧（カセットコンロの確保、液化石油ガスの提供等）について支援する。

3 関東東北産業保安監督部東北支部

災害の発生の防止や公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他措置をとる。

第6 電信・電話施設

~~東日本電信電話（株）宮城事業部電気通信事業者~~は、被害状況等を勘案し、次のとおり対処する。

1 応急対策の内容

通信設備の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失等によって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 特設公衆電話の設置

- ア 市指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。
- イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。
- ウ 広域災害が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報や救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第28節 危険物施設等の安全確保

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、市、消防、警察など、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第1 事故発生時における応急対策

1 住民への広報

市、県及び危険物施設等の管理者等は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

2 危険物施設

- (1) 危険物取扱所等の設置者等は、災害が発生するおそれがある場合や発生した場合には、速やかに次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるとともに、黒川地域行政事務組合消防本部に通報し、必要な指示を受ける。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置。
 - イ 火災の防止措置と初期消火活動、タンク破損等により流出した場合の広域拡散の防止措置と応急対策
 - ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動
- (2) 黒川地域行政事務組合消防本部は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査や巡回調査等を実施し、万全な応急措置を図る。
- (3) 黒川地域行政事務組合消防本部は、災害時において危険物取扱所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示・命令を行い、または報告を行わせる。
- (4) 危険物取扱所等の設置者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保、その機能の点検確認を行う。

資料編 ・資料3-2 危険物貯蔵取扱施設一覧

3 高圧ガス施設

- (1) 高圧ガス施設の所有者及び高圧ガスの販売業者、消費者は、災害時により高圧ガス施設等に危険が予想される場合には、速やかに使用を中止し、ガス充てん容器を安全な場所に移し、必要な保安措置を実施する。災害発生時には、緊急点検等を行い、高圧ガスによる二次災害を防止する。

(2) 市は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガス施設の所有者等及び関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請し、必要な場合は県に連絡し、処分等を依頼する。

4 火薬類製造施設等

(1) 火薬庫や火薬類の所有者等は、火薬類による災害が拡大するおそれがある場合は、火薬類を安全な場所に移送し、必要な保安措置を行う。また大規模地震発生時には、貯蔵状態の異常を確認し、火薬類による災害が発生しないよう措置する。

(2) 市は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫や火薬類の所有者、及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置をとるよう要請するとともに、必要に応じ黒川地域行政事務組合消防本部に連絡し処分等を依頼する。

また火災発生時には、誘発防止のため消火活動を実施し、延焼を阻止する。

(3) 黒川地域行政事務組合消防本部は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

県は、警察、黒川地域行政事務組合消防本部と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防災のため、取り扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

5 毒物・劇物

災害時において、毒物・劇物貯蔵施設の管理者は貯蔵状態の異常の有無を確認する。市及び県、大和警察署等関係機関は、毒物及び劇物による事件及び爆発等の二次災害防止のため、施設の管理者に対し、必要な指導助言を行う。

6 二次災害についての注意喚起等

市及び危険物施設等の管理者等は、災害によって、有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じん等（毒物・劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握するとともに、情報の共有化を図り、施設必要に応じて防塵マスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

第2 環境モニタリング

市は、県と協力し有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第29節 農林業の応急対策

大規模地震により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため市は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第1 農業用施設

市は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、耐震性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

災害が発生した場合、市は、災害による農業用施設の被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 大規模地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合は、関係機関と協議して交通の確保に努める。
- 5 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

第2 林道

市は、林道、林地に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

災害が発生した場合、市は、災害による林道の被害について関係機関・団体、協定を締結している事業所の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。
- 3 円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備のほか、防災機能を発揮する付帯施設の整備に努めるとともに、相互に連携を図る。

第3 農業

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、農業等生産の安定を期すため、必要に応じ、市に「農林業災害対策本部」を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を講じる。

災害が発生した場合、市は、災害による農業被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

2 湿水対策

地盤沈下等により湿水状態となった農地については、排水ポンプの配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

市は、必要に応じ新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部及び生産集団等が保有する農業機械について相互調整し、確保・購入あっせんを行う。

(2) 営農等資材

ア 市は、稻・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、安定供給のための対策を講じる。

イ 市は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

4 応急技術対策

市は、必要な営農資機材の確保を図るとともに、宮城県仙台地方振興事務所の指導を得て、新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部等関係団体を通じ、次の技術指導及び援助を行う。

(1) 農作物

ア 水稻

(ア) 用排水路、けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い用水の確保を図る。

(イ) 軟弱地盤地帯での稻の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水等の被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

イ 畑作物

(ア) ほ場の復元に努める。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

エ 施設園芸

(ア) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し、保温に努める。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

(ウ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。

(エ) 給水源等を確保する。

(オ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合には直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

(2) 畜産

ア 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を避難させる。

(ア) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。

(イ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

イ 倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止対策を行う等、飼料の確保に努める。

ウ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水する等して、給水施設を確保する。

エ 酪農では、発電機の調達等により、搾乳機械やバルククーラー等の電源を確保する。

オ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保、排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

カ 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

キ 飼料運搬車の運行路を確保する。

第4 林業

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、林業等生産の安定を期すため、必要に応じ、市に「農林業災害対策本部」を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を行い、被害の軽減に努める。

2 応急対策

(1) 市は、災害による林業被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

(2) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

(3) 市は、地域における応急対策を実施するとともに、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第30節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第1 二次災害の防止活動

1 県及び市町村、事業者の対応

- (1) 市、県及び事業者は、発災後災害発生後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、河川の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等について、必要に応じて、県から助言及び指導等を受ける。
- (3) 消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員や市職員等、救出・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 給排水班は、水道の漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 給排水班は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、併せて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水箇所の拡大等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市及び県は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、市は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の広報を行う。

市は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、県に土砂災害に関する情報の提供を求め、入手した情報を基に避難勧告等の判断を行う。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は、共同で必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

資料編 ・資料3-2 危険物貯蔵取扱施設一覧

5 有害物質等

市、県及び事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 余震地震・誘発地震

市、県及び事業者は、余震地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

第2 風評被害等の軽減対策

- 1 市及び県は、地震、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止や影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第31節 応急公用負担等の実施

大規模地震災害が発生した、または発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、市長等は、施設、土地、家屋、物資を管理、使用・収用、応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図る。

第1 応急公用負担の権限

1 市長

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。
- ア 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他物件を使用・収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物や物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を講ずること。
 - ウ 市の区域内の住民や当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官

市長やその職権の委任を受けた市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官は市長の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 消防職員・消防団員

(1) 消防職員・消防団員

- ア 火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- イ 火災の現場付近にある者を、消火、延焼の防止、人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(2) 消防長、消防署長

- ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- イ (1) のイ及び(2) のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物や土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。

4 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令を発し、施設、土地、家屋、物資を管理、使用・収用することができる。
- ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

- エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防ぎよや拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、市がその全部や大部分の事務を行うことができなくなったときは、第1・1・(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

第2 公用令書の交付

- 1 市長、知事、指定地方行政機関の長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋、物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ウ 施設等の管理・使用・収用にあっては、管理・使用・収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間や期日
- 3 市長、知事、指定地方行政機関の長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、または取り消したときは、速やかに公用変更や公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第3 手続き

- 1 市長は人的公用負担を、相手方に口頭で指示する。
- 2 市長は物的公用負担を、次により行う。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - ア 使用・収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称や種類、形状、数量、場所、その処分の期間や期日その他必要な事項を通知する。
 - イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市や土地建物等の所在した場所を管轄する警察署のいずれかに掲示し、通知に代える。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - ア 市長や警察署長が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長や警察署長は適正な方法で保管する。
 - イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
 - ウ 保管した工作物等が滅失、破損、保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

- エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。
- オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物、または売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第4 事前措置計画

事前措置計画は、災害が発生するおそれがある場合、災害が拡大するおそれがあると認められる設備や物件に対する事前措置について定め、災害の拡大を防止することを目的とする。

- 1 市長は、災害が発生するおそれがあるとき、または災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備や物件の占有者、所有者、管理者に対し、被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備や物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示できる。
- 2 大和警察署は、市長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるが、この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 区域内において、物的公用負担により通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- 2 区域内の住民や現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の規定に基づき、損害を補償する。

第32節 ボランティア活動

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、市は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、市社会福祉協議会及びNPO等連携組織を中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携のうえ、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等の・ボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 富谷市災害ボランティアセンター

市社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織を中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 行政の支援

市は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供

市内の被災状況等を勘案し、適切な施設等を提供するものとし、市長がその都度定める。

また、活動に必要な資機材は、市の応急対策活動に影響のない範囲で提供する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

市は、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費を、市社会福祉協議会等関係機関、団体等と協議のうえ、必要に応じ助成をする。

(3) 職員の支援及び情報提供等

市と災害ボランティアセンターの連絡調整役として、救護班が支援を行い、必要に応じ、派遣することもできる。

救護班は、ボランティア活動に必要な情報の収集伝達を担当する各班より報告を受け、災害ボランティアセンターに提供を行う。

県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。

(4) 被災状況についての情報提供

市（災害対策本部）は、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被災状況やライフラインの状況等、関連する情報を災害ボランティアセンターに提供する。

(5) その他必要な事項

(1) から(4)以外に必要な事項があった場合、救護班は必要に応じ関係機関と協議し、ボランティア活動を支援する。

第2 専門ボランティア

関係する組織からの申込の受け付けについては、救護班で対応し、必要担当班ごとに区分け・調整を行う。

第3 NPOとの連携

市は、一般ボランティアの受入体制づくりを、市社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第4章 災害復旧・復興対策

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強いまちづくりを構築していくことを目的とする。

第1 災害復旧、復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

市や県は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性、応急復旧後の状況等を考慮し、原形復旧を行う地域や災害に強いまちづくり等をめざした計画的復興を図る地域とするかについて、早急に検討し、その基本方向を決定する。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市及び県が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

市及び県は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部を設置された災害（特定大規模災害）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

市及び県は、住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めること、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて災害復旧に関する計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

市及び県は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定にあたっては、県等関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧事業期間の短縮に努める。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設

オ 急傾斜地崩壊防止施設
 カ 道路
 キ 下水道
 ク 公園

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（~~医療法~~ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- (1) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援、派遣等について必要な措置を講じる。
- (2) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援する。
- (3) 市及び県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定期間を明示する。
- (5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担・補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) ~~伝染病予防法~~ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) その他

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、地震に強い市土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じて災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

策定にあたっては、被災前の地域の課題や被災地の状況等を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう、関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

また、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

復興事業の早期実施のため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、必要な職員の配備及び職員の応援、派遣等について必要な措置を講じる。

第4 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

市、県及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的に各種の措置を講じる。

第1 住家り災証明書の交付

市は、~~発災後灾害発生後~~できるだけ早期に、り災台帳を整備し、被災者から申請された場合には、速やかに「住家り災証明書」を交付する。

住家り証明書は、被災者生活再建支援金の申請や災害救助法による各種施策、税の軽減を行うにあたって必要とされる住家の被害程度について、防災に関する事務の一環として被災者の応急的、一時的な救済を目的として、市長が発行する。

なお、住家り災証明書の交付にあたり、必要な職員が確保できない場合は、必要に応じて、県に職員の派遣を要請する。

1 住家り災証明書は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行う。

- (1) 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
- (2) 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや

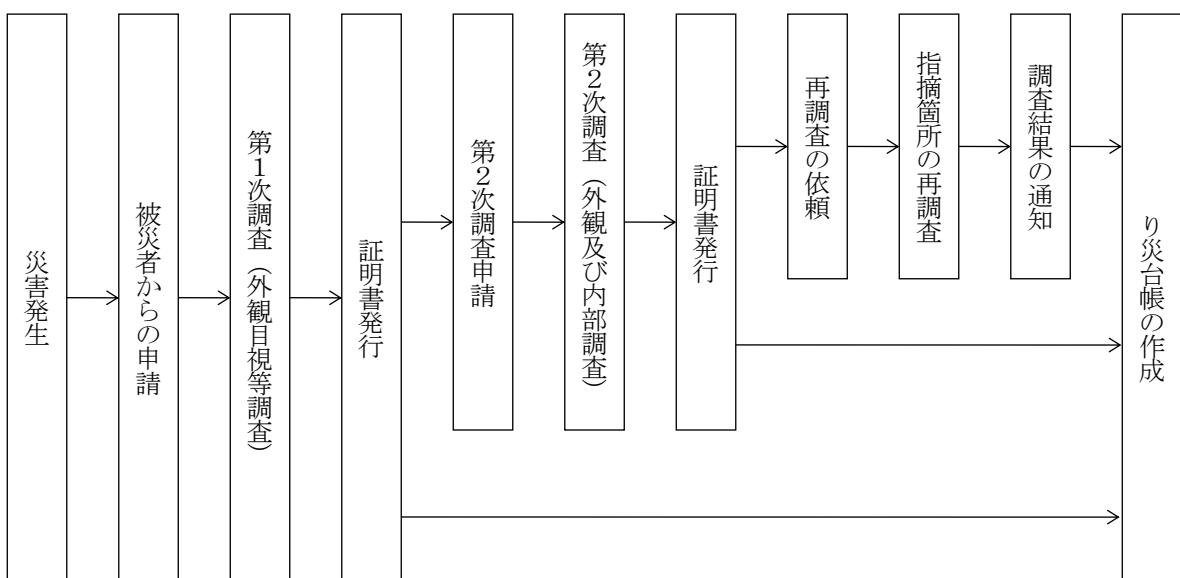
2 発行は、本市の区域内にある住家の被災者（占有者、居住者、その家族）の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記（1）については市長が、（2）については黒川地域行政事務組合消防本部消防長が行う。

3 被害住家の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 ~~平成25年6月平成30年3月改定改定~~）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき火災調査を行う。

4 被害調査は、2人以上1組とし、市職員及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、または建築士等の専門知識を有する者の協力を得て行う。

判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士等の意見を聞いて判定する。



第2 住家以外り災届出証明書の交付

市は、住家以外の建物やブロック塀、家財、自動車等に被害があった者より申請があつた場合には、速やかに住家以外り災届出証明書を交付する。

第3 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行つたときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

支給事務は、県から委託された被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が行うが、市は、県及び支援法人と連携を図りながら申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務を適切、かつ速やかに実施する。

1 対象となる自然災害

本市に關係する自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然災害により、次のいずれかに該当する被害が発生した灾害。

なお、適用灾害となる場合は、県からその旨公示される。

- (1) 市域において、災害救助法施行令第1条第1項第1号・第2号のいずれかに該当する被
~~害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）~~が発生した場合
- (2) 市域において、10世帯以上の住宅が全壊した場合
- (3) 県域において、100世帯以上の住宅が全壊した場合
- (4) 上記(1)、(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上
の住宅が全壊する災害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生し、上記(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 上記(1)、(2)の市町村を含む都道府県、(3)に規定する都道府県が2以上ある場合、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満の市町村に限る）

2 支給対象世帯

- (1) 支給対象となる世帯は次のとおり。
- ア 住宅が全壊した世帯
 - イ 住宅が半壊し、または敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
 - ウ 被害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 (長期避難世帯)
 - エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は、各該当欄の金額の4分の3となる。
(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2 (1) アに該当)	解体 (2 (1) イに該当)	長期避難 (2 (1) ウに該当)	大規模半壊 (2 (1) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 手続き

- (1) 申請期間

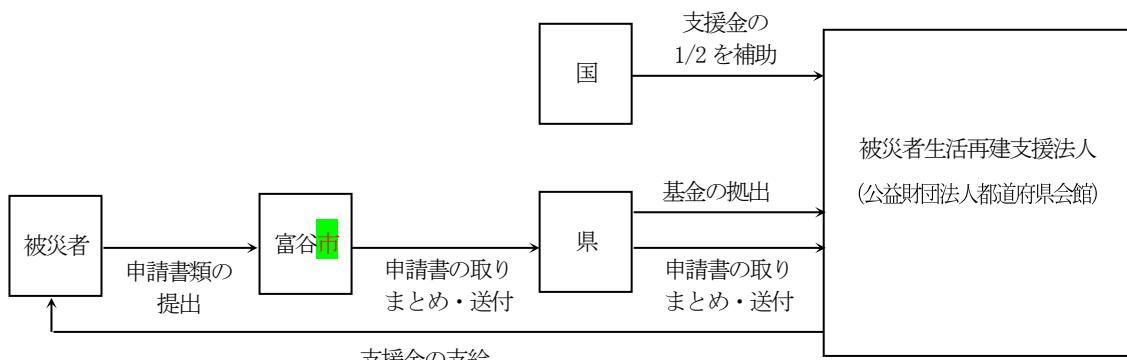
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

- (2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：り災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

- (3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



6 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

7 独自支援措置の検討

市は、災害が発生し住家の被害が多い場合や被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、住家の修繕支援制度など、独自の支援制度創設について検討する。

第5 損害保険の活用

火災保険で補償される損害は火災だけに限らず、地震災害等によって建物や家財が損害を受けた場合も保険金が支払われるものがあり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は防災関係機関と協力し、制度の普及促進にも努める。

第6 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。また貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子及び父子寡婦福祉資金

救護班は、宮城県仙台保健福祉事務所と緊密な連携のもとで、母子及び父子寡婦福祉資金の貸付制度について活用を周知する。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畠、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯や他から資金を借り入れすること

ができない世帯であること。

【生活福祉資金福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度】

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより 臨時に必要となる経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金

市は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、県の協力を得ながら利用を図る。また、市は必要に応じ、一般住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第7 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給するよう、宮城県仙台保健福祉事務所に要請する。

第8 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、富谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給する。

1 災害弔慰金

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波 その他異常な自然現象による被害	
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

第9 税負担等の軽減

市及び県は、必要に応じ、地方税等の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

- 市は、その受けた被害の程度により、固定資産税、住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期末到来分の一部や全部を免除する。
- 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第10 雇用対策

- 市はハローワーク大和と密接に連携し、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。
 - 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
 - 被災者のための特別相談窓口等の設置
 - 雇用保険失業給付の特例支給の要請

- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
 - (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置の要請
- 2 市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するよう努める。

第11 相談窓口の設置

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

市外に避難した被災者に対しても、市と避難先の地方公共団体が協力し、被災者の所在地等の情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図ることで、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

市及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第1 一般住宅復興資金の確保

市は、県と連携をとりながら、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

第2 住宅の建設等

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設や公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、買取、被災者へ転貸するために借りあげる。

(2) 生活維持の支援

市は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(3) 計画的な恒久住宅への移行

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

市は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講じる。

また、災害の規模に応じて、県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

第3 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域や災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度やその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：ア～カは3／4、キは1／2）

- ア 住宅団地の用地取得造成
- イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- ウ 住宅団地の公共施設の整備
- エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り
- オ 住宅団地内の共同作業所等
- カ 移転者の住居の移転に対する補助
- キ 事業計画の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができます。

第4節 産業復興の支援

市は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう、市は、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第1 中小企業金融対策

- 1 市は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し、指導及び広報を行う。
- 2 市は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- 3 市及び県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

第2 農林業金融対策

市は、県に協力を要請し、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設等、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第3 相談窓口の設置

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

市は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第1 防災まちづくり

- 1 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。
併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 4 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 5 市、県及び当該教育委員会は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災減災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第2 想定される計画内容例

市は、関係機関と連携し、都市基盤の復興を目指して、各種事業計画を策定する。

- 1 **主要交通施設の整備**
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 **被災市街地の整備**
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 **ライフラインの整備**
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

河川、砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園等防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

第6節 義援金の受入れ・配分

大規模地震災害時には、多くの義援金が送られてくることが予想されるため、市は、これらの受入体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第1 受入れ

1 窓口の決定

市は、県、日本赤十字社宮城県支部及び市社会福祉協議会等と協議を行い、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

2 受入れ及び管理

市及び県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 配分委員会

市は、日本赤十字社宮城県支部等と協議し、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議のうえ、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておく等して、迅速な配分に努める。

2 配分

- (1) 「義援金配分委員会」は、義援金総額、被災状況等を考慮して配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。
- (2) 義援金の使途については、関係機関と十分協議し、国民的合意が得られるように努める。

第7節 激甚災害の指定

市は、災害により市内で甚大な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けることにより、市に対して特別の財政援助、被災者等に対しては特別助成措置が行われるため、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第1 激甚災害の調査

1 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

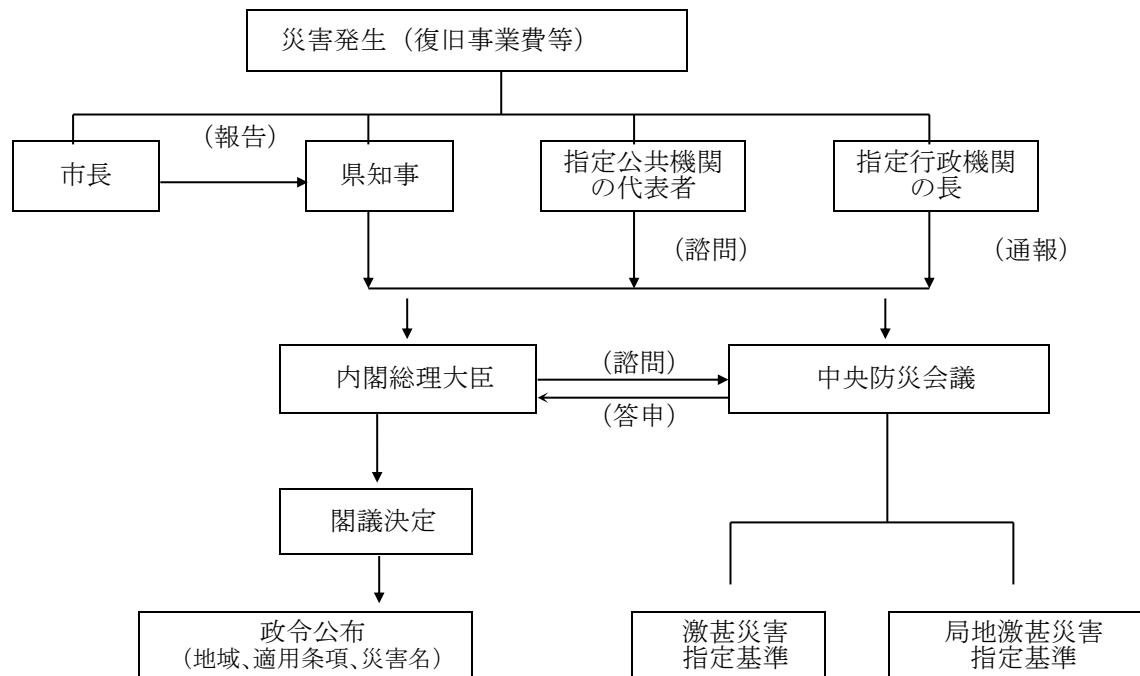
2 市

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害や局地激甚災害に関する調査について協力する。

第2 激甚災害指定の手続き

指定の手続きは、市長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第4 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（平成21年3月10日改正）

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
法第2章 <u>(公共施設災害復旧事業等</u> <u>に関する特別の財政援助)</u>	<p><u>次のいずれかに該当する災害</u></p> <p><u>(A基準)</u></p> <p><u>事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</u></p> <p><u>(B基準)</u></p> <p><u>事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2</u></p> <p><u>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</u></p> <p><u>(1) 都道府県負担金事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25</u></p> <p><u>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×0.05</u></p>
法第5条 <u>(農地等の災害復旧事業等</u> <u>に係る補助の特別措置)</u>	<p><u>次のいずれかに該当する災害</u></p> <p><u>(A基準)</u></p> <p><u>事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</u></p> <p><u>(B基準)</u></p> <p><u>事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</u></p> <p><u>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</u></p> <p><u>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4</u></p> <p><u>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</u></p>
法第6条 <u>(農林水産業共同利用施設</u> <u>災害復旧事業費の補助の特</u> <u>例)</u>	<p><u>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</u></p> <p><u>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</u></p> <p><u>2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</u></p> <p><u>ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、漁業被害見込額>農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、5,000万円以下と認められる場合を除く。）には適用。</u></p>

	<p>(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の 0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の 1.5%により、法第 8 条の措置が適用される災害</p>
法第 8 条 <u>(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</u>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A 基準)</p> <p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B 基準)</p> <p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3</p>
法第 11 条の 2 <u>(森林災害復旧事業に対する補助)</u>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 5</p> <p>(B 基準)</p> <p>林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 1</p>
法第 12 条、13 条 <u>(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</u>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。） × 100 分の 0.2</p> <p>(B 基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2 または 一の都道府県の中小企業関係被害 > 1,400 億円</p> <p>ただし、火災の場合または第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

<u>法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</u>	<u>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設にかかる被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</u>
<u>第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)</u>	
<u>第19条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</u>	
<u>法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</u>	<p><u>次のいずれかに該当する災害</u></p> <p><u>(A基準)</u></p> <p><u>減失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</u></p> <p><u>(B基準)</u></p> <p><u>次の1、2のいずれかに該当する災害</u></p> <p><u>ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</u></p> <p><u>1 減失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上</u> <u>かつ、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>(1) 減失戸数が一市町村の区域内で200戸以上</u></p> <p><u>(2) 減失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</u></p> <p><u>2 減失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上</u> <u>かつ、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>(1) 減失戸数が一市町村の区域内で400戸以上</u></p> <p><u>(2) 減失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</u></p>
<u>法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</u>	<p><u>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害</u></p> <p><u>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</u></p>
<u>上記以外の措置</u>	<u>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</u>

2 局地激甚災害指定基準（平成23年1月13日改正）

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p><u>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</u></p>	<p><u>1 公共施設災害関係</u></p> <p><u>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</u></p> <p><u>ただし、該当する市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満のものを除く</u></p> <p><u>(ア) 当該市町村の当該年度の当該年度の標準税収額の50%を超える市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除く）</u></p>

<p><u>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</u></p>	<p>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ウ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p>
<p><u>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</u> <u>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置(ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る))</u></p>	<p><u>2 農地、農業施設等災害関係</u> 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p><u>右の市町村の区域内での右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</u></p>	<p><u>3 林業災害関係</u> 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>
<p><u>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置</u></p>	<p><u>4 中小企業施設災害関係</u> 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模地震災害発生時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災減災対策に生かすことにより市の防災減災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第1 検証の実施

市、県及び防災関係機関は、大規模地震災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかつたこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

【主な検証項目例】

1 情報処理

県や国、近隣市町村等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材等）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・府内各部の間の業務調整

4 組織間連携

府外各機関（県、国、市内関係機関、協定締結団体等）との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

住民や市外への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制

市、県及び防災関係機関は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、府内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第3 検証の対象

応急対策の実施者及び住民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部（府内各部等）
- 2 県
- 3 防災関係機関
- 4 住民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体 等

第4 検証手法

市、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果の防災減災対策への反映

市、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災減災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

第6 災害教訓の伝承

市、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討にあたって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。